

ひ發芽し、一時は前途多少見るべきもの無きにあらざりしも、一昨々年末獨立協會の蹉跌に前後し、新聞紙も亦却つて幾分の退歩を示すに至りしと遺憾と謂ふべし。目下京城にて韓人の手に依り發行せらるる新聞紙は皇城新聞及び帝國新聞にして、其本邦人の手にて發行せらるるは漢城新報(明治二十八年創刊)なりとす。漢城新報は日本文及朝鮮文を交叉して隔日に發行し、皇城帝國の兩新聞は日刊にして、其紙面孰れも我が内地に於ける新聞紙の半折大なるべし。此外従前には獨立新聞(英文及び朝鮮文を隔日に發行せり)、毎日新聞、時事叢報、商務時報等の發刊ありしと雖も今や孰れも廢刊せり。愛むべきは英文獨立新聞にして、始めはドクトル、チェーソン(徐載弼ともいふ、元と韓人にして後ち米國に歸化せる人)の手に依り、後ちには尹致昊(今鎮南浦監理たり)其軀を操りて久しく京城の政界に於ける一雄鎮たりしと同時に、半島の社會改良と文化の進歩を促すに少なからざる功績を供せしのみならず、又内外人の思想を社會に介する好機關たりしか、一昨々年末に於ける獨立協會の厄運は遂に尹氏をして元山に去らしむるに至り、其後一二の外人社を襲ひて筆を執らざりしにはあらざると雖も、衰運再び挽回せらるるに至らずして終に滅ひぬ。京城以外には半島の政治なきか如く韓國人の手に係る新聞紙なし、唯本邦人の手に依りて發行せらるるもの釜山に朝鮮時報(明治二十五年創刊)あり、仁川に朝鮮新報(明治二十一年の創刊にして初め仁川京城隔週商報といひ、後ち朝鮮旬報と改まり、更に朝鮮新報となれり)あり、

木浦に木浦新報あるのみ。

氣候

最後に京城の氣候に就ひて再ひ言はん、蓋し京城は其緯度稍々我が仙臺地方に當ると雖も、寒暑の度合は仙臺地方の比にあらざりて寧ろ札幌地方に類するか如し。且つ冬期に於ては寒暖の激變甚しく、日夕僅に二三時間を隔て、二十度乃至三十度の差違を示すか如きは珍しとなさず。殊に昨年之初めに於ける寒氣は既往六七年以來の大寒と稱せし程にして、一月二十六日の如きは午前六時に於て華氏一度、即ち氷點以下三十一度を示し、午後二時に至るも華氏二十三度、即ち氷點以下尙ほ九度にあり。當時液氷と云へは勿論、鶏卵の如きは石よりも堅く、石油は削りて使用し、酒に至りては鍋にて煮て喫すと云ふも過言にあらざるほどなりき。此際に於ては田澤河川悉く氷結し、人馬牛車の往來自在に行はる。唯半島の氣候に特色なるは俗に三寒四温と稱し、嚴寒三日を重ねれば次の四日間は著しく暖氣を感ずること不思議と云ふほど規則正しく、古來曾て此循環方則に違ふたることなきは謂ゆる大陸的氣候の一端とも謂ふべきか。夏期に至りては、八月の前後に亘る三四十日間は日中炎暑焼くか如く、華氏の百度に達すること往々ありと雖も、朝夕涼氣を感ずるの甚しきは以て此苦悶を凌ぐに足る。獨り降雪は極めて稀にして、且つ深く積るも六七寸を上らず。降雨も一年を通して寧ろ少きか如し。謂ゆる雨期なるものは本邦よりも遅るること約一ヶ月、即ち七月より八月に亘り、而も多くは沛然盆を覆すか如き大雨にして、霏々たる

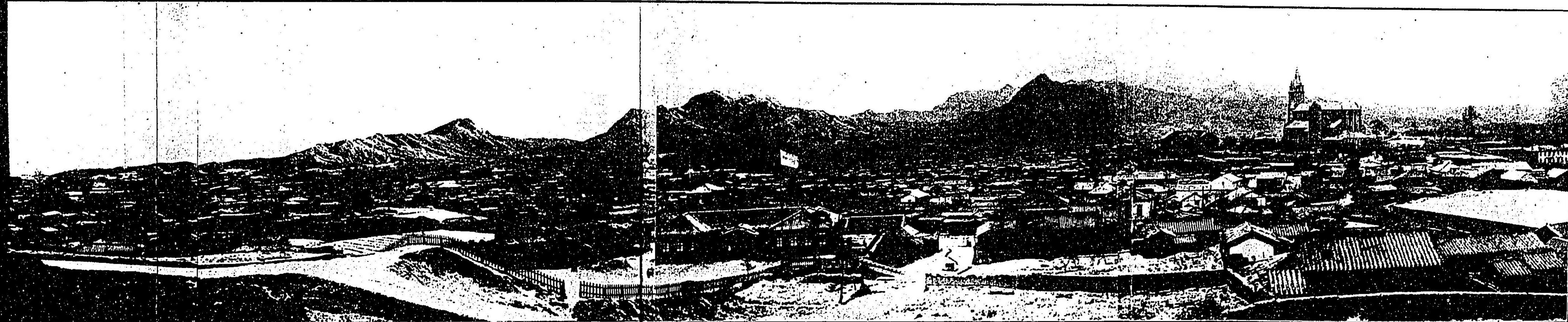
細雨は比較的稀なりとす。年の十月頃より翌年三四月頃までは、殆んど一滴の雨すら見ざることあり、全道到る處赭山に富み樹木に乏しきは蓋し之れか主たる原因たらざるなきか。故に空気が乾燥を極め、慣れざる者は往々健康を害するのみならず、飲用水は城内に乏しく、殊に真水に至りては僅に南山及び北部機器局附近の外得るに山なきが故に、赤痢の如きは殆んど風土病たるの観なきにあらす。然れとも大體に於て京城の氣候は慣るれば則ち我が内地に勝るものあり、殊に三月乃至五月頃の如きは我が謂ゆる花曇りなるものなく、連日天高く氣朗にして、春風怡蕩其快や言ふへからざるものあり。

名勝舊蹟

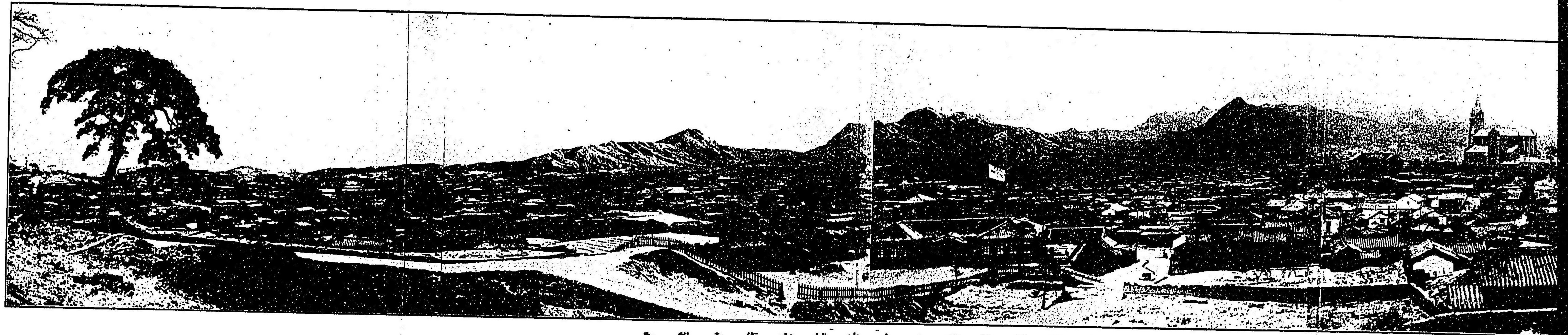
京城の情勢は上來配する所に依りて略々其一斑を窺ふを得へし。若し夫れ閉日策を散して城内及び附近の名勝舊蹟を探くらは、五百年の歴史を有する舊都會復た必しも見聞に値するものなきにあらじ。今試に其三、四を擧げんか。

倭將臺

臺は文錄の役増田長盛の築きし所、當時一千五百の兵士此處に屯營せしと云ふ、南山の中腹に位し、京城の市街は一眸の下に望むを得、朝霞に雅にして月夜に麗なりと雖も、特に雪景の美なるは最も賞すへし。臺の境城五百坪もあらんか、崖に沿ふて幅一尺内外の溝あるは甲午の七月皇軍の砲列を備へし痕跡なるへし。歩いて上ること町餘、我が太神宮の靈殿あり、側に甲午役の戰勝紀念碑建つ、以て京城唯一の公園に擬すへし。更に赤砂を踐み青松を排し、岩石に擧



雪後倭將臺より東城市場を望む



雪後倭將臺より京城市街を望む

げて上ること數百千歩、方は是れ南山の頂顛なり、曾て下巖齋(鐘運)の

平、日、望、南、山。山、高、接、長、天。今、日、登、南、山。只、是、一、石、拳。山、豈、前、後、異。居、高、意、豁、然。

欲、知、天、下、小。須、登、秦、山、顛。天、上、俯、人、間。知、應、一、點、烟。

と咏して其宇宙觀の題目とならしめたる南山は則ち是れ。乃ち誦し乃ち歩いて舞堂に詣て、爰に没美的の偶像を嘲りつゝ、更に轉して溪間に沿ひ降ること百歩許り、一小社宇あり、忠武廟と稱す、是れ諸葛武侯の祠殿にして、往時儒生の貢進仕官を欲する者往々此處に脆生し、晝夜幾百回となす。彼の出師表を誦覽暗誦し、之れを以て考試の登第を天に祈りし所と稱せらる。此の如きものは數時間に亘る好個の散策方面なり。

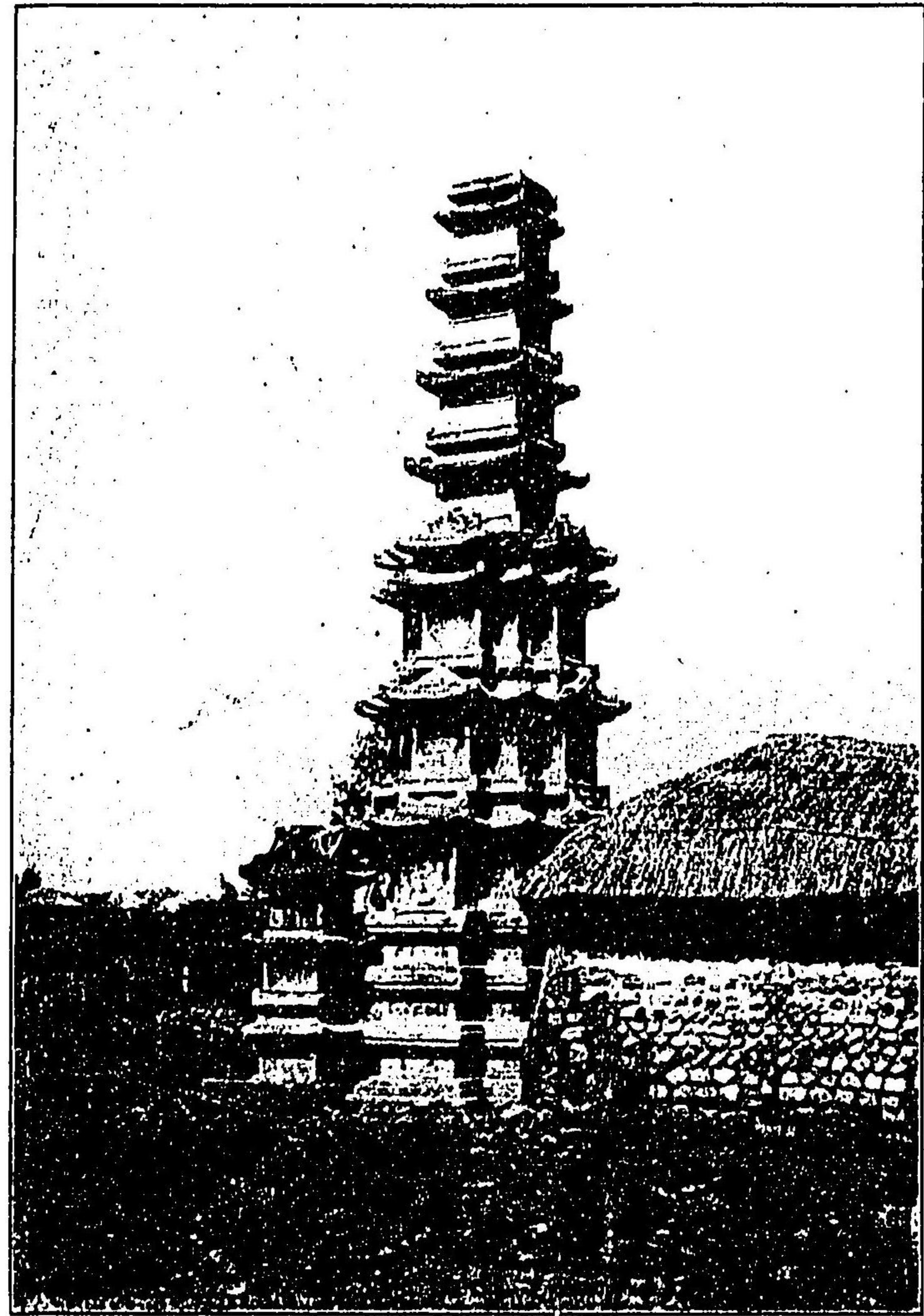
礮石の塔 城内中部塔洞にあり、今より七百年前高麗元宗の朝其妃を明の皇室より迎へしの際、明皇帝の贈りしものに係ると云ふ。當時高麗には佛教盛に行はれ、元宗の如きは殊に熱心なる信者なりしかは、塔と共に壯大なる寺院を立てたりしとぞ。後年李朝に至りて僧侶は悉く城内に放逐せられ、之れと同時に寺院も悉く破壊せられしと聞く。塔は元と十三階なりしが、文錄の役加藤清正之れを戦利品となさんとし、三階まで取下せしも重量に堪へずして其まゝ側傍に放棄せらるなりと傳へらる。

老人亭 南山より東南に下り、松林溪畔を過きり、細徑に沿ふて進まば、赤砂青芝の下靜幽閑

遼の一閑亭に達せん、是れ閔氏一族の別墅にして老人亭と稱す。甲午の七月十五日、即ち日清戦争の幕が開かる、數日前、時の公使大島氏か嚮に韓廷に向つて要求せる改革問題に關し、同公使と韓廷の改革委員と長時間の會合商議を爲せし所、謂ゆる老人亭會議なるもの今尙ほ時人の耳朶に印せらる。閑日試に訪ふて當年を追想し時事を嘆するも亦志士の慨なしと爲さじ。

●●●●●
南別宮 宮といふも平素何等の作用あるにあらず、昔時は清國よりの勅使を饗する所に充て、又往年皇帝の即位式を此宮にて舉行（去る三十年十月十二日）せられたるを以て名あり。宮は李朝第二世成宗の其子某の爲めに建設せしものに係る、某此宮に移りてより日夜宴遊を事とし、醜行淫穢至らざるなく、庭の一隅に高樓を設け、坐して街路を掃み、會々婦人の乗れる轎其下を過ぎるわらは、直に人を派して其轎窓を開かしめ、容色美ならは之れを拿捕拐囚して枕席に侍せしむ、民人之れを惡み遂に竊に殺さしめたりと云ふ。宮内に園丘皇壇あり、壇は圓形にして三層より成り、每層高き三尺餘、煉瓦を以て築上げ、下層には石壇を繞らし、上層には煉瓦を敷詰り、結構亦美ならざるにあらず。

●●●●●
關羽廟 關羽は文錄の役以來韓廷の守護神なり。壬辰の歲我軍長驅して半島に入り威八道に振ふや、韓廷爲す所を知らず、時に關羽夢に明帝に誦して曰ふ、朝鮮事急なり、何ぞ速に之れを救はざると、明帝答ふるに將軍其人なきを以てす、關羽即ち曰く、乞ふ自ら征かんと、是に於てか



蠟石の塔

關羽の靈は忽焉として渤海を渡り、進んで韓京に入りしが、一夜靈風突如として南大門外に起り、猛然進んで城内に入り、破竹の勢を以て倭軍を四方に潰亂せしめ、縱横無盡に驅馳せし極遂に東大門外に至りて息みしとぞ。韓廷其の靈を偉なりとし、亂平くるの後ち廟を南大門外と東大門外との設けて恭しく其靈を祭り、延ひて以て今日に及べりと云ふ、今は略して單に東廟及び南廟と稱す。

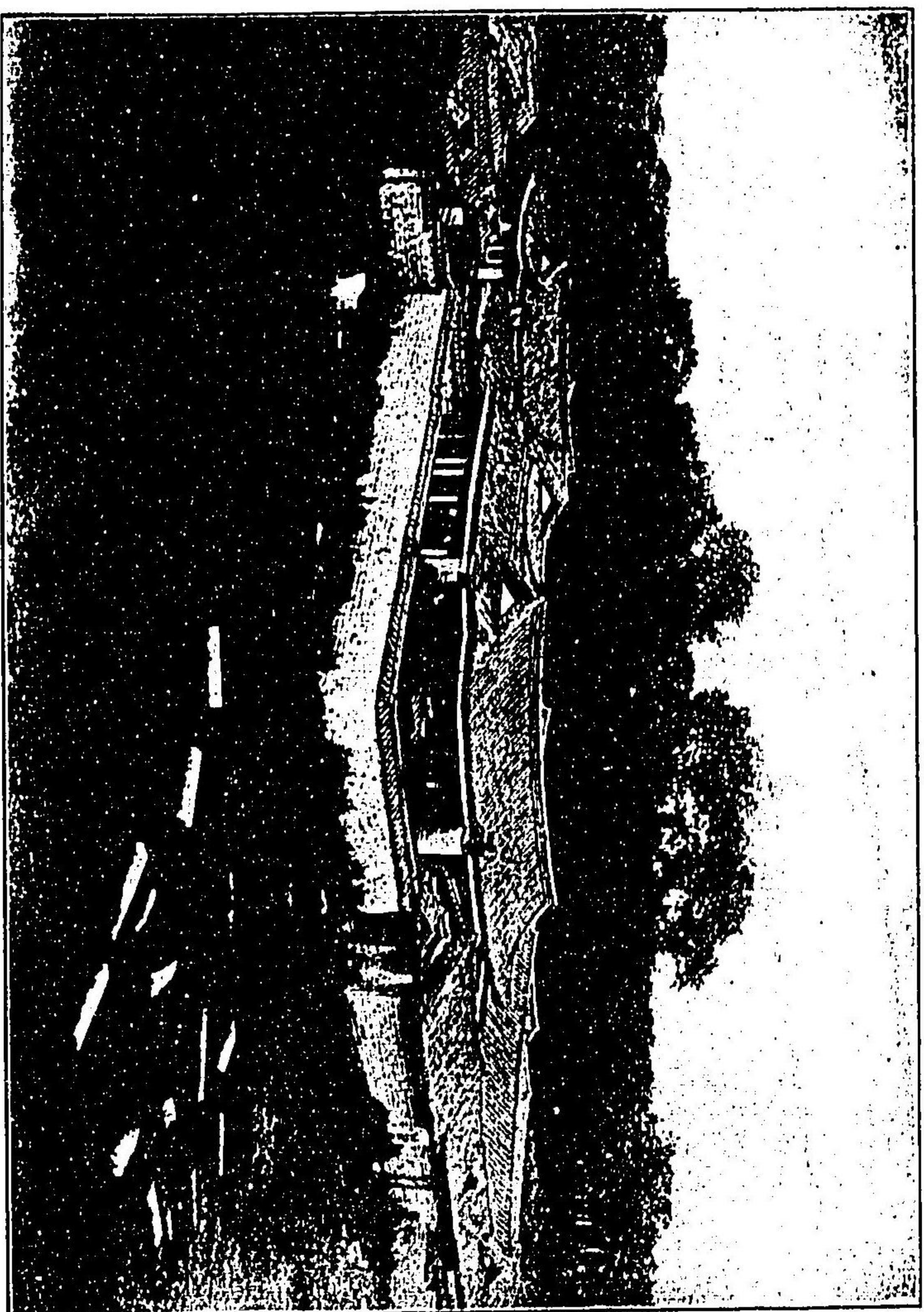
文廟 文廟は孔子を祭れる廟にして、東小門内馬頭山の北にあり、現王朝の太祖其鼎を漢陽に定めしの時建設せしものに係る。當時の政策は排佛崇儒の主義なりしか故に、文廟の在る所則ち一時經學講究の盛庭をなせり。而も爾來教風變遷、今や唯空誦呆讀の徒碌々廟の後庭成均館内に起臥するあるを見るのみ。明倫堂なる扁額の一巨屋は蓋し古來大講堂に充てしものなるべく、梁棟巢雀羅の外見るべきものなしと雖も、往古經籍講論の筵と想へば崇高敬虔の念自から生せざるを得ず。

清涼里 是れ故明憲太后陛下、即ち謂ゆる閔后殿下の洪陵の在る所なり。東大門外一里有餘、途すがら遙山連圃を眺めつゝ歩して清風雅景を賞するも亦頗る妙ならずとせず。洪陵の境域は數百町歩もあらんか、皆曾て民有の田畑地にして、中に閑寂なる一尼寺の在りし所、乃ち韓廷悉く之れを卷揚けしなり。工事始まりて既に三年、近時漸く其竣工を告げしものにして、陵殿高く聳

へ、緑林森然之れを繞り、墳墓とにしては壯觀復た他に比類なきものゝ如し。電氣鐵道は一昨年の初め、線路敷設の第一着歩として京城より先づ此清凉里まで架せられたり、而も架設了りて程なく洪陵移遷の議は起り、近時に至りて其議遂に確定せしものゝ如し。蓋し一昨夏以來皇太子殿下には腸胃を患へ給ひて藥石も容易に其効を奏するに至らず、是に於てか或巫女卜者内官等相謀り建議して曰ふ、洪陵の地葬下に近し、是れ病の咀を爲すなり、故に洪陵を楊州に遷さるゝこそ寶壽万歳の基ならめと。宮中忽ちにして起き、遷陵の議一決して勅使は楊州に下りしとぞ。然り而して之れと前後して早や既に電氣鐵道延長の議は宮中と米國の請負業者との間に内決せりと風の説すらあり、而も此風説か近き未來に事實となるは殆んど疑ひなき所、歐米の企業者か半島の利源を開拓するに就ひては、當初よりの設計万事に抜目なきと驚くばかりなり。

石坡亭 北門を出て坂嶺を下ること數町、故大院君の別墅なり。庭園廣く、奇樹怪石に富み、溪水其間に流れ、幽邃閑雅轉た仙境に入るの想あり、九月十月の交、紅楓を此處に探くるは殊に妙なり。其屋宇閣上に懸る「剛日讀經柔日讀史」、「有酒學仙無酒學禪」等の文字は、老雄の心事を語るものに似て無量の感を起さしむ。

孔德里 是れ亦故大院君の別墅にして、南大門より麻浦街道約二十町の所にあり。街道より折れて數町の間、楊柳路の兩側に並植せられて風景頗る佳なりとす。幾多の陰謀詭計此一邸内に畫策



(35 圖) 京城の君宮野庭(人平海) 聖別の君院大成るけ於に里德孔

過ぎ、兩幹起頭院に至り合して一流となる。故に其南幹の上流をして更に二里の延長おらしめは、漢江は常に西黄海より東日本海に亘りて半島の國土を中斷するを得べきなり。起頭院より西流すること數里、京城の南に沿ふて松坡、鷲梁津、龍山、麻浦、楊花津等を過ぎ、交河の附近に至りて漢江の水は臨津江に合すべし。楊花津より下流は河幅漸く廣まりて一哩乃至二哩其臨津江と合するや河水蕩々海を爲し、漸く下りて幾多の島嶼左右前後に碁布す、江華島の如きは其尤たるものなり。其河口濟物浦より上りて龍山に至る水程は迂曲して大約三十里、而も京仁間の往復は險惡なる陸路十里に比し、却つて此水運を利用するを便とするが故に、京仁鐵道の開通以前にありては毎年三月中旬より十一月末に至る八九ヶ月間は、京仁に來往する者此水運に頼るを多しとせり。此八九ヶ月間を除ひては、漢江全く氷結して復た水路の航運をなすに由なきなり。其航運期間内と雖も、本來韓人は河川を利用するを知らず、其堤防の設備なきは勿論、船舶の航行に適せしむるか爲めに河床を修理するか如きは曾て爲さざる所にして、唯自然の水流に放任するか故に、漢江の如きにありても其水底は概して深からざるに加へて潮流の干満殊に甚しき懸隔あるを以て、吃水五尺に達せざる三四隻の定期小蒸汽船も、尙ほ且つ干満の時間を察して僅に航運するに過ぎざるなり。其他帆船及び蓬船の往來に至りては其數を知らず。由來京城は漢江に依りて其都會たるの地位を保ち得たりと謂ふも不可なく、都下二十万の人民か其能く飢へず凍へず以て日



津花橋の月五年七十二治明

常の食料薪材を得來りたるは實に漢江の賜ならん。

漢江の水幅は其狹き所百間内外、最も廣き所は里餘なるべし。沿岸の眺望亦頗る佳景なるものあり。仁川より汽船にて遡ること一二時間にして左方の沿岸一大城樓の連接するものあるを望む、之れを江華島の鼎足山城となす。島は漢江の流口に横はり、周圍三十有餘里、即ち濟州巨濟に次ひての大島なり。懸崖絶壁恰も屏風を駢立せしめたるか如く、壘塞砲臺相連りて嚴然漢江の要害を扼す。大院君攝政のとき猛烈なる鎮國主義を執りて一たび佛軍を退け、再び米艦を去らせ、三たび我が雲揚艦に向つて螳螂の斧を試みんとせしは則ち此處、顧み來れば此附近は半島の開國史上に甚なからざる名劇を演せしもの、漢江を上下するの際此好個の紀念物たる島岸の廢壘と鼎足山上の古城壁とを目睫に望んで半島當年の意氣を回想せざる能はざるなり。

以上挙げたる名勝舊蹟の外、城の内外尙ほ幾多の好光景に富み、行人の賞嘆に値すべき所實に少なしとせず、殊に城外にありては閑靜幽雅の山間溪谷相連り、自然の水、自然の石、自然の樹、各雄を競ひ奇を争ふ、滿目の形象一として一篇の詩歌を成さざるはなし。後の觀風を京城に試むるの客、其胸中の感慨詞藻を恣にせんと欲せば乞ふ先づ去りて城外に遊べ。

祖王成桂去外天。國運爾來幾變遷。空見漢陽形勝壯。苔蘿鎖壁古朝鮮。木香山
 昨迎清帝沐天恩。今見巍巍獨立門。反映崇陽壁如雪。塵封樓閣白氛昏。獨立門
 民會漫歎獨立名。世運常期事大盟。一蹶忽消論譚々。館上空聞燕雀聲。獨立館
 六矣塵頭競繁華。人馬如山來往譚。攘夷碑誌今何在。西客揚々弄電車。鏡路
 水漂橋下水無漂。千尺塵埃臭氣饒。此畔還通狹斜巷。初知泥裏有紅嬌。水漂橋
 妾本棲遲白岳鄰。難忘往昔替松筠。敗墟不語無情夢。來息觀風異域人。景福宮
 夜來童爾阿蘭歌。如此韻沉調緩何。漸逼客窓斷腸思。砧聲處々和愁多。阿蘭歌
 柔日問花讀史亭。亭中無主草青青。來看有酒學仙處。俗客絃歌醉內庭。石坡亭
 有酒學仙無酒禪。一聯高揭意超然。老雄已逝莊村在。楓下手翻殘讀編。同
 三冷四溫來去頻。惠化門外接迎春。初知五月桃花色。未見避秦晦迹人。惠化門外

第三章 景福宮及び慶運宮

昌德宮と景福宮

京城に觀風を試むるの客にして韓半島五百年來の變遷と其盛衰とを研究するに資せんと欲せば、
 先づ古來幾多の陰謀陷阱、變亂紛擾の本舞臺たりし古宮殿を訪ふにぞあらん哉。謂ゆる古宮殿な
 るものに二あり、曰く昌德宮、曰く景福宮。その昌德宮は李朝第二世定宗の朝に於ける創建に係
 り、第十一世中宗に依りて補修を加へられ、第十九世肅宗に至りて全く大成せられたるものなり。
 之れを景福宮に比すれば四時の風色、山水の雅美遙に勝る所あり、殊に禁園内の魚水門、宙合樓附
 近の如きは奇勝絶景他に類なき所、將た曾て定宗恭靖王の
 環佩丁瑤響玉墀。群臣濟々早朝時。子房在右長卿左。一代奇才盛如斯。

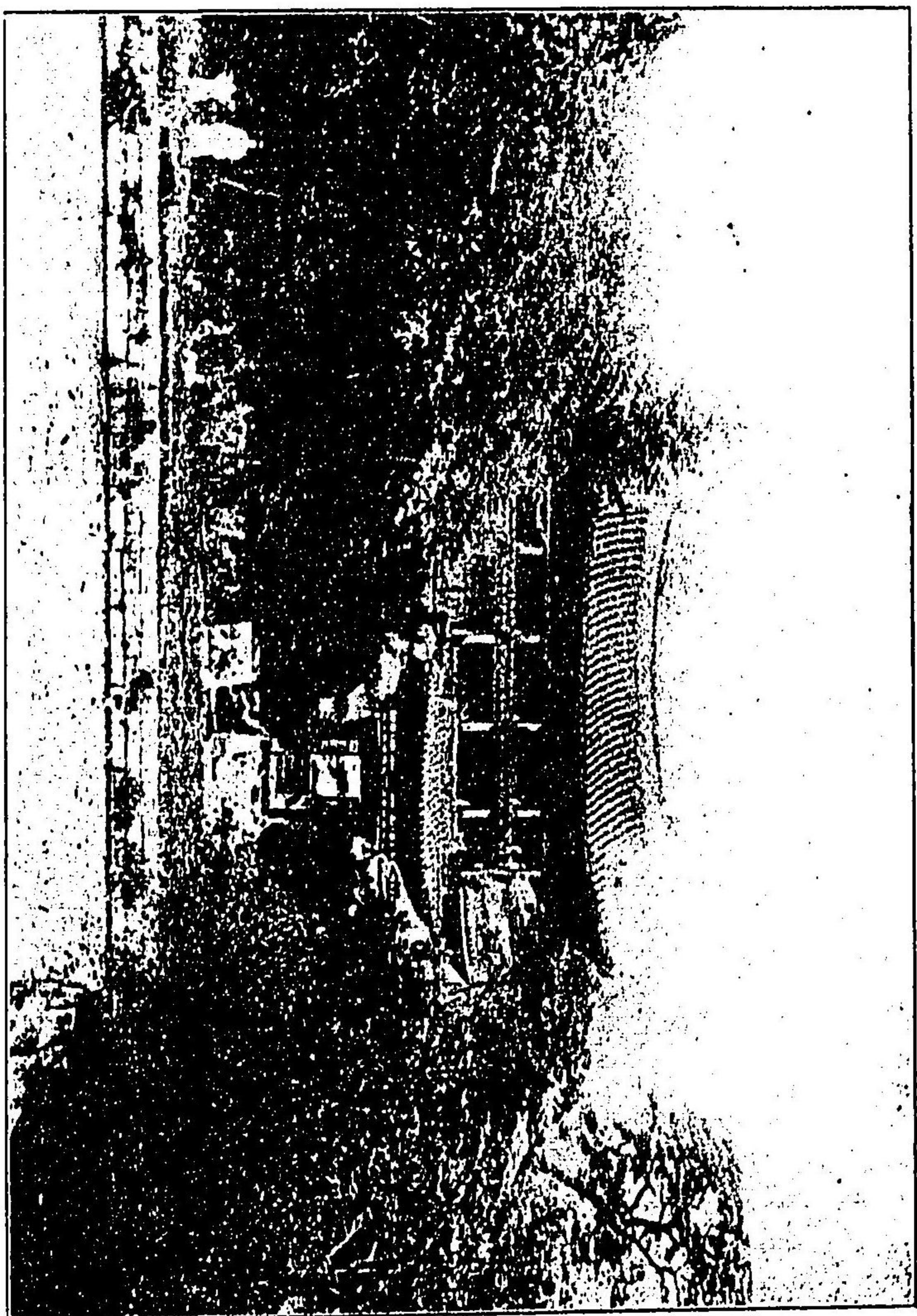
と臨ひ給ひし仁政殿の如き、結構壯大尙ほ往時の盛運を憶はしめざるにあらざると雖も、今や庭園
 一帯に雜草滋蔓し、殿宇傾敗、屋階荒破して復た昔日の壯觀を留めず、唯其正門なる敦化門に甲
 中の亂の紀念として砲彈の跡を無數に見るの外特に記すべきの材料なし、寧ろ去つて韓廷の最近
 世史に必須の關係を有し、半島の志士が目して以て既往數十年間の伏魔殿となせし彼の景福宮を
 尋ぬるの興味あるに若かさるなり。

景福宮の由來

遂に白岳山下を擇んで建設せし宮殿なりしか、文録の役我軍本營を此處に置き、浮田秀家之れを管し、後ち其軍を撤するに當り之れを一炬に附し去りたりければ、僅に殘墟瀝階を留むるの外、爾來星霜二百五十年、松丘空しく風聲を茅茨苔蘚の間に傳ふるのみなりしが、大院君開國四百七十四年を以て其第二子興福君を擁して王位に即かしめ（即ち今王陛下）、次ひて身は攝政となり、萬機を專決するの時に當りて、深く王室の式微を歎し、慨然として李朝の中興を志し、其第一着歩として一大猛斷を以て天下の耳目を驚殺し、民心の眠れるを喝破し、以て大に王室の威嚴と尊敬とを收攬するの目的よりして、壯大目を奪ふの大宮殿を建つるの策を立て、即ち決然天下に令して景福宮の大工事を命せり（一説に興福君未だ王位に奉薦せられざるの前、一日大院君に伴はれて東門外の一山寺に遊ぶ、寺僧興福君を相し驚ひて曰く、此兒必ずや大業を爲さんと、後ち大院君其豫言の中れるに感し、深く其僧を信仰するに至れり、攝政となりて數日、僧に諮ふ天下を治むるの道如何と、僧答ふるに先づ景福宮の大工事よりすへきを以てす、大院君厚く之れを信し、此大工事に着手するの決心をなせしなりとあり）、恰も是れ我か慶應元年とす。

大院君の猛斷

其命令や嚴肅にして秋毫も容さず、工事の費用は之れを全道に徴收し、天下の山林より偉材巨木を輸來すへきを命し、其命立るに行はれされは大院君之れに臨むに刻刑を以てす。收税の嚴遠は脚躡する所なく行はられ、隱微の財源も探られざるはなく、探られて而して強制徴收せられざる



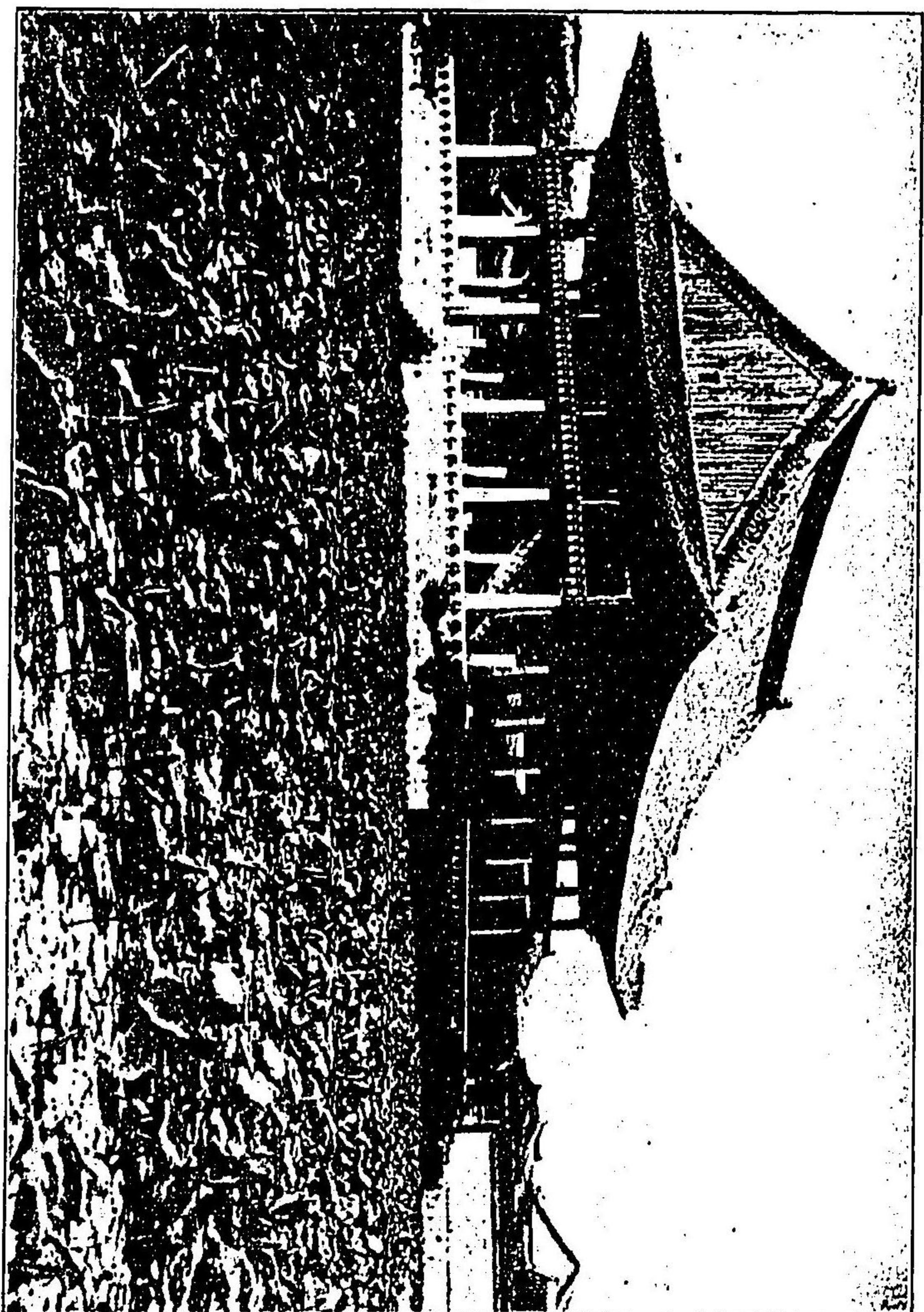
景福宮内宮の遺蹟

はなし。京城内外附近の人民は擧げて工事に使役せられ、一命一令悉く活殺の權威を以て厲行す、宛然始皇帝の長城に於けるか如し。而も税源漸く盡きんとして景福宮未だ成らず、乃ち全國に令して結髮錢なる人頭税を賦課するに至れり。韓人にして苟も妻ある者は皆結髮せざるはなし、故を以て民人半ね此嚴税を免かるゝに山なく、怨望の聲漸く聞ゆと雖も大院君頭として動かず。光化門外に宮役工場あり、這般の工事を起すにつき豫て國中の人民より貢獻せしめたる良木佳材は悉く積んで此材倉中に置かれ、鬱として山をなせり。一夜偶々此處に放火せる者あり、折しも風威猛烈、勢當るべからず、天下の良材珍木も爲めに瞬間にして滅失しぬ。民人中情を知る者は之れを以て工事熄むべしと爲して竊に安樂休養を期し、知らざる者は是れ晏天の鑑戒、鬼神の裁罰なりとして崇敬畏怖の念を抱くに至りしも、何を圖らん大院君は叱咤一番、更に願納錢なる名は任意獻金にして其實脅迫的の御用金を設け、嚴達厲命以て工事の獻金を強促せり。人心恟々遠く他に逃避移住せんとする者あるに至りしと雖も毫も假借する所なく、斷々乎として之を都城村邑に厲行しぬ。然れとも木材業已に斬伐せられて復た求むべからず、大院君即ち天下に令して神靈の山林及び墓墳の樹木を獻納せしむ。夫れ妖を談し怪を説くは韓民の常、將た夫れ墓墳の樹木は韓民か祖先の靈を祭る敬章として自己の生命財産よりも尊しとなす所のもの、故を以て恐怖思懼不平怨恨の念慮と叫喚は日夜宮門に達すと雖も大院君更に顧みずして曰く、苟も國家の用に供す

而も山神地靈果して祟りを爲さんか、吾れ自ら之れを既被退治せんのみ、墓墳の樹木の如きは何かあらん、汝等の祖先若し靈あらば必ずや之れに向つて首肯すべきなり、已むなくんは汝等祖先の墓墳其れ自身をも鋤耕して國家の財源に充てんのみと、郷黨父老亦如何ともするなし。天下怨望の間、國力に不似合なる壯大偉觀の景福宮工事は此の如く一千萬の膏血と交換せられて概略竣成し、李熙陛下は次ひて我が慶應三年といふに此新宮殿に移り給ひぬ（新宮の工事全く畢りしは我が明治三年なり）。爾來妖雲時ありてか殿上を蔽ひ、日月往々にして光を失ふ、其歸館に行幸せらるゝに至るまで星霜僅に三十年、而も此間不祥の血痕殿内を汚せしこと實に五回を以て計ふ、而して今や殿宇敗頽し、雜草萋々、空しく狐狸の鳴聲北岳の松林に和するを聞くのみ、亦悲むべからずや。

景福宮の拜觀

予は京城に在るの間幾ひか景福宮内を拜觀するの榮を得たり。雄大なる石層樓壁其正門を爲す、之れを光化門といふ。進んで門又門、壯大目を奪ふの殿宇先つあり、勤政殿と名づく。殿の前庭一體に花崗石を敷詰め、左右に石標駢立し百官の席次を表す、初めて官に叙任せられたる者は來りて此處に坐し拜禮をなすの慣例なりしと聞く。殿内は約二百疊を敷くに足らんか、中央に朱欄の玉座を設く、天井の彫龍殊に見るべし、而も梁桁蛛巢に委し、塵埃堆積、壁粉剝落、殆んど當年の舊觀を留めず、悲感先つ湧ひて禁する能はざるものあり。



樓 會 慶

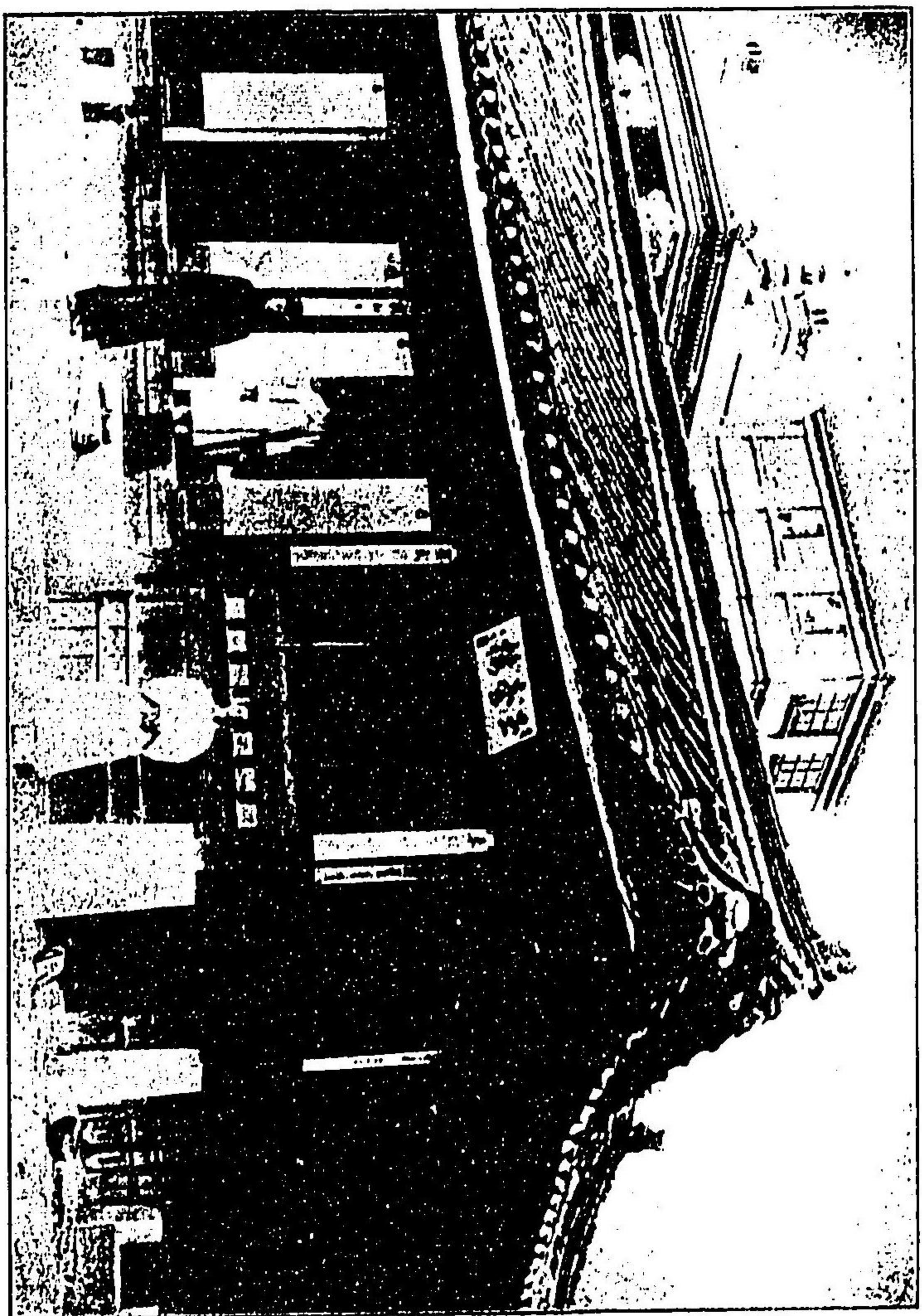
勤政殿を後へにして進めは思政門あり、門を入れは思政殿あり、廻廊左右に連なる、其左にあるものは萬春殿といひ、其右にあるものは千秋殿となす、更に進めは康寧殿に至るべし、之れを勤政殿に比すれば構造少しく小なりと雖も、亦一段の奥床しき所あるべく、殿上に敷詰める美麗なる二十坪ほどの面も一枚織なる紋蓆は、拜觀の容殊に珍賞措く能はざるものに似たり。此殿は往昔陛下の御學問所にして、其背後の殿宇よりは悉く陛下及び宮中の御平居に充てられしものなりと聞く。去る程に延命殿、庸趾堂、交泰殿等前後左右に廓廊の蜿蜒として相連なれる五六の殿宇を過ぎて左方に出つれば、有名なる花崗石の六角殿に對すへし、之れを慶會樓と稱す。樓は二層より成り、下層には徑三尺、高さ二丈餘の石柱縦横に駢列す、縦列八本、横列六本、合して四十八本、柱と柱との間隔二間有餘、床は亦悉く花崗石を以て敷詰む、其面積大約百坪内外ならんか。其上層には則ち幾多の小房あり、坐して周圍の好眺望を擲するを得。樓は圓むに約百間四方の池水を以てす、池中悉く是れ蓮、毎歲七八月の交に至らば亦一段の光彩を添ゆるなり。

進んで雍和門に入り、北進すること十歩許りにして亦池あり、白欄の木橋之れに架せらる。池の中央に六角樓の小亭を設く、之れを醉香亭と云ふ。其池畔に沿ふて更に進めは期せずして合光門乾清宮に達せん、之れを往昔の内宮となす、行人歩して此處に至らば一種の感慨湧ひて寔に最られざるものあり。門内路を右に取ること間餘、再ひ小門あり。門に入れは一棟の老屋悄然として

立つ。悲むへし乙未十月八日の曉、俄然砲聲光化門外に響き、吶喊の聲深宮に達せし時、陛下を始め、閔后殿下其他四五の宮人の在りし乾清宮は周圍遠に騒然、即ち蹶起移りて宮内の一隅坤寧閣に環坐せり。特に長夜の宴より夢尙ほ覺めざるか如く、髪髮亂れ、白粉落ち、而も容色殊に幽愁を帯ひ給ひしは誰そとなす。遮莫われ多年半島の風雲を起伏操縦し給へる閔后殿下には、此朝玉壺樓の隅角に於て無情の嵐に襲はれ給ひ、鮮血殿床に飛進せしと同時に竟に何くに亡失せられしか知れずと云ふ、滿目の光景轉た落寃無常の感なきを得ず。

閔后殿下

閔后殿下は故閔致録の女、年甫めて十六、書史に通し閔秀の譽あり、陛下十六歳の時入つて妃となる。初め王妃冊定の議あるや、以爲らく韓廷山來内政の紛亂相繼ぐ所以のものは、常に外戚の政權を專にするより起る、故に若かす父なきの女を選んで妃に奉せんにはと。大院君夫人は閔致久の女なり、閔致録は則ち致久の從弟なり、而も一女を遺して業已に死す、是れ宜く妃とすへきなり、とは是に於てか大院君夫人に依りて熱心に主張せられぬ。大院君實は此女に好からずと雖も議は終に一決せり、故に殿下の入つて妃となりしは大院君夫人の力多きに居りしなり。殿下曾て書を大院君に裁し其安否を問ふ、大院君其文字を見、悦はすして曰ふ是れ女博士の業なりと、女博士亦遂に大院君に平ならず。爾來嫌惡排擠相次ぎ、甚しきは熱情一步を進めて互に一種のシスターに斯へんとせしことすらあり。之れを聞く殿下容貌瘦にして美、其長き目尻よりは常に



閔后殿下

異様の光彩を放ち、賦性極めて神経質なりしに拘はらず、其外國使臣に接せらるゝや温容雅色、時に其腹藏を指摘せらるゝの機智をも弄せられしと聞く。干渉容喙は其最も嗜まれし所、故に陛下の大權も常に掣肘を受けしを免かれず。閔家の盛衰は常に其理想とせられ、此理想を實踐するには往々略策陰謀を以てだに辭せられざりしことありしと傳へらる。要するに明敏俊邁、智計百出、其緘々たる掌を以て能く一世を擒縱せられしか如きは決して凡庸婦人を以て目すべからざるは勿論、其大院君と前後三十年間、終始相拮抗して屈せず挽き、遂に倒れすんは息み給はざるの硬精神に至りては、唐の則天武后も遠く及はざるか如し。東洋諸國の旅行家を以て名ある英人ピシヨッフ夫人は、其在韓中特に殿下の寵遇を辱ふし、能く殿下の人と爲りを知れりと稱す。今其著書 *Korea and Her Neighbors* 中に曰く、

余は次きの三週間に尙ほ三たび王妃殿下に拜謁するの榮を得たり、初回にはアンダーワード夫人と共に参内し、次回は儀式的拜謁に止まりしか、第三回は全く秘密の謁見にして一時間以上に亘れり。以上謁見の度毎に余は殿下の威ありて嚴ならざる風采、其思慮ある親切、其非凡の識見、其著しく談話に富まるゝことを感せざるなかりき。余は殿下の特に政治的權勢を有せらるゝこと、國王始め其餘百官有司に對して勢威の行はるゝを見て敢て怪まざるなり。殿下の周圍は悉く敵なり、就中國王の生父大院君を以て之れか尤たる者とす、皆孰れも殿下か

其才力に依り。閔家の諸員を要路に据置くを見て不満の念を抱かざるはなし。殿下の終生は戰鬪なりき。殿下は其夫及び子の尊嚴と安全を計らんか爲め、及び大院君を倒さんか爲めに種ゆゑる智慧才能を揮ふて総ての者と闘へり。殿下は之れか爲めに幾多の輩を犠牲に供しぬ、去れと此く爲すに就ひても朝鮮古來の口碑及び慣習を犯しては居らざりき。余は此事實を見て殿下の爲めに恕すへき點ありと思ふ、此事實とは他なし、國王即位の後間もなく生父大院君は王妃殿下の兄に贈るに美麗なる箱を以てせり、贈られて兄何氣なく之れを開くや否や意外にも爆然破裂し、其母兄弟姪及び居合せたる二三の人に立ろに死せしとのことは是れなり。此後大院君は再び王妃を害せんとせしことあり、此くて王妃と大院君との間柄は常に猿犬も管ならざりき。或人か鐵膽石膽の人と評せし大院君は、猛烈なる威力を弄して攝政の職に在ること茲に十年、千八百六十六年には朝鮮の西教信徒を殺戮すること二千人に及べり。有爲、強奪、不畏の化身たる彼れの足跡は到る處として血ならざるはなし。其攝政を退きしより王妃の落命に至るまでの朝鮮政治史は、是れ實に王妃及び閔族と大院君との激烈なる戰鬪史に外ならざるなり云々。

(第二百五十四乃至六頁)

著者の閔后論は間々偏愛的觀察に陥ひるなきかと疑はるゝ所ありと雖も、大體に於て殿下の御性行を案すれば亦蓋し此評の如けんか。由來半島の婦人は概して男子よりも巧慧にして智略に富み、

鋭敏にして事を爲すの才ありと聞く、而して閔后殿下の如きは特に其秀逸なる者なりしならん。

附言。右引抄せる文中、大院君閔后殿下の兄に贈るに美麗なる一箱を以てし、兄之れを開くと及んで爆然破裂し云々の事あり。今其事實の概要をいへば、殿下の兄に閔升鎬なるものあり、後段述ふる如く大院君の攝政隱退、陛下の御親政の議を熱心主張せし人なり。去る程に大院君攝政を去りて後幾くもあらず、一日閔升鎬の家に進物として粧飾華美なる一個の小箱を贈りし者あり、其外觀美にして且つ巧緻を盡せるを以て、一家團樂して之れを開くや、箱中に裝置しありたる爆發藥は忽ち破裂し、升鎬父子は即坐に焼死せり、是れ明治六年秋の事なりとす。翌年之れに關する疑獄起り、時の兵使申哲均なる者此陰謀の嫌疑者として逮捕せられ、拷責數日終に有耶無耶の間に殺さる。然れとも其實何人か爆發藥を裝置せしや、風評區々にして今尙ほ其何人の所爲なるや知れずと云ふ。

又記す。閔后殿下と大院君と其日夜蕭牆相闘くの甚しきに至らしめたる楔子は、政權の爭奪なる標的其物に外ならざりしこと蓋し論なかるべしと雖も、裏面の原由に至りては其他に公然の秘密に屬する一事實あり、之れを何ぞと云へば他なし、閔后殿下には大婚後間もなく一男子を産み給ひける、後ち世子となり閔台鎬の女即ち閔泳翊の妹を迎へて其妃となす、今の皇太子殿下即ち是れなり。然るに陛下には復た豫てより一寵姫あり、宮奴張濼奎の姉にして曾て内人た

りしもの、此龍姫も一庶子を擧げられき(明治十一年)。陛下之れを喜ひ給ひ、大院君亦頗る之れを愛す、而も閔后殿下之れに對する妬忌は尋常にわらず、遂に閔族諸氏と謀り母子共に之れを宮外に逐ひ、城外の一民舎に幽閉せしめたるも、尙ほ且つ大院君に對する憎忌の念は是れのみにて滅すべくもわらず、益々力を盡して君を排擠せんとするに至りしこそ是非なけれ。偶々十五年の變亂あるの際、閔后殿下一たび墜跌して城外に遁逃せらるゝや、張姫の運動は其効を奏して再び宮中に迎へられぬ。次ひて明治二十五年の一月、該庶子は冠を賜はれ、王子(親王)に冊立せらる、時に歳十有五、是れ謂ゆる義和宮殿下其人なり。

景福宮内唯一の洋館にして、曾て宮廷の寶物を納藏せる所なりと稱する觀文閣は、乾清宮の後背にあり。素と露人某の築造に係り、當初は之れを以て寶殿に充てしなりと云ふ。結構壯偉ならざるにわらずと雖も、而も今や白壁は朽ち、碧瓦は頽れ、石階廢壞して履むべからず、正面の双龍色翹めて空しく鳥糞に委せらるゝのみ。此處を距ると數十歩、溝に沿ふて北すれば朱欄黃扉の一大樓閣あり、集玉齋と名づく、是れ各國使臣の謁見所なりしと聞く。此處より外廊に廻り、進んで石層の神武門を出つれば、廣野遠く連なり、白岳の奇峯巍々乎として目睫に聳ゆ、此廣野は往昔文武官吏の登用試験所に充てしものなりと云ふ。其小徑に沿ふて進むこと百歩、左に觀稼門なるものあり、門を入れは觀豐樓に達す、田圃前に相連なり、灌水之れを周る、樓は則ち國王の親しく臨んで稼穡の事を視給ひし所なりと云ふ。禁廷を拜觀するの客行厨を齎して此處に休憩するを妙となす。

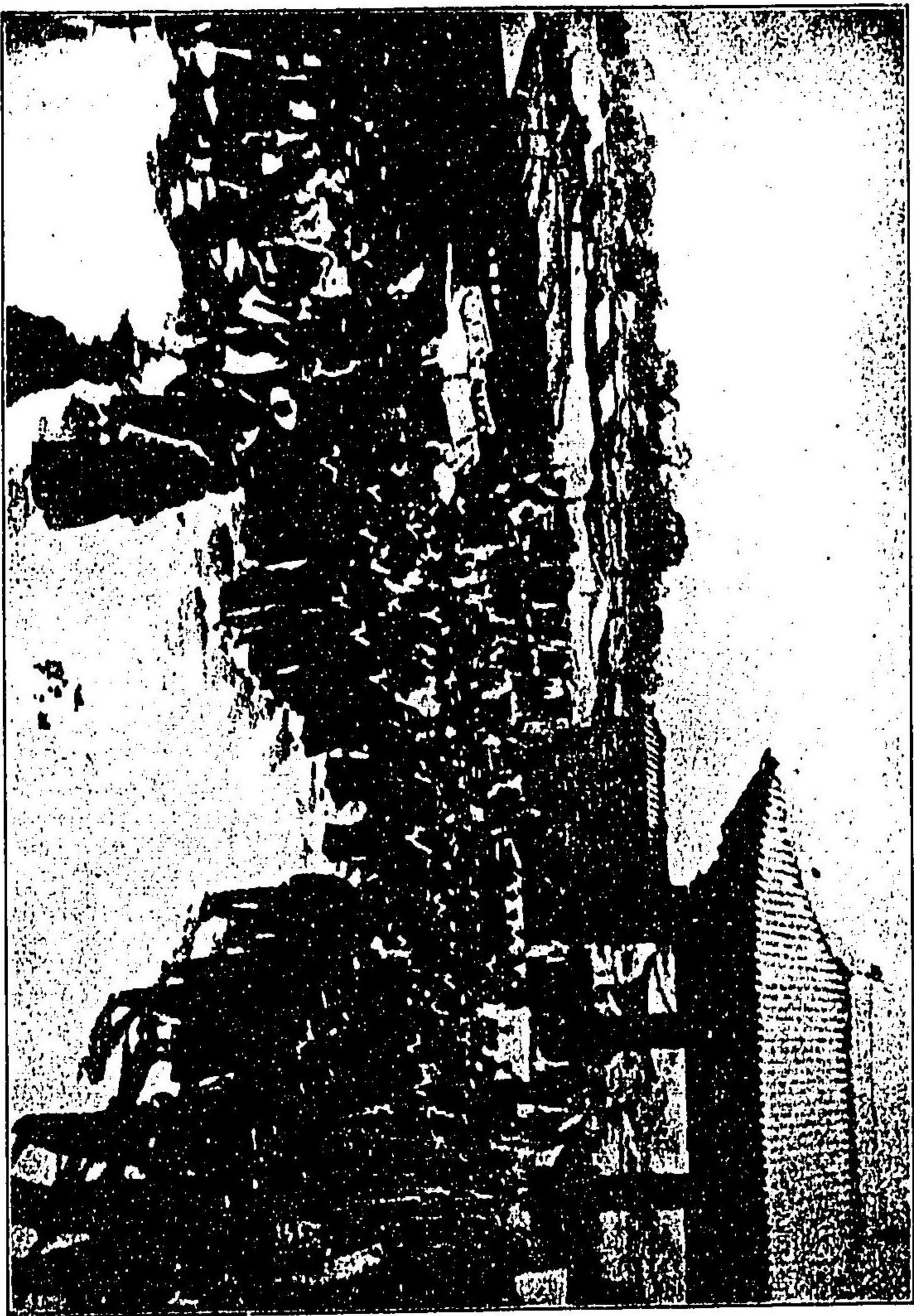
甲午改革の際には時の議政府は修政殿に置かれたり。殿は慶會樓の前、勤政殿の西に位置し、其結構多少洋風を帶ぶ。殿内幾多の小室あり、中央の廣間に玉座を設く。謂ゆる金宏集内閣は即ち此處にありしなり。其他景福宮内尙ほ五六の殿宇樓閣なきに非すと雖も、大勢の觀覽は之れを以て盡きたりと謂ふべし。按ずるに古來專制國の宮殿は概して壯麗偉觀を以て鳴る、而して景福宮の如きは結構の雄拔なる、規模の宏壯なる、復た誠に見るに足るものあり。而も丙申の歲、二月十一日の朝、北風に吹かせられて國王露館に幸し給ひてより以來は全く狐狸の巢窟と化し、殿宇樓閣庭園唯荒るゝかまゝに任せ、苔蘚雜草のみ獨り滋蔓繁生するを見るのみ。半島の最近世史に少なからざる關係を有する景福宮も、是に至りて唯怨恨哀嘆の材を助人に供するに過ぎざるなり、外臣尙ほ且つ一掬の涙なからんや。

風聲不來幾歲空。松濤含恨動秋風。玉壇埋盡知何處。勤政殿前漫艸中。勤政殿
群蛙閣々碧萍頭。雀羅堪設慶會樓。蓮座自開還自閉。更無御龍倚欄頭。慶會樓

昨宵歡極醉香流。今曉哀多玉壺樓。不識寶衣何處燬。松林百步使人愁。玉壺樓
醉香橋畔乾清宮。環坐愁然弔影翁。坤寧閣邊多少恨。化成燐火迷長風。坤寧閣
綸言不汗幾回遷。法令如霖散似烟。明帝移葦亂臣逝。殿階埋恨艸芊芊。修改殿

慶運宮

若し夫れ現大闕たる慶運宮は漸く軌近の建設に依るものにして、之れを景福宮に比すれば規模の
矮小にして結構其宏壯を缺くこと同日の談にあらず。慶運宮の正門は從來敦禮門なりしか、近時
次第に其境域を擴めて更に外廓を造り、貞洞の正面に大安門なるものを建て、今や之れを其正門
に充つるなり。各國使臣は必要に應じ臨時に此慶運宮に參内して謁見を賜はるの外、韓廷の大祭祝
日には孰れも部下の外交官領事官及び武官等を引率して參内謁見の上、恭しく賀意を奏上するを
概例とす。韓廷の大祭祝日とは一月元旦、陰曆二月八日の千秋慶節(皇太子殿下の御誕生日なり、
殿下は我が明治七年の同月同日を以て降誕せらる)、同七月十六日の開國紀元節、同七月二十五日
の萬壽聖節(陛下の御誕生日)、同九月十七日の繼天紀元節等をいふ。謁見所には概して成寧殿を
以て充てらる。七段の石階を階の右端より上りて玆に朝を脱し、蕭々乎として進んで殿に入り、
揖一揖して恭しく拜するに室の廣さ十坪有餘、周圍は朝鮮風の紙扉にて隣室に界し、中央より少



大 韓 國 安 門 出 口

しく後背に位して長三尺、幅二尺ほどの卓子置かれ、絨織洋布を以て其上を掩はる、卓子を背にして小形の屏風あり、殿床は一體に花紋ある絨氈を敷詰り、天井は則ち碁盤形の棧をなして亦花鳥類を描出す、而して柱上には高く聯の懸かるあり、曰く「文移北斗成天象」「酒近南山止壽杯」と、筆跡麗雅殊に賞すへし。

皇帝陛下には日月星辰を繡出せる黄袍衣を召され、皇太子殿下には之れと類似の模様ある紅袍衣を着せられ、相違んて卓子を控へて直立し給ふ、其左右には内侍二三名通譯官二三名奉侍す。内侍は謂ゆる宦官にして、則ち男女両性の外に屬する人爲の不具者とす、體軀は概して偉大なるも鬚髯なく、容貌音聲婦女かと疑はる、特に深宮内殿に出入するを得る者にして、又常に君側に侍するなり。各外臣は相連りて卓子の前に立ち、順次に一步を進めて陛下及び殿下よりの握手の賜禮を拜受し、了りて首席外交官日語佛語若くは英語を以て敬賀の意を奏上すれば、通譯官之れを韓譯して更に奏上し、陛下には又通譯官を通して優渥なる勅語を賜はり、夫れより握手の賜禮あること始めの如く、而して後ち順次に前面後背のまゝ、恭しく殿外に退出するなり。其勅語を賜はるや通譯官の耳に就ひて呟かるゝことなるか故に、七八尺を隔て、漏れなく拜聽するは困難なりと雖も、玉音概して流暢豁達なるか如く、加ふるに龍顏終始温平として仁慈の御心其厚きを示させ給ふは畏こし。殿下は陛下に比し約二三寸の御高背に見受け奉るも、御姿勢正しからず、玉體聊か御

羸弱に過こせ給ふの御相容あるか如し。往年獨逸ハインリ親王殿下の京城に遊はるゝや、一日韓廷は親王殿下の爲めに觀兵式を興化門内の廣野に舉行し、皇帝陛下及び皇太子殿下には大元帥及び元帥の御資格にて親しく閱兵せらるゝの際、元帥殿下は御直立十分間に満たさるに既に御疲勞の御様子あり、二三の侍從左右より終始玉體を御支へ奉り居りしを見て深く御健康の如何を憂慮し奉りたる者、時の陪觀者中に其數尠なからさりしか如し。一千万の蒼生か夙に憂へ夜に祈る所以のもの亦察するに此點にそあらん。

今王陛下

今此際を機とし謹んで大元帥陛下の御履歷の概要を案するに、今上李熙陛下は大院君(前に李暹應といひ興宜君と號せり)の第二子にして、李朝第二十六世にあらせ給ひ、開國四百六十二年、即ち我が嘉永五年の七月二十五日を以て天日を京城の雲曉宮邸に見られ、李載冕と名つけらる。母は驪興閔氏の女、貞淑を以て名あり。兄を李載冕といふ。當時大院君常に市井の間に浪遊して復た家道を事とせず、故に陛下幼にして家極めて貧、而も伶俐敏達、群童と嬉戯するの間夙に頭角を現はし給ふ。長して十二歳のとき哲宗崩す。哲宗一女あるも(後ち朴泳孝に降嫁せり)男子なし、韓の國法女の嗣位を許さるを以て繼嗣の問題は是に於てか起れり、憲宗哲宗の未亡妃の外戚等各相謀り互に王位を其族中に擇んで冊立せんとせしは素より其所、今此外戚の關係を概略左に掲ぐ。

國王

王妃

王妃の父

(第二十三世) 翼宗

趙氏

趙斗淳

(第二十四世) 憲宗

洪氏

洪在龍(益豐府院君)

(第二十五世) 哲宗

金氏

金賢根(永思府院君)

(第二十六世) 今王

閔氏

閔致錄(驪興府院君)

當時王室の勢力は著しく式微し、統治の大權は殆んど王室を去りて其外戚に移り、隨つて外戚の權威は實に赫々たるものなりき。去る程に繼嗣問題は此の如くにして趙洪金等の外戚諸族の輩に依りて鬭々争はれぬ。王位の候補者として問題に上りし者曰く趙寧夏曰く洪淳馨、曰く李載冕、而も李載冕に至りては時の領府事金左根を始め金興根の徒熱心反對するあり、曰く載冕には尙ほ其生父是應の存生するあり、我國古來未だ生存せる大院君あるを聞かず、是れ違例に非ずや、若し此違例を顧みずして載冕を立てなは其生父是應を處するに何等の地位を以てする乎(讀者當に肥應せらるべし、韓の王室には大統の繼承に關し開國以來の不文典範あるを、他なし先王登遐し而して承統の世子あらざる場合に於て王族中より迎立すへき新王には生父の無きを必要條件とすること是れなり、以て如何に往古の立法者か戚族政治の將來に思ひを凝せしかを察すべきなり)、況んや是應其人の性凶險にして不良、異日國父の地に據り、太上の尊を恃み、朝政を攪りて威力

左賛成金炳基、訓練大將金炳國の輩亦此説を賛す。是に於てか載冕の旗色頗る危殆を示せしも、同時に然らは何人を迎立すべき乎に至りては群論百出幾んど限際なし。而も哲宗の後妃金氏の發言は終に勝を制し、結局李載冕をして大統を繼かしむることに議一決し、時の元老鄭元容をして出て、雲峴宮の私邸に載冕を迎へしむ、時に載冕は出て、群童と庭園に紙鳶を揚げて戯遊し、歡酣なるの際會々一老翁の趨走來りて拜跪するを見、其何の意たるを解せざるもの、如し。老翁即ち告ぐるに故を以てせしかは、雲峴宮の内外遽に感極り歎迫る。母君載冕を抱撫して曰く、兒として汝を抱撫するは更に今日を以て終りとすと。此くして李載冕は終に昌德宮に入り、歳十三にして位に即き給ふ。時に我が元治元年なり。

陛下の即位と共に趙大妃は垂簾攝政の地位に立てり。之れと同時に陛下は前代哲宗を以て兄となし、翼宗を以て父となし、趙妃を尊んで大王大妃となし、哲宗の妃金氏を大妃となし、興宜君李是應を封して大院君となし、生母閔氏(大院君の配)を封して府夫人となし、興宜邸を尊稱して雲峴宮と號せり。然り而して之れに次ひて差當りの問題は他なし、此大院君を如何に遇すべきやにてありき。山來大院君は徒に市井の間に起臥し、無頼の壯夫と交遊するの外何等の生業を事とせざるか故に、天下之れを目的するに狂亂痴愚の一王族を以てせしも、而も其眉目は警敏自から一

世を蓋ふの概ありき。哲宗の妃金氏及び其一族等早くも君を放逸に委するの却つて自族に不利なるを感じ、君を處するの道は唯徹遠主義にあるを認め、乃ち大院君を遇するに臣以上の禮を以てするの議を建てぬ、而して其意は君を雲峴宮に隱居せしめ、一切政治に容喙せしめさらしむるに在りしなり。此徹遠主義の伏する所を悟りたる趙族等は外剛内柔主義を以て之れに對抗せり、曰く、主上にして既に君位に即かれたる以上は、大院君は繼し元と私親の關係ありしにもせよ、今は飽くまで人臣たるに相違なし、故に宜く王子大君の例を以て君を遇すべきなりと。金説を採らんか趙説に従はんか、大院君の政治的運命は實に係りて此一決にありき。果然此際のカスチンクゴオートは、豫て大院君及び趙斗淳等と深く結んで計畫する所ありたる垂簾の攝政趙大王大妃(今より十年前に歿せり)に依りて投せられぬ、曰く、諸大臣の議皆孰れも理なきにあらず、去れと嗣主歳尚ほ幼にして而も今や國歩艱難の秋に屬す、故に今日の計たるもの宜しく大院君をして大政に攝せしむべきにありと。老寡妃の此果斷は此の如くにして遂に至大の問題を決定せしめたり。久しく愚を裝ひ狂を衒ひたる奸雄は猛然として立ちぬ。政局は展開せり。虎狼一たひ噛つて復た抑ゆべからず。大小の政務は悉く大院君の胸中に出て、左に有司百官を廢き、右に三軍を叱咤し、一轉して景福宮の大工事となり、再轉して鎖國主義の大厲行となり、三轉して偶然にも僥倖にも江華島の大勝利となり、猛烈なる其勢殆んど當るべからざるものあり、而して此間陛下には空し

く國位を擁して昌德宮に眠らせ給ひ、傍ら孔孟の道を講究するに餘念なかりしと承はる。陛下既に長して二十有二歳(明治五年)、漸く親政に志し給ひ、攝政隱退の議は宮廷内に起れり。加ふるに攘夷主義の反動として日韓修交の説は宮廷内の一勢力となりしかば、豫て大院君に好からざる閔后殿下の兄閔升鎬及び其一族の徒を始め、曩に大院君を助けて攝政の職に就かしめたる趙族一派も、亦大院君に對して漸く不滿の色あるを以て、閔趙聯合の運動と宮廷内の勢力とは内外相應して大院君の排擠を企てぬ。而も大院君資性剛邁容易に動かさず、是に於てか非大院君の黨與は暗はすに甘言を以てするに若かずとなし、人をして説かして曰ふ、君攝政の重職にあると茲に十年、内外多事の秋に當り高齡の身を以て太政輔翼の任に盡瘁せられしもの眞に多とすべきあり、今暫く身を閑散の地に置き、代ゆるに長子載冕君を以てせば如何と、大院君悦んで之れに應じ、即ち自ら攝政を解ひて李載冕をして己れに代らしむ、而も載冕は温厚の君子、復た進んで朝を廷内に争ふの意なし。此くて政權全く閔趙の手に移りしかば、大院君初めて悟り、滿腔の不平遣るに處なく、遂に明治六年の十月を以て漂然楊州に去れり。然れとも閔趙等は之れを以て野に飢虎を放つに似たりと爲し、私に陛下に乞ふて君を京城に退らしめぬ。此の如くにして大院君の勢力は一旦墜跌せしか、翌々八年の九月雲揚艦砲撃事件なるもの起ると共に、大院君乃ち機乗すべしとなして突然隱退より起ち、一方には自ら書を闕下に載して倭若し來り攻めは我れ無智と雖

も家僮を提げて擊退せんと聲言し、他の一方には民人を煽動して盛に排日熱を鼓舞し、嗚然再び昔日の攘夷主義を演せしめんとせしが、天下の大勢は遂に迅雷風烈を遮きりし爲め、大院君復た志を得ずして退きぬ。去れと排日熱は地方に於て依然煽動せられ、徒らに事を好み亂を欲するの輩は竊に他日の政變を渴望せしが、開明の進運は駭々として日韓の交誼を促し、明治十二年に入りて元山津は閉港場となり、仁川の閉港問題も十三年四月に於て決定し、十五年の七月居留地の選定成るに至れり。此形勢を見たる彼れ守舊派の徒は是に至りて高枕臥するを得ず、加ふるに當時軍制の改革あり(第七章參照)、其結果として廢免せられたる多數の兵士は、鬱然不平怨嗟の間に風雲の到るを望むあり。果然七月の二十三日、數百の暴徒は驟起囂集、忽ち大院君を擁してクーデターを實行し、漢城の天地殺氣紛々、遂に延ひて日韓の交渉となりし者、之れを是れ甲申の亂となす。此亂に對して清國は之れか爲に日韓徒に事を構ふるを以て自國に不利なりとなし、其善後の策としては我邦と反對の中心點たる大院君を去らしむるに若かずと認め、年の八月二十六日、李鴻章は其部下の京城に在る者に命し、突然大院君を誘出して南大門外の清國屯營に入らしめ、次ひて南陽に送り、更に移して天津に囚附せしめたり、時に大院君歳六十有三、當に是れ李鴻章と同齡なりしなり。乞ふ當年の君の咏作を看よ、老雄の心事復た寔に同情を惹くべきものあり。

壬午七月十五日夜登火輪快然有作

凡然寄在火輪船。刀水劍山秋月天。有夢家鄉漸々遠。無涯宇宙輕々前。初生應樂庚辰世。暮境那堪壬午年。窮竟安危人莫道。神明隨賀十分先。

十九日晚到天津又吟

奇廠層樓又繫船。天津一境是洋天。始揚櫓錯西陽後。稍冷衣衫曉月前。江海波濤千萬里。淡唐文物幾千年。如今磨勘安危誠。不我後時不我先。

九月初吉在保定府匪所吟

牆外戒嚴城內連。悄然獨坐意悠然。家鄉雲外三千里。鴻雁霜邊九月天。處世無能依作佛。終身變通乃成仙。休論富貴平生事。那識今來困此年。

九月初二日在保定府吟

愁中烏鵲夕陽鳴。入夜更看燈火明。空飪魚鹽豈有味。登盤重肉終無羹。孤城倚枕艱辛夢。鎮日守心華甲兵。新月漸生客懷甚。何時行李抵王城。

此くて大院君は復た天津より保定府に移され、此に配所の月を咏せること三年、後ち京に還りてより去ぬる甲午の新舞臺に至るまでは獨り光風清月、胸に鬱悶おらは之れを書畫に訴ふるの外更に光芒の浩々たるものなし。

左に掲ぐるは大院君が雲揚艦砲擊事件に次ひて日韓の交渉起らんとするに際し、排日熱煽動の

八道秘傳題文



故大院君

爲め天下に發せし檄文なり。題して八道秘傳廻文章といふ。開國の始めには諸國孰れも此の如き文字あるを見るべし。

竊伏念、人之有華夷、猶天之陰陽地之有強柔焉、是以三代以前、大化尙運於陽疆之中、狄夷知尊夏、不敢抗焉、自秦以下、運化反常、陰柔用事、夷入諸夏、間或自專、此非一朔一夕之故、山辨之不早防之不嚴故也、惟然陽無盡之理、疆無終弱之義、運回大東、獨保文明、夫何近年以來、洋倭猖獗、敢逞其私、望海測水、請要非只一再、豈可尋常細覈乎、以已然事、言之、宜廟時、倭人敢啓通和、或據言中原、而借道、時有李栗谷、趙重峰、屢疏備虞之策、而姑息而不行矣、噫彼龍蛇之年、竟遇暹兇燒燼之變、言念及此、滑驚心寒、不共戴之德也、臣民久懷此痛悼矣。倭人本以奸細之才、且兼洋夷之狡黠、地不可準信、切不可和親、若欲通商貨載、其船留碇海口、開市交易而已、何必割地居接於他國要衝之地、計者抑何意哉、不無是乘機求覈、抱藏蛇豚吞食之慮也、若不迫逐、姑以許和、西示恩威、別加備虞而緊隘口、不得窺我之虛實、我則渾入其中、學得機械精鍊、且察情之如何、豈非先人奪人之謀乎、宣朝大王非不勤禦戎之節、而未免壬辰之變、仁朝大王、亦非不勤、而丙丁之辱未滿、此非一時運數所使、亦非今日之所戒者乎。

大院君の傳記は是れ則ち李熙陛下の政治史なり、國君としての御履歴は蓋し此傳記に依りて其一

班を窺ふを得へし。若し夫れ日清戦争當時の宮廷史は説くも事新し、乞ふ之れより他の方面を觀察せんか。陛下は仁慈の御志に富み、社交に長せられ、謙讓にして毫も鷹揚の態度なく、万事に御注意深く、大小百官の進退より些少毫釐の出納に至る迄一として御心に御肥臆なきはなく、多少の策略ありて能く難中に活路を開かるゝの術をも解せられ、祖先に孝に、各國君主に對する友情に厚く、韓國の國君としては誠に申分なき中興の英主と崇め奉るへけれ。特に陛下は生父大院君の蠻勇的果斷は敢て爲し給はさる所なるも、其開明進歩の思想を有せらるゝことは大院君と同日の談にあらず。去れば夙に我邦の開明進歩を慕はせ給ひ、臣下に卒先して郵便電信土木其他財政軍備制度の改良を促されしか如き、申すも畏きことにそある。唯時勢は動もすれば背進し、近臣の誘惑其間に乘するか爲め、事往々にして御志と違ふの結果あるは悲むべし。左に掲ぐるは *The Korean Repository* の記者が曾て御盛徳を記述せる文中の一節なり。

陛下其丈五呎三四吋、之れを普通の韓人に比すれば寧ろ低背なるべし。容色雅にして稍々薄せりと雖も、談話を交ゆる際には温乎たる笑顔を示せらる。聲音爽快にして抑揚あり、音調急にして而も明確を失はず、流暢にして且つ力あり。

陛下は曾て外人を疎外し給はず。其大祭祝目に參内するは獨り外交官のみにあらず、無官の居留者及び有名なる人にして京城に來れる者にも亦謁見を賜はることあり、而も別に角立ちたる

儀式なし。謁見室に入れば、案内の侍従及び通譯官は東洋の最敬禮式として平伏す、去れと吾人は單に三たひ頓首するを以て足れりとす、是れ西洋の王宮にける外賓の敬禮の常法なり。皇太子殿下は概して常に陛下に侍せられ、陛下と共に二三の風音を下し給ふ。

陛下は漢文及び諺文に熟せらる、韓人としては餘ほど教育あるなり。學者歴史家若干名、古來常に侍して御諮問に奉答するの慣ひあり。陛下の殊に古今の朝鮮歴史に通曉せらるゝは驚くべきほどにして、國中蓋し陛下に若く者あらざるべく、大臣等の議會々古事舊慣等に及ぶあらば、却つて之れを陛下に諮ひ奉るなり、而も陛下は其年代事實等を示し給ふに曾て一點の誤謬ありし例なきなり。陛下は西洋語は未だ習ひ給はず。

陛下には多くの時間と注意とを公事に委ね給ふ、其強勵なること及び如何なる種類の政務にも涉らせ給ふことは非凡と謂ふの外なし、甚しきは極めて些少の件までをも注意せられ、實行を企てられ、監視せらるゝこと到底人間業とは思へぬほどなりとの説すら聞く。一言にして括くれば朝鮮政府は一人なり。陛下の政務を見給ふは主として夜間に於てす、随つて大臣以下百官の退闕は明曉後になることあり。

陛下は賦性寛仁にして大度あり、吾人は此例證に乏しからず。彼れは確に慈悲深き君主にして眞實に國利民福を望ませらる。吾人は屢々大臣及び其他の有司に對する人民の怨嗟を聞く、去

れ、と、獨り、陛下に對しては愛敬の念以外に何等の感想を有するを聞かざるなり云々。

(第三卷第十一號)

想ふに陛下風算今年四十有九、御宇三十有五年、統治の及ぶ所一万五千方里の領域と一千万の蒼生とに君臨し給ひ、榮譽と大權の淵源にましますにも拘はらず、生父大院君は既に逝き(一昨々年二月)、太后陛下には無情の嵐に失せ給ひ、皇子義和宮殿下には遠く遊ひ、皇妣李綾は去りて還らず、而も天下益々多事にして國歩愈々艱難を加ふ。其景福宮を觀、其慶運宮を拜し、陛下の御盛徳と韓半島の現在及び將來を聯想すれば、感慨湧ひて復た禁する能はざるものあり。終りに参考として現王朝李氏の畧系を左に示さん。

李朝略系

世	諡	諱及號	即位		在位	歳	陵名
			韓曆	西曆			
始祖	太祖康獻王	姓李諱且字君晉初諱成桂字仲潔號松軒	壬申	洪武廿五年	一三九二年	七	年七十六健元陵
二世	定宗恭靖王	諱暉字光遠初諱芳果	己卯	建文元年	一三九九年	二	年六十三厚陵
三世	太宗恭定王	諱芳遠字遺德	辛巳	同	一四〇一年	十八	年五十六獻陵
四世	世宗莊憲王	諱禔字元正	己亥	永樂十七年	一四一九年	三十二	年五十四英陵

五世	文宗恭順王	諱昫字輝之	辛未	景泰二年	一四五一年	二	年三十九顯陵
六世	瑞宗恭懿王	諱弘暉	癸酉	同	一四五三年	二	年十七莊陵
七世	世祖惠莊王	諱瑋字粹之	丙子	同	一四五六年	十四	年五十二光陵
八世	睿宗襄悼王	諱晃字明照初字平甫	己丑	成化五年	一四六九年	一	年二十昌陵
九世	成宗康靖王	諱煥	庚寅	同	一四七〇年	二十五	年三十八宣號
十世	燕山君	諱暉	乙卯	弘治八年	一四九五	十	年一
十一世	中宗恭僖王	諱懌字樂天	丙寅	正德元年	一五〇六年	三十九	年五十七靖陵
十二世	仁宗榮靖王	諱帖	乙巳	嘉靖廿四年	一五四五年	一	年三十一孝陵
十三世	明宗恭憲王	諱岨字對陽	丙午	同	一五四六年	二十二	年三十四庚陵
十四世	宣祖昭敬王	諱昞初諱鈞	戊辰	隆慶二年	一五六八年	四十一	年五十七穆陵
十五世	光海君	諱瑗	己酉	萬曆卅七年	一六〇九年	十四	年
十六世	仁祖憲文王	諱儉字和伯號松窓	癸亥	天啓三年	一六二三年	二十七	年五十五長陵
十七世	孝宗宣文王	諱湊字靜淵號竹梧	庚寅	順治七年	一六五〇年	二十七	年五十五寧陵
十八世	顯宗懿孝王	諱柁字景直	庚子	同	一六六〇年	十五	年三十四崇陵
十九世	肅宗元孝王	諱煇字明晉	乙卯	康熙十四年	一六七五年	四十六	年六十明陵

三世 景宗宣孝王	諱响字輝瑞	辛丑 同 六十年	一七二一年	四 年	三十七 筵	陵
二世 英宗顯孝王	諱吟字光叔號養性軒	乙巳 雍正 三年	一七二五年	五十二年	八十三 元	陵
三世 正宗莊孝王	諱祿字亨運野弘齋	丁酉 乾隆 十二年	一七七七年	二十四年	四十九 健	陵
二世 純祖成孝王	諱琜字公寶號純齋	辛酉 嘉慶 六年	一八〇一年	三十四年	四十五 仁	陵
三世 憲宗哲孝王	諱煥字文應號元軒	乙未 道光 十五年	一八三五年	十五年	二十三 景	陵
三世 哲宗英孝王	諱升字道升號大勇齋	庚戌 同 三十年	一八五〇年	十四年	三十三 睿	陵
三世 今上 陛下	諱熙字聖臨初諱載晃 字明夫號誠軒	甲子 同治 三年	一八六四年			陵

第四章 開城府

開城府一に松都と稱す、京城を距ると北方十六里、高麗朝の舊都にして義州街道の要衝たり。戸數約一万五千、人口約五万、農家其八割に居り、商民其餘の二割を占む。城の内外の構造稍々京城に類す、唯規模の小なるのみ。城内或は街、或は畑、或は濠、或は城址と云ふか如く其構造極めて不規則の感なきにあらざ、歩して城内を巡るに、何となく我が佐賀市に遊ぶの心地するは奇なり。

開城府に滞在する本邦人は大約四五十名、其内醫業を營む者二名を除けば、餘は皆商賈殊に雜貨商なりとす。其店舗は韓人の家を借り、造作を日本風に直して貨物を陳列するものあり、或は土地家屋共に買取り、名義のみ韓人の所有として純然たる日本風の店舗を開くものもあり。其所得は店舗の新舊大小等に依りて差異あれとも、概して一日の純益大店に於て三四圓、小店にありても六七十錢を下らずと云ふ。此等店舗を開ひて商業を爲す者を除くの外は孰れも純粹の行商者にして、菓子類賣藥雜貨等を背負ひ附近の村落を行商し、或は其市目を追ふて露店を出すものなるか如し。

然れとも此地滞留本邦人は、必しも此等の業務を以て唯一の本業となすにはあらず、彼等從來の

本邦人の戸口
及び商業

人等取引

本業は寧ろ人蔘の取引にありしなり。其五六千圓の財産を有する者は勿論、僅に十圓内外の資本をすら有せざる本邦人に至るまで、該取引に従事せざるものは稀なりとす。獨り此地滞留の本邦人のみならず、京城に於ける我が商賈は其九割まで人蔘業に關係せざるはなく、本邦商人の榮枯盛衰は一に係つて其消長如何にありと謂て可なるが如き状況なりしは掩ふべからず。開城府は歴史上忘るべからざる名蹟にして、同時に義州街道を扼する重鎮たりと云ふと雖も、其實今日開城の開城たる所以は歴史にあらざ、要塞にあらざ、約するに其産する人蔘にあるのみ。故に開城を知らんと欲せば先づ人蔘取引を知らずんはあらず、之れを知らんと欲せば豫め朝鮮人蔘の何物なるやを研究し置くの要あらんか。予付て之れか肥あり、左に掲げて讀者の再覽を煩はさん。

朝鮮人蔘の話

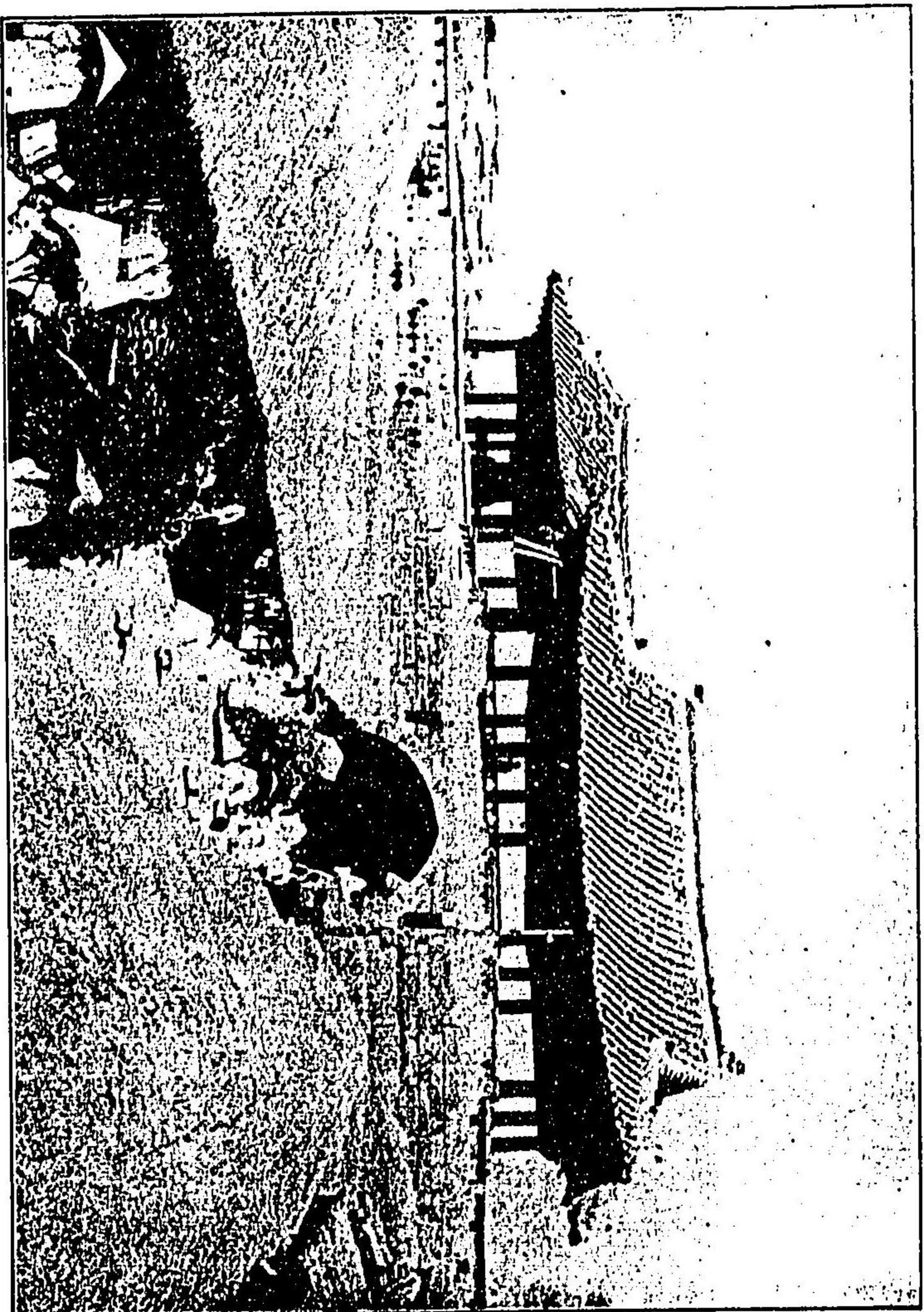
朝鮮人蔘の話

第一 緒論

凡そ貿易品として人蔘を研究すれば、地球上の人蔘は僅に左の四種に止まる。即ち

一、支那人蔘

一名之れを廣東人蔘と云ふ。滿州盛京吉林地方に産するものにして、滿人之れを「おほほた」と稱す、直譯すれば草の王と云ふ義なりと聞く。本邦にして古來漢醫の珍重せしは多く此種の人蔘にして、昔時之れを長崎より獲たりと云ふ。



開城南大門

一、米國人蔘

北カリフォルニア州及び加奈多地方に産するものにして、其製造法は凡て日乾製に係り、湯蒸して乾燥せしむることなきは特に注意すべきなり。

一、日本人蔘

其産地は福島長野山口栃木島根鳥取の諸縣なりとす。栃木は本邦に於ける人蔘培養の濫觴地にして、享和年間徳川氏の該種子を朝鮮に求めて日光山の神領地に栽培せしに始まり。或は云ふ、豊臣氏外征軍の歸途朝鮮より該種子を齎して下野國に栽培せしか嚙矢なりと。栃木に次くは島根にして、今を距ること百年前なる寛政年間、藩臣竊に種子を日光山より齎歸して之れを試作したるにあり。福島地方の栽培を始めしは島根と約同時代にして、其種子は亦之れを日光山より獲たり。山形地方に於ける栽培の嚙矢は今を距る七十有餘年前即ち文政年間にして、鳥取地方は嘉永年間之れを始め、長野地方に至りては安政文久の交漸く其栽培を見るに至りしと云ふ。

及び

一、朝鮮人蔘

是れなり。前の三種に就ひては予か本論以外として茲に之れを詳述せず、然らば則ち朝鮮人

第二 朝鮮人蔘の聲價

朝鮮人蔘は其價格に於て實に以上各種の人蔘に冠たるものなり、其產地は京畿道開城を以て第一に推す。咸鏡忠清兩道及び其他の地方亦全く之れを産せざるにはならずと雖も、是れ皆開城に産せし一年或は二年の苗を仕入れて培養するものに係り、敢て特に種を仕付けるにはならず、是れ開城地方の地味氣候會々以て人蔘の培養に適合すること主要の原因なるべしと雖も、又一は同地方の産たる、古來韓廷の需要に供するものなるを以て、乃ち其培養に専務従事するの成果なりと謂ふべきか。今茲に朝鮮人蔘の產地及び其各稱呼を一括して表示すれば左の如し。

	(普通稱呼)	(各地稱呼)	(産出地)
紅蔘	紅蔘	紅蔘	京畿道松都
直蔘	松直	松直	同 同
同	龍直	龍直	同 龍仁
同	江直	江直	江原道
同	江界直	江界直	平安道江界

同	慶直	慶尙道
同	錦直	全羅道錦山
同	忠直	忠清道忠州
曲	松曲	京畿道松都
同	龍曲	同 龍仁
同	江曲	江原道
同	江界曲	平安道江界
同	慶曲	慶尙道
同	錦曲	全羅道錦山
同	忠曲	忠清道忠州
山蔘	山蔘	江原道(天然産)
樟腦蔘	樟腦蔘	全 (同)

備考 曲直蔘は前表示す如く各地に於て製造すと雖も、品位の良好なるは江原慶尙産を以て第一とし、全羅忠清平安之れに次ぎ、松都産は最劣なりとす。蓋し松都は紅蔘製造地なるを以て、其生産する蔘根は専ら之れを紅蔘に製し、其品位劣下に

して紅蔘となすに適せざるものを以て曲直蔘を製するか爲めならんか。

抑も朝鮮人蔘は、其藥劑としての効用噴々として既に人口に膾炙す、清韓人の信する所に依れば、人蔘は實に万能神藥にして、殊に最良の補血興奮劑たり。傳へ聞く、清國にありては人蔘を藥用及び日常の飲料として使用すること殆んど上下一般の慣習にして、農夫の如きは人蔘醬を煮出し、其一二椀を傾けて後ち耕耘に従事し、又疾病を見舞ふの贈品は概ね人蔘にして、醫師は患者の枕邊に置かるゝ人蔘の多寡を見て其貧富と交際の廣狹とを卜知するを常とすと云ふ。故に清國は朝鮮人蔘の主たる得意先にして、又實に世界の人蔘を吸收する最大の需要國たること知るべきなり。

支那人蔘及び米國人蔘に於ても然るか如く、朝鮮人蔘には二類あるを忘るべからず。普通に人蔘と云へば人蔘の義にして、即ち人工の培養製造に係るものなりと雖も、謂ゆる人蔘の外人工を藉らずして自然に深山幽谷の間に生育する山蔘若くは山人蔘と稱するものあり。然れとも其産出極めて稀にして、韓人中曾て之れを目撃せしことなき者少しとせず。故に其價頗る貴く、現に上等の山蔘根一本にて數千圓に價するものすらあり。山蔘は其丈一尺乃至四五尺にして、頭部の厚さ一寸乃至二寸有餘に達するか故に、人蔘に比すれば遙に大形なるべし。又其根の上部即ち幹の底部は輪狀を爲せり、其輪數に依り蔘齡を算するを得、時に二三十歳

乃至四十歳のものありと云ふ。

聞く所に依れば、山蔘を藥劑に用ゆる患者は其使用後三日間全く知覺を失ひ、三日を経て後ち一ヶ月間は心身常に不快を感すへじ。此時期を經過せば後ち始めて健康舊に復し、是に至りて血色其宜しきを呈し、體質著しく強壯となり、爾後全く疾病に罹るとなく、九十歳百歳の高齡に達するまでは其人復た決して寒暑に胃さるゝの患なしと云ふ。要するに山蔘の功能か特に著しきは敢て山蔘其物の性分に存するにあらずして、全く人力の觸るゝ能はざる其以外の別天地にありて、上帝より特別の保護の下に生育するに由ると一般に信せらるゝこと豈奇ならずや。

韓國に於て人蔘の栽培に着手せしは蓋し遡りて往古の時代にあらん、而も今日行はるゝか如き製造法あるに至りしは今より百有餘年前の事なりと聞く。然り而して其産出額に就ひては、古來今に至りて韓國素より文記の微すへきのなし、隨つて詳細なる統計は之れを尋ぬるに山なしと雖も昨年(明治三十一年)五月發刊の「コリアン、レポソトリー」雜誌の記する所に依れば、其産出額は明治二十九年に於て大約三方一千「カッチェース」、即ち四万一千三百封度にして、其價格は六十万元(我が圓に同じ)を示し、同三十年に於ては之れに倍加して其價格百二十万元なりしと云ふ。其輸出地は主として仁川港なるか故に、今同港の海關に就き其輸出

高を見るに左の如し。

	數量	價格
明治三十年	二二三	六一八、六一六
同 二十九年	一三六	二六三、五八〇
同 二十八年	五二	五、三一〇
同 二十七年	一一三	一一、一七三

備考 以上は仁川港より直接外國に向け輸出せられし高にして、國內各港に輸出せられし分を含まず。

以上示す所の高は其産出高に比すれば極めて僅少なり、是れ他なし、謂ゆる紅蔘なるものは韓國政府の專占事業にして、政府自ら之れを輸出するか、若くは其紅蔘を特に商賈に拂下けて輸出せしむる外、私の輸出は之れを嚴禁するなり。而して人蔘の需要地たる清國に於て、其特に需要する人蔘は紅蔘なるか故に、紅蔘の輸出禁止は即ち事實に於て人蔘の輸出禁止と異なるなし、是れ税關に登記せらるゝ輸出高の殊に僅少なる所以なり。去れと實際紅蔘の密輸出は年々巨額に上り、殆んと右の數字に倍蓰するの事實あること知るべきなり。

韓國には日清戰爭以前までは年々冬至の日を以て清國に大使を派遣するの慣例ありき、謂ゆ

る冬至使なるものは是れなり。此冬至使は一は清國政府への貢獻物として、又一は同一行の費用として、毎年二万五千斤の紅蔘を携帶せり、是れ從來韓國が公然其紅蔘を清國へ供給する唯一の方法なりしなり、其際と雖も密輸出の盛に行はれしは今日と異ならず。若し夫れ清國諸港の人蔘輸入高は、明治二十九年に於て香港を除き一万四千九百八十七封度にして、其價三十八万九千八百八十二兩なりしと云ふ、而して別に密輸出高を假に同額内外とすれば、清國の人蔘需要高は我が貨幣に換算して大約百万圓前後と見積るを得べきなり。

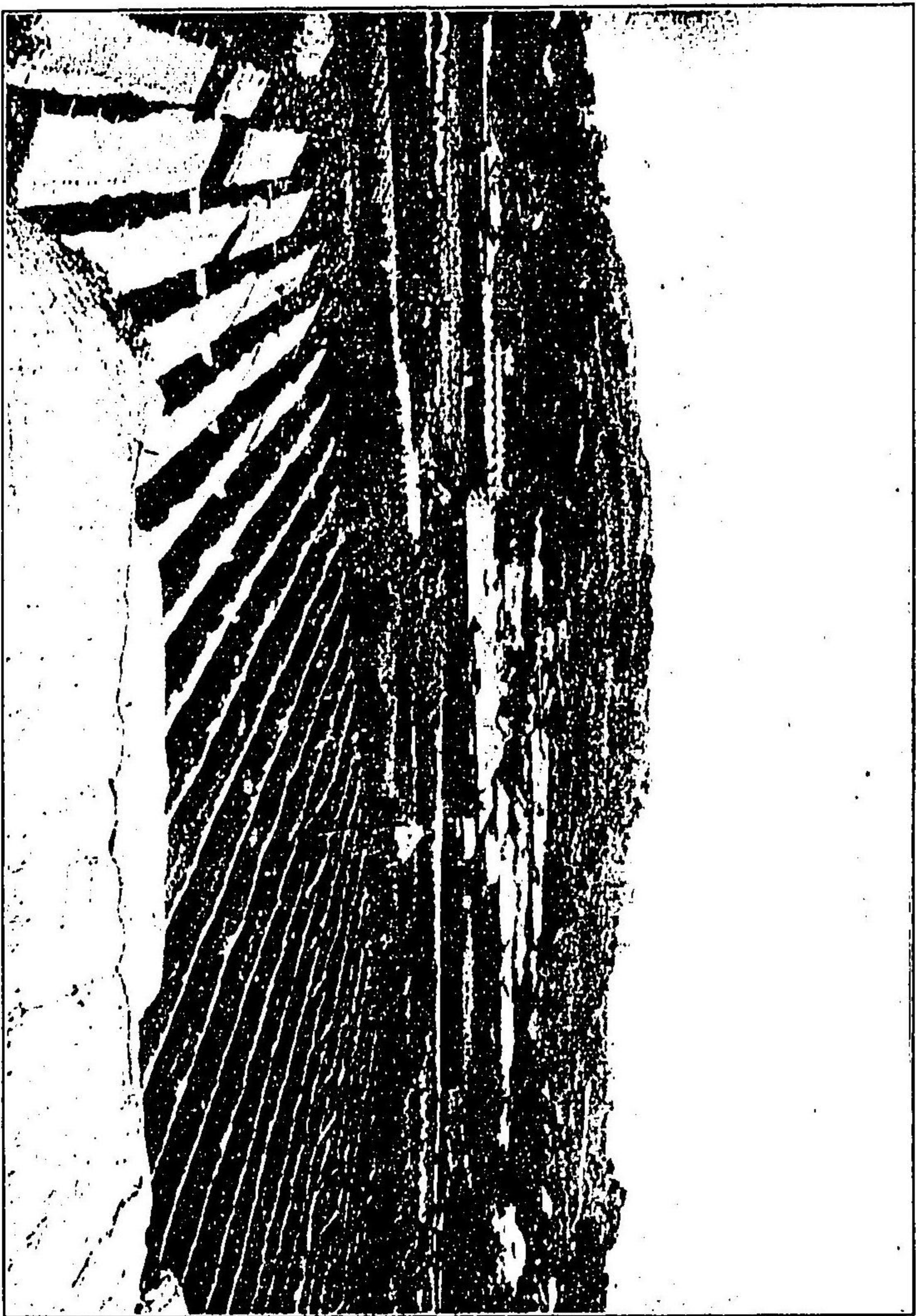
夫れ清國は此の如く古來人蔘の最大需要國たり、而して之れが供給者の地位に立つものは獨り韓國のみならず、米國産亦年々十萬斤内外を輸入し、本邦産、就中謂ゆる雲州人蔘も亦尠なからざる需要を清人間に有しつゝあり。唯夫れ本邦産は清韓米諸國産ほど尙まれず、乃ち僅に價格低廉なる下等品として需要せらるゝに止まるは何そや、蓋し人蔘は形の異なるもの及び形の能く具備して人體に彷彿たるものを尙む、故に其形の如何は最も注意を要す。然るに本邦産は其形に於て肩部に中分あり、且つ其大きさも不充分にして、例へば韓産は一斤につき十三四本物を最上とし、二十四五本に至るを普通とすれとも、我が雲州産に至りては六十本以上にあらざれば一斤に満たざるか如き、是れ第一の缺點にして、其他本邦産は動もすれば産地に於て賣込を急ぐの結果、充分精製せざる生乾きの品輸出せらるゝあり、随つて翌年

梅雨の候に至り或は腐敗に傾き、或は蟲の發生する等遂に清人の信用を害したるの形跡なきにあらず、是れ第二の缺點ならんか。韓産に至りては此等の點に於て優に本邦産に超越す、換言すれば形體の大且つ美なると、製法の精なるとは即ち韓産をして今日清人の喝采を博せしむるに至りし所以に外ならず。乞ふ左に韓産の培養及び製法に就いて之れが大略を述べん、是れ予が昨秋開城府内外の蔘圃を巡り、親しく見聞して得たる結果の一斑に過ぎず。

第三 朝鮮人蔘の培養及製造法

開城府の内外數方里、幾百の蔘圃は或は山腹に、或は平野の間に整然基布せらる、遠く之れを望めば黄緑の田野一帯の平面上處々方形の褐色を點せしに似て頗る美觀を呈す、近づきて之れを見るに蔘圃の境域其大なるもの大約二町四方、其小なるもの十間四方内外なるべし、其形狀必しも方形ならず、寧ろ長方形なるものを多しとす、圍むに丈三四尺の籬牆を以てす、圃内に一個の望遠臺あり、圃の大なるものは特に二三を設く、臺は藁にて粗造せるものにして、四本の木柱其基礎となりて之れを支ふ、礎の高さ一丈乃至一丈半、室の廣さ一坪内外にして、其高さ亦一間有餘、即ち地上に直立すること總して二丈内外と知るへし、番人此室に坐し、悠然口に長煙管を啣へつゝ蔘盜の侵入を警戒す。

圃内には幾多の蔘牀辰戌の方向に添ふて秩然相並ぶ、韓人其蔘牀を稱して盆内と云ふ。盆内



蔘圃

は高さ一尺内外なる二等邊四角形の畦にして、其中底部に於て二尺内外ならんか、其長さは小なるもの二三間、大なるものは二十間餘に亘る、我か八尺四方をは一間と稱し、其間敷を唱へて圃の大小を決定す、例へは一千間の圃、一萬間の圃と云ふか如し。盆内と盆内との間隔は二尺有餘に過ぎず、以て僅に一人立往來を爲し得るに止む、此處を路敷と稱す。盆内の地質は蓋し花崗石粉と微土より成るか如し、其特色は雨天に過濕の患なく、旱天に過乾を避くるの利あるにありと云ふ。

盆内は褐色なる丸形の蘆葦にて作れる二重の屋根及び籬にて其周圍を掩はる。屋根は西南方より東北方に向ふて傾斜す、其高さ西南方にて四五尺、東北方にて一二尺なるべし。上面の屋根は加籬と云ひ、下面の屋根は初籬と稱す。籬は西南方のみ開閉を自由にす、之れを面籬と云ふ、其後面即ち東北方の籬は後籬と云ひ、其横面の籬には間籬の名あり。籬は僅に微光の透るを限り日光を閉遮す、蓋し人蔭は強き日光を厭へはなり。其面籬の開閉自由なるは他なし、平素は之れを開き置くも、風雨甚しきときは閉鎖して其害を防かん爲めなり。

蔘種子は白色を呈し、平たく且つ圓形にして多少の紋皺あり、徑一分に足らず、厚さ亦二三厘に過ぎざるべし。陰曆九月十月の交、盆内に間隔三寸程深さ亦二寸程なる溝を設け、之れに其蔘種子を植附くるなり。肥料は開城北山の下にある黄土を細粹乾燥せしめ、之れに木葉

を等分混和したるものを用ゆ。植附後は三日毎に怠らず灌漑を施し、又枯凋蟲害等の恐なき様注意すへし。斯くして翌年二月に至らば、白色柔軟なる蔘根漸く成る、其長さ一二寸ほどにして、直徑一分に足らず、細微なる毛状の髯は幾多其尖端より發生し居るを見るへし、而して地上には二寸程の細幹直立し、其頭に三枚の葉あり、太さ拇指大にして周圍に於て鋸状を呈す。

第三年日の二月に至らば移植を爲さざるべからず。其法は苗株を取り一畦五寸の距離内に三株宛を並植するなり。移植には直植と臥植との二類あり。直植とは苗を直立せしむるものにして、臥植とは蔘根を南方にし、蔘頭を北方に向はしめ、斜に臥せしむるものとす、而して臥植法寧ろ成績良好なりと云ふ。此くて此際に至ては根は長さ二三寸となり、直徑二分弱の太さを示し、根髯も其数を増し、幹の太さ亦之れに稱ひ、葉は増して大小とも五枚となる、其大葉は稍々小形の鶏卵程なり。去る程に一年を過ぐるの後は、復た更に移植するを要す。其法は前と異ならずと雖も、苗は五寸の距離に一株を植ゆるなり、而して此際に於ては根幹葉とも一府生育し、紅色の實一個乃至三個其葉間に發生するを見るべし。其後一年を経過すれば今一度移植を爲さざるべからず、是れ最後の移植なり。此際の植方は毎尺に一株の割合とす、六年を過ぎれば葉の太さ著しく増大し、五枚の大小葉中其大葉は長四寸巾二寸に及ぶ。

幹の長さは一尺四五寸に達し、堅硬にして縦線あり。

概して人蔘の生育には七ヶ年を要す、即ち第七年目の陰曆七八月の交に迨へば、蔘根成熟して茲に其採掘を行ふを得。此際に於ける蔘根は總體の長さ一尺餘にして、之れを數部に分ち見るを得へし。其上部は塊を爲し、其れより數條の根仔を分支す、是れ蔘根の頭部と稱する所にして、其以下に蔘根の體部あり。徑一寸程にして、數條の鬚之れより出つ、其中四條の鬚は殊に太し、謂ゆる蔘根の手足と稱するもの是れなり、此手足は更に無數の毛状根に分たる。

蔘根の採掘を行ふの後は先づ髯を切去り、之れを水中に浸して泥土を浚ひ、次に白水（米糠水）にて洗ひ、又更に清水にて叮嚀に洗滌し、而して後之れを太目の籠中に入れ、直に蒸溜室に運ぶものとす。蒸溜室には平形の淺き鐵釜あり、其内に徑二尺程の陶製の桶甑を入れる。水は鐵釜にありて沸騰せられ、其蒸氣が甑底の小穴を通して内部を侵す仕掛と知るへし。此桶甑中に蔘根を入れたる籠を投して密閉せる儘蒸溜す。火力は強弱なき様注意すへし、強弱おらは火力不平等となりて蔘根に熟不熟のもの生ずるを免かれされはなり。此くして蒸溜を續くること一時間半乃至四時間の後之れを乾燥室に移すへし。乾燥室には竹製の格子架あり、其上に蔘根を入れたる平たき籠相並んで置かる。乾燥室は概して朝鮮家屋なるか故に謂ゆる

温突オンダツ(家屋の土壁牀下に設けらるゝ火爐にして即ち牀下の一方の口より東薪を入れて火を點し火煙牀下を通して他の一方の口より散出し之れに依りて牀上を温むる仕掛なり)を用ゆと雖も、日本風の家屋にては室内に火爐を置きて直接に乾燥せしむ。乾燥の巧拙は紅蔘の價值に大影響を及ぼすものなるか故に最も注意を要す、即ち火爐の火力をして強弱なからしむること、晝夜數回蔘根を輾轉せしめて蒸過き蒸不足等の憂なからしむること等は肝要なり。此作用を續くこと四五日間の後ち取出して蔘根を長方形の製籠に移し、紙にて其周圍を掩ふ、是れ濕氣の侵入を防かんか爲めなり。

蔘根は以上の作用に依り硬堅となり、同時に其白色なりしものか變して黃金色となる、硬堅と雖も其質は脆し、折れ口は硝子の如く透明にして櫻色を呈す。此くして得たる人蔘は元の人蔘の三分の一の斤量に減す、之れを紅蔘と云ふ、即ち蔘根一斤(六百目)より二百目内外の紅蔘を得るなり。其蒸溜作用を施さず、採掘洗滌の後之れを日光にて乾燥せしめたるものは白蔘と稱す。白蔘は之れを自家用料に充つるに止まり輸出とせず、其單に採掘洗滌したるに止まるものは水蔘若くは生蔘の名あり。

紅蔘の製造終る後、其輕重大小を検査して之れを十五本より三十本までの各階級に區別して一斤の量に組合はするものとす。其本數少なきものほど上等なり。即ち本數少なくて

斤量多きものは上等の階級に屬す、故に十本物一斤を最上等とせば、二十本物一斤は其次に位し、三十本物一斤は又其次となるなり。其良否を品評するには本數を稱呼す、例へば十五本にて一斤をなす者をは十五本物と云ふか如し。蓋し紅蔘の價值は前述の如く其形體色合等に依りて高低を生ずるものにして、殊に脚部の屈曲せるものは最も忌み、成るべく兩脚を並へて眞直なるを要するか如く、畢竟其實質よりも形狀を尙み、就中其形狀の人跡に酷似するものは最も賞するか故に、製造法の巧拙は紅蔘の價值に大關係を有するものなること注意すべきなり。

序てながら蔘種苗の元價を算するに、一次の種苗(二年根のもの二百匁を一次と云ふ)大凡二百本位にして之れを六間餘に植附くるの代價大約十間八十錢内外なりと云ふ、而して六間餘に對する二百本、即ち毎間平均三十二本宛植附くるものとせば、總本數千間につき三万二千本なり、故に一千間の蔘圃(之れを一日耕と云ふ、猶我か一反歩と云ふかごとき名稱と同一なり)に要する蔘種苗は大約千八百匁なるを知る。又其他代は四年借にて上百間、中九十間、下八十間の内外なり。籬及び木代は一間につき二十錢とすれば總體二百間にして、其他舟人に要する費用は上直と稱する大頭一名一ヶ月につき六七圓、上直軍と稱する配下の者六名一ヶ月各一圓五十錢乃至二圓なりと聞く。以上孰れも一日耕の蔘圃に就ひての論なり。

清國に於ける輸入人蔘の價格を爰に掲載對照するは此際參考として必要の業なるべし、唯予は最近年間に於ける確實なる人蔘相場を調査し得ざるを遺憾とす。今去る二十九年二月七日附在上海帝國總領事の報告に依れば當時同地に於ける朝鮮人蔘の相場は左の如くなりしと云ふ。

二十本物	三二、五
官蔘 三十本物	二八、五
四十本物	二二、〇
二十本物	二六、五
三十本物	二三、〇
四十本物	一八、〇
五十本物	一四、〇
六十本物	一〇、〇
七十本物	八、〇
商蔘 無數	七、〇
大尾	六、〇

之れに對する我が雲州人蔘の相場は左の如くなりしと云ふ。

中尾	三、〇
小尾	一、七
宙	六、五
鳳	三、八
義	二、〇
智	一、五
順	一、〇
夏	二、六
中夏	一、六
雪	一、九
功	一、九
玉	一、三
天	五、〇
仁	二、八
禮	一、八
信	一、二
春	四、三
秋	二、四
冬	一、六
月	三、三
商	一、五

右は謂ゆる呼價にして、實際の取引相場は七三掛とす、即ち宙の六兩五錢なるものは實價に於て四兩六錢となり、冬の一兩六錢なるものは一兩一錢六八となるなり。米國人蔘は上等十

八兩より下等十四兩間を往來す。我が信州及び會津人蔘は孰れも雲州よりも廉にして、清國産に至りても野生産を除くの外は價格亦低廉なりとす。

第四 結論

紅蔘は韓國政府の專占事業なり、即ち政府は蔘圃に就ひて其人蔘を專買し、之れを紅蔘に製して輸出するか、若くは其官製紅蔘を商買に拂下けて特に之れを輸出せしむるの外人民をして斯業に従事せしむるを許さず、故に圃主か其人蔘を外國人に賣るか如きは國法の嚴に禁する所に於て、犯す者は其蔘圃及び人蔘は勿論、並せて全財産を沒收せられ、甚だしきは時に死刑に處せらるゝの制裁あるを免かれず。此の如く夫れ酷嚴なる制裁は其國法上に存するにも拘はらず、而も人蔘賣買に就ひては其外國人に對する關係に於て寔に奇なる商慣習あり、此商慣習は斯業に注目するものゝ等しく認めて以て奇の極となす所、即ち韓國特得の現象たること予の斷言するに躊躇せざるなり。

(「朝鮮月報」第一號)

夫れ前述の如く人蔘は實に韓國第一の重要産物にして、同時に韓廷は其紅蔘製造權を專占し、其賣買すら嚴禁する所なるに拘はらず、而も其取引や實際盛に日韓兩國人間に行はれ、京城の我が商業は輒近に至るまで殆んど開城に於ける人蔘賣買の餘徳のみに依りて維持せらるゝと云ふも過言にあらざるほどの情況なりしは何そや、要は蔘圃主か其製作せる人蔘の韓廷に占買せらるゝを

衷心悦ばされはなり。其悦はざる所以は如何と問へば他なし、韓廷の買收價格が極めて廉なること其の一なり。收買價格が縦し廉なるにせよ、現金の受渡か旬日の間に辨せられ得べくんは尙ほ可なりと雖も、賣手たる蔘圃主は容易に其代價を収むるを得ず、甚しきは一歳の長口月を過ぐるも未だ落手の運びに至らざるもの比々皆然り、是れ其二なり。紅蔘には一斤につき四十貫文、即ち十六元の重税あり、此重税を納めざるの蔘圃は韓廷に紅蔘製造を申請するの資格なし、而も自ら紅蔘を製造するは國禁なるか故に、勢ひ此重税を支拂はざるを得ざるに至ること其三なり。此重税の外紅蔘製造終るまでには種々の名義に係る手数料あること其四なり。此等の諸原因あるか故に、假りに五十圓に値ひする人蔘も實價僅に其三四割に減し、而も是れすら容易に手に收むるを得ず、是に於てか蔘圃主は其人蔘を韓廷に買收せらるゝよりも、寧ろ竊に之れを外國人に賣放つての利益あるを知り、且つ實際行ふに至りしなり。然らば則ち蔘圃主は如何なる方法に依り其國禁を犯すの危険を冒して之れを行ふか、其最も簡單にして普通なる方法は左の如し。

人蔘の賣買慣習

人蔘の採掘は年々春秋の兩度あり、春は陰曆二月にして、秋は同六月より十月末に至る。春期の分は甚だ尠なく、眞の採掘は則ち秋期にありとす。先づ秋期に至りて賣買を爲さんと欲せば、其歳三四月の頃より豫約をなし、手附金として通常代價の半額を渡し置くを例とす。賣買豫約をなすに當りては必ず韓人の仲人を以て其間に周旋せしめ、直接に談判することなし。人蔘賣買は秘

密の上に秘密を要することたるを以て、韓人同志の賣買に於ても直接談判することなく、必ずや其間に仲人を入れ、以て他日の直接責任を逃るゝの餘地を存し置くものと知るへし。而して豫約既に済み漸く探掘の時節に至れば、復た仲人をして人蔘引渡の日時を約定せしむ、何月何日夜何時何山の麓或は何村の郊外何處に於て之れか取引を爲すへしとの約定成らば、深更或は衣を韓服に代へ、務めて人目に觸るゝを避け、密に相會して之れか探掘を行ひ、探掘終ると共に之れを以て納め、其口を密鎖し、茄子又は大根を入れたるの外観に裝ひて運去るなり。此際蔘圃主は故ら周章狼狽の跡を爲し走つて巡檢(巡査)に就き、盜賊來りて蔘圃を侵し其蔘を奪取し去れりと訴ふ、巡檢即ち應じて現場に到る頃には、人蔘既に遠く運はれて數里の外にあり、之れを筋書の大要とす。去れと實際の演劇は概ね此の如き穩和の範圍に止まらずして、豫約の有無に關せず殆んど強奪の勢を以て人蔘を探掘し去る者時に全くなきに非ず。兎もあれ此の如くにして探掘せる人蔘は之れを京城若くは仁川に持行き、更に之れを紅蔘に製造して後ち竊に之れを長崎に輸出し、同地に於て之れを清商に賣るを多しとせり。

從來韓國の蔘業界に立ち、上來記する所の商慣習の下に於て毎歲買手筋の地を占めしものは獨り本邦人のみにして、彼れ清國商人の如きは戰後漸く半島の貿易社會に其勢力を恢復して、今や再び我が商賈を凌駕せんとするの趨勢あるに拘はらず、獨り人蔘事業に至りては、彼等二三の僅に資本家の地位に立つ者あるの外、未だ親しく其手を之れか賣買取引に染めし者あるなきは何そや、想ふに上來述へたる人蔘の取引は寧ろ甚しき投機の業に屬す、獨り貨幣の損得に係る投機業たるに止まらず、時ありてか遂に身體を侵さるゝの危険あるを免かれじ、大膽なる投機は清商の好んで爲さる所、又其長所にあらず、是れ則ち清商か今に至るまで手を斯業に下すに至らざる主要の一原因にはあらざるなきか。兎も角も韓國の人蔘業は、之れに臨むに嚴酷なる國法を以てするに拘はらず、而も其下には此の如き活潑なる商慣習の竊に存するあり、此の如きは蓋し半島以外に見る能はざるの一現象ならん。予曾て開城に遊んで戯に一詩を成せり、

蔘圃實兮泥繒狂。歐人嗤兮警吏忙。一隊掘去一隊顯。漫夢千金糜腦漿。賣買只要自由約。

掠奪逃走宛豺狼。堪笑補血第一藥。却使倭商嘗糟糠。

昨年十月、豫て韓國政府より致したる「韓國當該官吏の承諾を得されば松都各地方に於て蔘圃の賣買並に探掘を爲すとを得ず」との通牒に對し帝國公使は之れに承諾を與へられたり。同時に在朝鮮國日本人民通商章程第四十一款に規定せる我が漁業區域を擴張して更に京畿道沿岸を之れに加ふとの協商新に韓國と帝國との間に成立せり。世傳へて之れを人蔘と漁業との利益交換と稱しぬ。

筆を人蔘論に擱するに臨み、特に數言を添へ置かんと欲する者は他なし、朝鮮半島なるものを初

人蔘と漁業との交換

朝鮮人蔘と米

めて米國に紹介したる其紹介者は實に朝鮮人蔘其物なると是れなり。抑も朝鮮人蔘の古來清國市場に偉大の聲價を有することは前述の如し、然るに今より約一百五十年前、詳に言へば西曆一千七百五十七年の頃より、コンネクチカット州及びマツサチュセツツ州の産に係る人蔘は漸く廣東及び北京の市場に現はれ、朝鮮産人蔘の向ふを張りて儼然一敵手たるの態度を執れり、是れ米國と韓國とか相俛して互に支那の貿易場裡に驅馳するに至りし濫觴なりとす。案するに米國人蔘を清國の市場に紹介せし者は、直接には英の東洋印度會社にして、間接には實に當時東洋貿易界の覇たりし和蘭商人なりしなり。和蘭商人は東洋以外に於ては無價値の一草根に過ぎざる人蔘か、支那の市場に於て其貴き黄金と相並んで珍重せらるゝを知り、乃ち之れか供給の淵源を得んか爲めに沿く全世界を搜索せり、搜索して終にアルバニーの西端ストツクブリツチの山中豊に人蔘の産するを發見せり。是に於てか抜目なき和蘭商人は若干の鐵器酒類玩弄物等を土人に與へて此れと彼れとを交易し、其獲たる人蔘をハロン河を下して倫敦及びアムステルダムに輸送し、五倍有餘の純益を以て印度會社に賣附け、遂に轉輸して清國方面に出せしなり。其後人蔘は復たオハヨー及びミスシッピーの谿谷中に殆ど無盡蔵的に發見せられしかば、米國人蔘は相繼ひて盛に廣東に輸入せられ、北京の市場も爲めに狂ひ、朝鮮の北京貿易は隨て少なからざる打撃を蒙りしと云ふ。此の如くにして米國は清國に向つては人蔘を供給し、而して其代りには清國より茶を需

要せしなり。去れば米國と清國及び韓國とを相接近するに至らしめし者は則ち茶及び人蔘なり、飲用品と飲用品との交換、興奮劑と興奮劑との貿易、抑も之れか媒介者たりしは妙ならずや。乞ふ人蔘以外の方面より少しく開城府を見んか。抑も開城府は高麗遺臣の巢窟にして、現王朝に平ならざる豪族の集まるもの多く、此等豪族は往時名門族閥の子孫にして、而も今や産業を營み、家産を作り、以て隱然地方の富豪をなすもの少しとせず。之れを其工業に就ひて見れば、開城は往古陶器の名作を以て鳴りし所、高麗亡ひしと共に斯業も衰へ、製陶家の如き現王朝に仕ふるを潔しとせずして其業を廢したるか爲め、今や全く見るべきものなし。高麗の風、王族各家の死するや、棺と共に其常用の陶器を墳墓の中に收めしと云ふ。狡猾なる韓人今日往々禁を犯して採掘し、之れを外來の客に鬻くあり。韓國に遊ぶの客時に數百金を投して之れを賞す、謂ゆる高麗燒なるものは是れなり。

開城は高麗王朝の舊都なりしだけ、城の内外名勝蹟に富めり。敬德宮、滿月臺は高麗王宮殿のありし所、而して今や見るべきものなく、古址殘片僅に當代の紀念を留むるの外、雜草蓬々として繁茂し、春雨秋風と共に朽敗其欲するかまゝにす。太祖の丘陵は一里半の北にありと云ふ。東大門を出て、進むと約四五町にして、小流田畦の間に横はり、架するに一小石橋を以てす、之れを善竹橋と云ふ。李氏高麗を滅ぼすの時、高麗の遺臣に鄭夢周なるものあり、圃隱と號す、勤王の志に

篤く、硬骨鐵腸盟つて二君に任つるを欲せず、而も衷心深く李朝に平ならずして動もすれば天日
を既倒に挽回せんとするの熱血あり、李氏其壓し難きを見、甘言以て之れを城外に誘ひ、其歩し
て善竹橋に到るを俟ち人をして橋下より之れを刺さしめりとそ。橋上紅色の斑條あり、韓人傳へ
て鄭の血痕架石に徹せるものなりと稱す、東道の一少年此山來を説ひて最も得意なり。一絶成る、

行賞烟霞善竹橋。橋邊僮話一紅條。亡臣不就回天策。紫水山明轉蕭々。

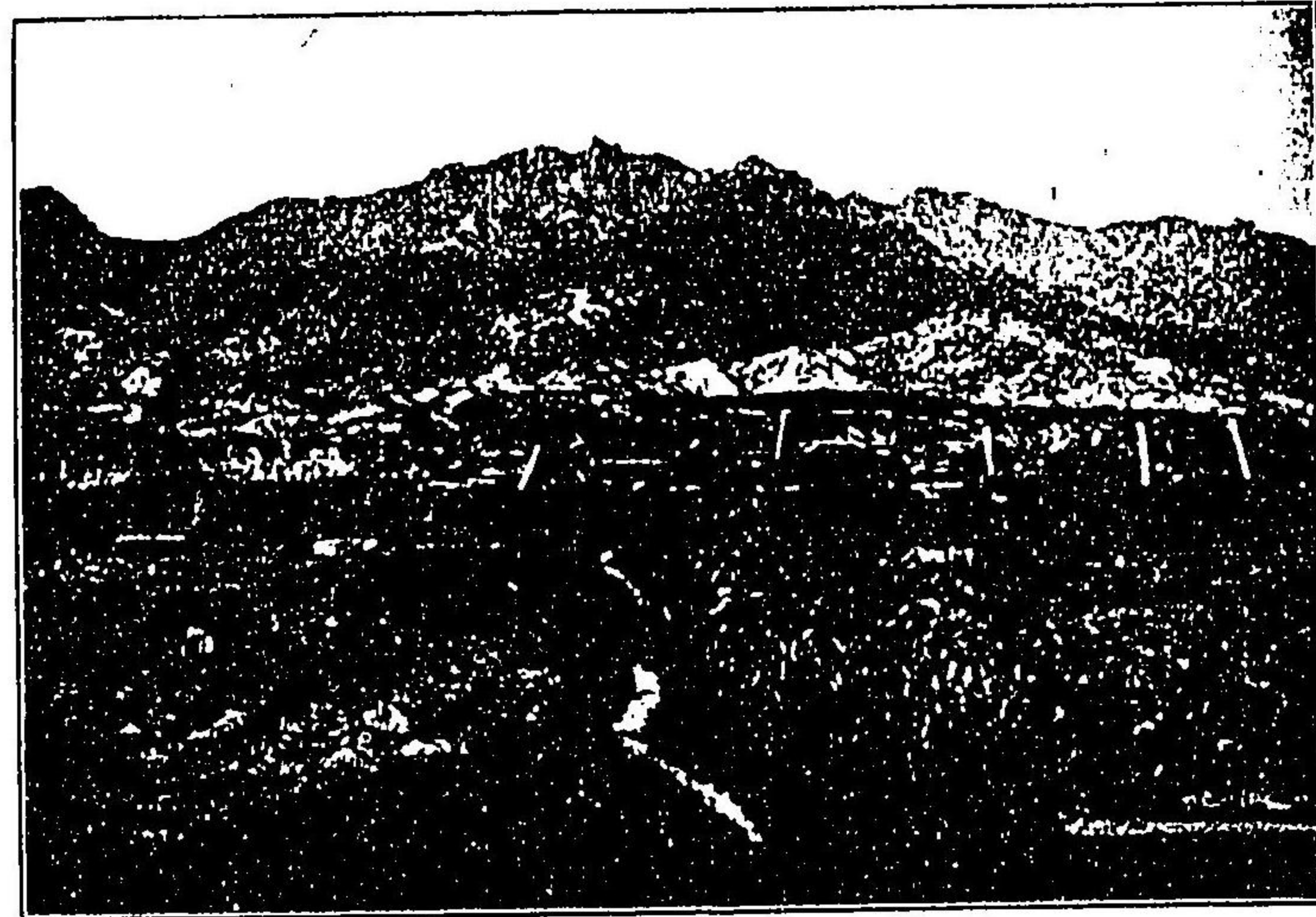
橋に面して殿宇あり、内に二大碑榜の建つるを見る、一の銘には道德精忠亘萬古泰山高節圃隱公
と刻せられ、他の銘には危忠大節光宇宙吾道東方頼有公とあり、其に鄭の靈を祭り其忠節を頌す
るもの、曾て石南川(希璞)をして

山河依舊市朝空。流水殘雲落照中。歇馬獨來尋往迹、斷碑猶記鄭文忠。

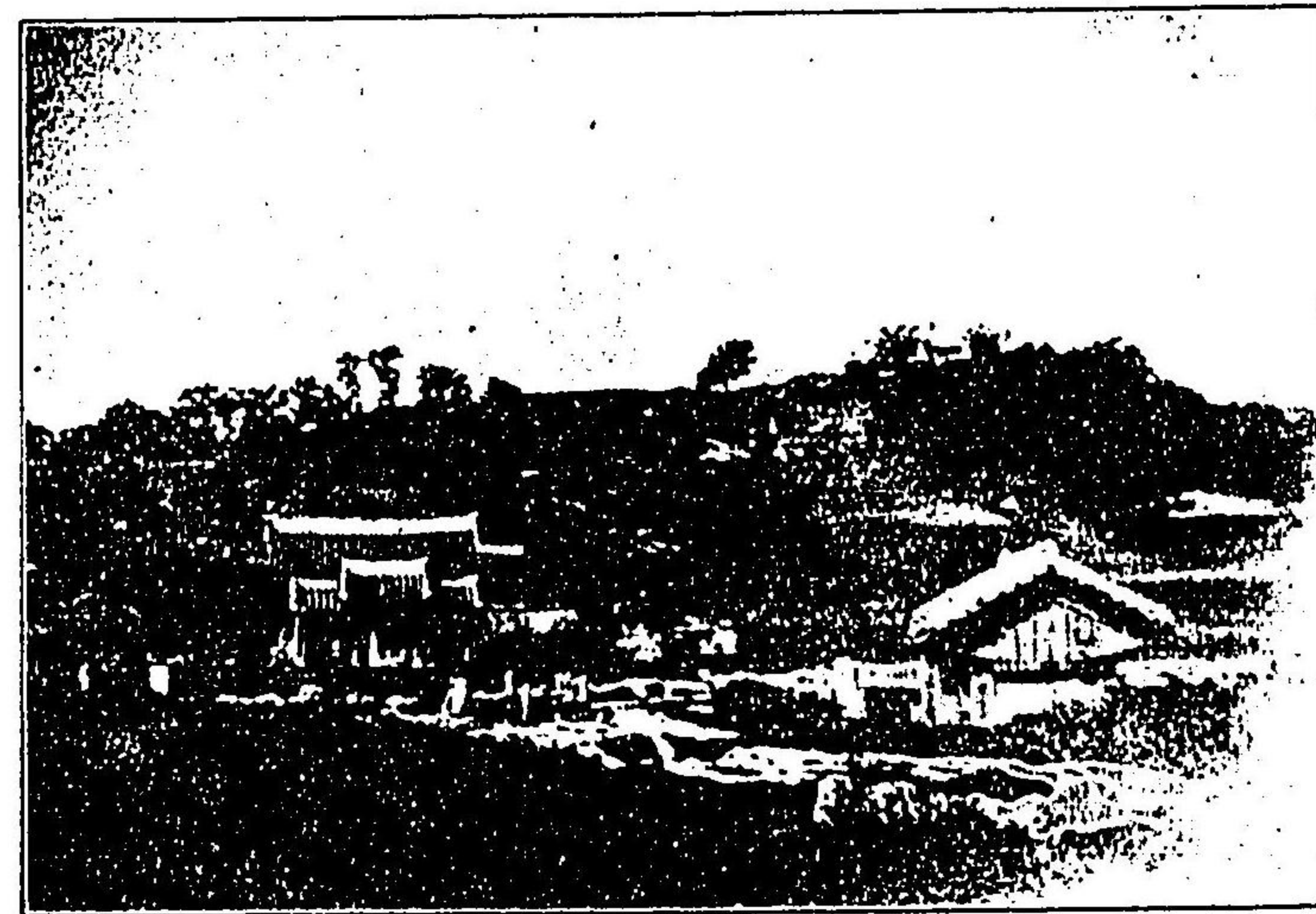
と咏せしめたる所は則ち是れ。予乃ち詣て、恭しく偶吟を奏しぬ。

硬骨鐵腸氣似虹。胡圖大業竟成空。豪名徒有斷碑在。鳴雁音悲圃隱公

彩霞洞、富山洞、錦釣臺、釜山嶺等は亦開城の附近の名所にして、行人の杖を曳くに値ひぬと爲
す所。若し夫れ城外を北にすること四里すれば、朴淵と稱する山腹の一邑に達せん、數丈(なる
べし、之れを韓人に質せば四千尺にして世界第一なりと號す)の瀑布此處に落ち、幽邃壯嵩亦他
に得易からざるの佳景なりと聞く、開城に遊ぶの客概ね行ひて此佳景を賞し來らざるはなし、而



開城府滿月臺



開城府善竹橋

も予や不幸滞松三週の間百事蝟集し、事志と違ふて遂に割愛するの已むを得ざるに至りしを遺憾とす。

開城府の視察を了りて恙なく京城に還りしは去る三十一年九月末のなりき。此日搭乗せる汽船安來丸は、蟹谷浦を發して後ち五哩許にして坐瀬し、満潮の到るを俟ちしこと一時間餘、漢江の航行には往々此の如きことあるなり。

第五章 平壤及び鎮南浦

之れを警ふれば平壤は猶我が京都のごとし、其政治文物民俗産業等に於ては京城と相對する半島西方の一大都府たるに耻ぢず、而も之れか天然の險要と海陸運輸の便を有する點より云へば、朝鮮半島中實に雄偉第一の形勢を占むと謂ふべし、是れ上古に於て擅君箕子衛滿の族此處に都し、中古に追つて高句麗及び新羅の首府となりし所以ならんか。高句麗東川王創めて城柵を此地に建て成宗のとき大に役を興し、李氏に至りて復た之れを修築せりと云ふ。平壤の名は豊太閔征韓の役に由つて遠く我邦に傳へられ、日清戦役に追つて治く人口に増彙するに至れり。予韓に渡りて以來一たび觀風を此地に試むるの企圖を懐くや久し、一昨年四月會々僚兄三友亦予と同感の志あり、好機逸すべからず、乃ち驟然遊壤の議を決しぬ。

道を陸に取らん乎、將た海路に限らん乎、此行素と遊壤を以て主たる目的とせるには相違なきも、之れか従たる目的は他なし、三友得意の自轉車術を此の旅行に應用せんとするにあり。已むなくんは予も亦之れを賛せざるに非ずと雖も、試みに地圖と實驗家とに就ひて京城平壤間（此間約我か六十里）の道路を案するに、京城より高陽坡州長湍を経て開城に至る約十七里間は、處々波狀地なきにあらざと雖も大約平坦、巧みに双輪を走らさば七時間にて達するを得べしと雖も、開

京城平壤間の地勢

城より金川を経て平山に至る約十里間は、概して山麓溪間を蜿蜒するにあらすんは田圃を横きり丘陵を越ゆるの處多く、平山より瑞興鳳山を経て黃州に至る約二十里間は、或は山脈道路に逼りて平地稀に、或は砂土石礫多くして走輪に困難を興ふる少なからず、殊に瑞興鳳山間には京城義州間の最難坂路たる洞仙嶺あり、最急の處高さ八十間、傾斜三分の一許り、樹木鬱蒼、斷崖削るか如く、坂路は石屑重疊、中央は墊して藥研の狀を爲し、迂餘曲折歩行すら尙ほ且つ難しとなす、若し夫れ黃州より中和を経て平壤に達する十餘里間は波狀の個所往々なきにあらざるも、概して平坦砥の如く、以て走輪に妙なりと。今此檢案に依りて走輪の日數を計れば、片路五日間は必ず要すべく、日數の長きは縦し可なりとするも、憂ふべきは途半にして車輪に破傷を生ずる場合是れのみ、寧ろ仁川に走りて此處より海路を鎮南浦に取り、更に鎮南浦より陸路平壤を衝くの安全なるに若かずと、軟風徐に起る、予亦異議なし、時恰も郵船會社の尾張丸が初航海を鎮南浦になりあり、乃ち快走仁川に下り、月の二十二日同船に搭し、午後三時を以て仁川港を解纜せり。

鎮南浦

風浪靜穩、遙山空雲の走るを見つ、翌二十三日大同江に入り、午前十一時を以て鎮南浦に投錨す。鎮南浦は大同江の北岸にあり、下流漁隱洞を距る十三哩、上流平壤を距る四十一哩、明峽山は西南より突出し、西北には山靈峙高く聳へ、北方は望國甌南の二山を負ひ、東は干瀉を挾み、飛瀝島を距る約四五町ならんか、唯南方一帯大同江に沿ふて開くのみ。干瀉の中央一運河あり、滿潮

の際貨物の積卸に便にす。浦の深淺は一定ならざるも、小飛渡島附近の如きは概して二十三尋に達するのみならず、江面一帯に廣く、大汽船の四十隻を一時に碇泊せしむるの餘裕ありと云ふ。上陸の後ち領事館に到り、謀るに平壤進軍の方略を以てす。蓋し此日午前十一時を以て投錨せる尾張丸は、翌々日の午後三時を以て拔錨再々仁川に向ふべく、而して此尾張丸を逸さば次の船便は尙ほ數日の後なるべきを以て、時間の差違よりすれば、餘す五十時の間に平壤に往き、平壤を觀、平壤より還り、尙ほ鎮南浦をも視察せざるべからず、而も飲食就眠の時間を控除すれば、残るは僅に二十餘時間のみ、二十餘時間を以て往復三十餘里の平壤に觀風を試むること、此際時間の配合上より考ふれば、得意の走輪を以てするも事實に於て到底難しとなす。已むなくんは觀察を此地に止め、横臥して平壤談を聽き、還京の後ち悠然平壤に遊へりと號して盛に法螺を吹き立てんか、此策亦妙ならざるに非ずと雖も、顧みて聊か愚の感なきを得ず、合額熟議數刻に亘り、遂に一小艇に乗して潮と風と力とを合せ利用し、晝夜休止する所なく漕ぎ得る限り漕ぎ、進み得る限り進まんとの議に決しぬ。善し然らば一刻も猶豫あるを容さず、即ち起つて進軍用意を命すれば一小艇立ちに成れり。双輪二輛、柏蒲團一枚、毛布二枚、酒一樽、罐詰二三個、鶏卵十個餘、米三升、と外に醬油一罇、菜漬若干、及び詩韻合英一冊、是れ往復八十哩の遠征艦隊に伴ふ我が兵站部なり。午後三時滿潮漸く至り、艇岸を離る。三友頻りに難して曰ふ、鶏の四五羽を

齎すを忘れしは遺憾限りなしと、二人の舟子相顧みて笑ふ。

艇の駛ること飛ぶか如く、日没後數時間にして鐵島附近を過ぎぬ。鐵島は平壤寧越兩江の合流する所にして、要するに平壤の咽喉たり、河幅約一里もあらんか、河底二十有餘尋、戰艦も尙且つ來りて碇泊するを得ると云ふ。顧みるに今より三十有餘年、我が慶應二年の八月、米船セネラルシャーマン號芝罘より來りて此附近に錨す、村人之れを勞ふ厚し、而も漢城の排外熱、殊に佛艦其志を得ざりしとの報一たび傳はりて此に至るや、睡猫の如かりし村人は忽ちにして猛虎の姿勢を取り、咄嗟同船を襲ふて船長以下總ての乗組員を屠殺し、火を放つて船舳一切を黒煙漢々の中に葬りぬ、有名なる此悲劇か演せし所は即ち是れ、而も太平の今日、小艇を走らせて此附近を過く、寔に今昔の感に堪へざるものあり。偶々一絶成る、

晚涼整楫大同灘。此水人言饒感酸。世運堪驚與時變。順風今夜穩波瀾。

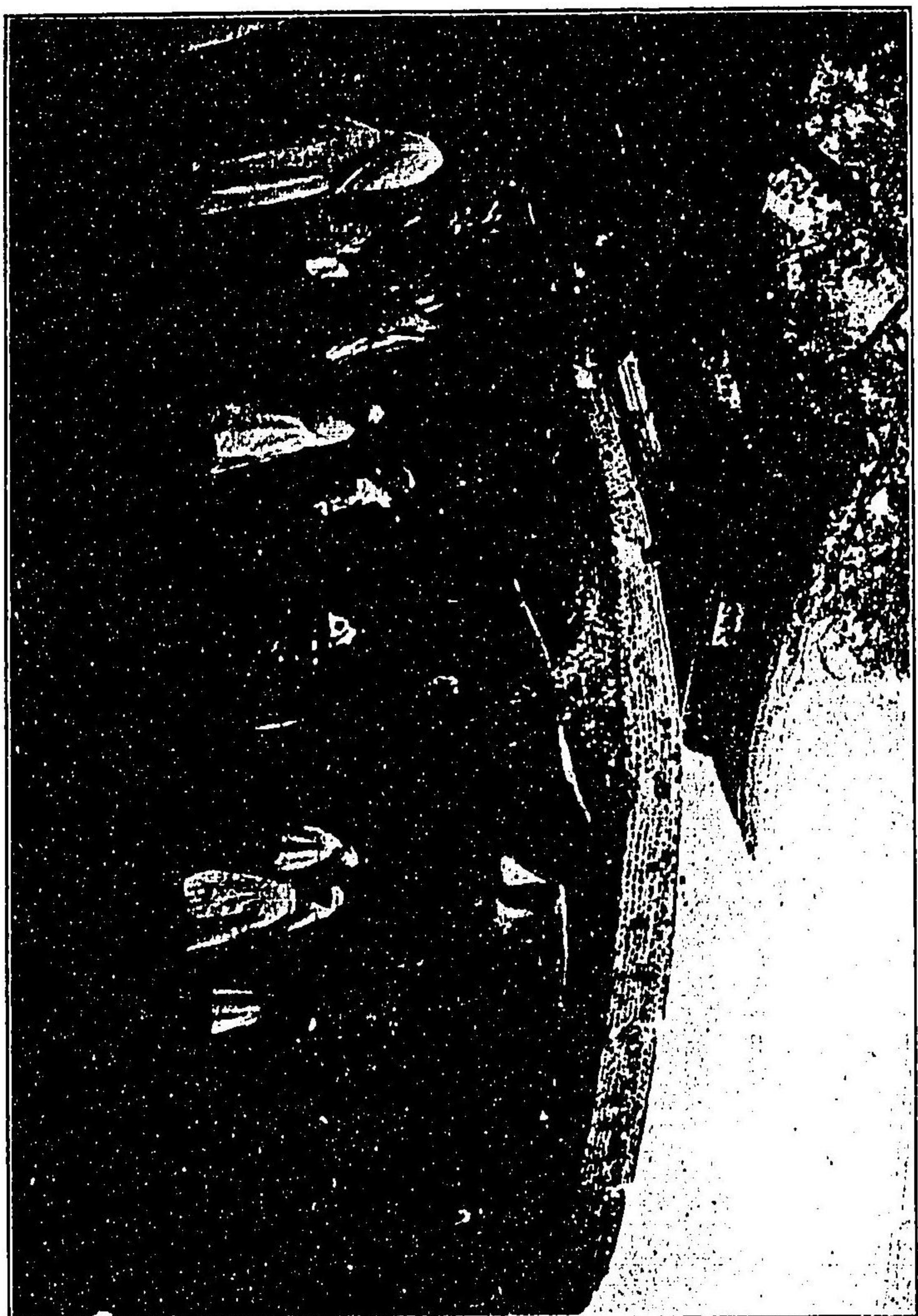
鐵島沖より東に迂回して進み、棋津浦綠少浦等を過ぎるの頃は、予等業已に陶然華胥の中にあり、而して寐むれば則ち艇は既に下方景岱に着し居りぬ。此地平壤を距る約三里なりと聞く、戸數四五十許り、亦以て少休憩を取るに足る、時に午前七時に垂んとす、相議して云ふ此處より陸路平壤を襲ふ亦快ならずやと。乃ち上陸して小丘を攀ち、兩雄車を連ねて北行す、而も約一里の間羊腸迂曲、殆んど走輪に適せず、蓋し道を誤れるなり。須臾にして本街道に出つれば道路平坦砥の

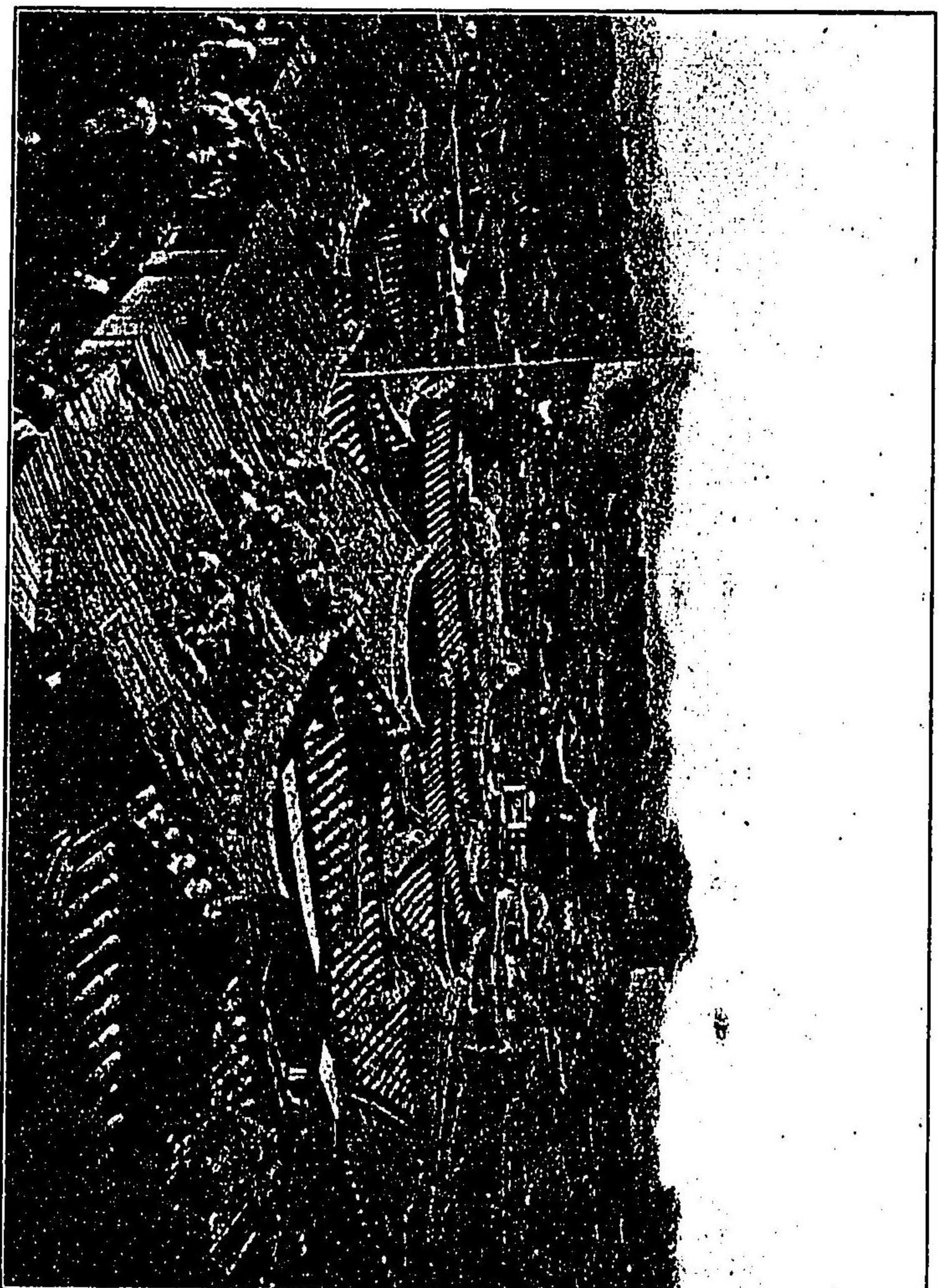
如く、茫々たる原野左右に列なり、爽快言ふべからず、午前九時普通江を渡りて普通門に達せし
のとき、乃ち車より降りて其に火し少憩を取り、顧みて城外の形勢を望む。

普通門の西南に方り約十五六町を隔て、一高丘あり、漆峴といふ、是れ平壤包圍攻撃の當日（九
月十五日）の拂曉、我が師團本隊の砲兵陣地なりしなり。漆峴より瓶山街道を界して其北面に方る
所ヨタルマルクの高丘畑地の間に聳ゆ、是れ亦我が師團本隊の一部が據つて以て砲列を城門に向
けし所なり。時に敵の満州騎兵、謂ゆる白馬隊なるもの凡そ二百騎、突如として普通門を出て、一
列縦隊となりて猛然蔭進し来るあり、我が隊之れを見一齊に射撃して百餘騎を斃し、其瓶山街道
に向つて走る殘餘の騎兵を追撃殺して遂に隻騎をだに逸せしめざりしは即ち此所、當時此附近
は清兵の馬屍體累々堆積し、道路埋没江流爲めに紅を呈せりと。此くして遠近の形勢を眺め、
當年の壯事を回想すること暫時、即ち無量の感慨を割ひて普通門に入る。

平壤

平壤は内城、中城、外城、東北城の四區に分たる。内城は富民の集まる所、市街整齊、家屋楯比、
監營府廳兵營客舍電信局等あり、又往々にして二階造りの家屋あるを見る、是れ文祿の役小西行
長平壤駐屯の際、本邦人の之れを創造せしものに係ると云ふ。内城の周圍約二里、東に長慶門、大
同門あり、南に朱雀門あり、西に靜海門あり、北に北星門あり。中城は本城の西南丘陵にあり、
城内の家屋概して瓦若くは葺なるを見る。外城は朱雀門より大同江を沿ふて西方に下り、普通江





平 壤 市 の 街

は西北より來りて之れを劃す。城内の戸數蓋し全府の大半を占むと雖も率ね茅屋にして不潔亦甚し、謂ゆる箕子井田の遺制も此にあるなり。東北城に至りては長慶門より江に沿ひ、有名なる牡丹臺を擁し、更に突出して乙密臺を抱く、周圍約二十町、峻險要害相連なり、守るに易く攻むるに難く、天險此の如きは蓋し稀なるべし。

平壤の形勝たる所以のものは、此天險に加ふるに水陸運輸の便を有するを以てなり。乃ち平壤は之れを北にして滿州遼東に通ずる義州本道の要路に當り、南にしては國都京城に達する本道の衝路を控へ、北東は元山と相應じ、大同江は其東に流れて直に黃海に出入する船舶の便を占む、故に水陸運輸の便利此の如きは他に多く比類を見ざるなり。加ふるに箕族茲に都してより三千年、政治文物既に其根柢を深ふし、規模宏壯、産業隆盛、蓋し半島第一の重鎮ならんか。其戸數は城内三千四百戸、城外約一千三百戸、合して四千七百戸、人口大約二萬と號す（一昨年八月平壤地方廳の調査）るも、詳細に調査すれば人口は大約三萬内外ならんかとは臆者の推測なり。居留外國人の戸口數に至りては、米國宣教師約二十有餘名の外本邦人は一昨年十二月末に於て戸數四十二、人口一百十九とあり。而して本邦人の商業と云へば貿易商（輸入品として紡績糸石油燐寸等輸出品として米大豆小豆等を取扱ふ）、雜貨商（唯輸出を業とせざるものにして、其取扱ふ商品は又紡績糸白木綿石油燐寸陶器紙卷煙草等なりとす）、菓子商（孰れも有平菓子麴包の如き簡單なる

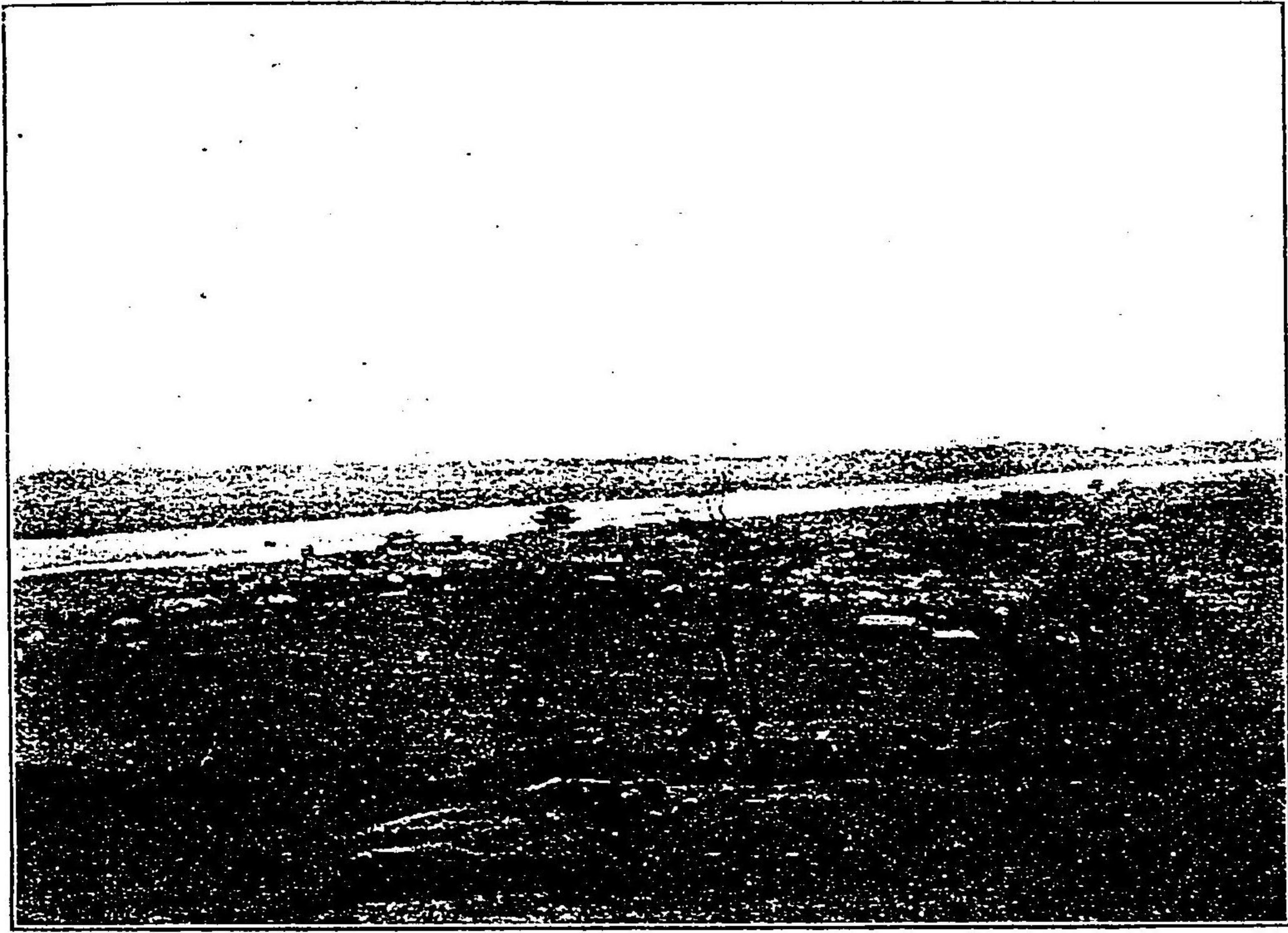
ものを商ふ者にして、陰曆一月より五月頃迄は殊に収益多しと云ふ)及び賣藥商なりとす。其商店のある所は大同門通及び朱雀門通にして、商業の隆盛此二街にあり。道幅大同門通にて三間許り、朱雀門通にて一間乃至二間ならんか。其他の通衢は其狹隘なること路次と異ならざるなり。清國人に至りては、其商業は主として金巾染粉夏布片鐵洋蠟紙等を輸入し、砂金牛皮米穀等を輸出するにありと雖も、本邦人の如くに店舗を有せるは僅に一二に止まり、其他は皆韓問屋に宿泊するものにして、殊に雜貨商に至りては殆んど露店と異なるなく、寧ろ平壤を根據として附近の地方に來往する行商業者のみと謂つて可なるに似たり。

平壤の古戰場

城内の地勢は南東より北西に高く、西南地方は概して平坦なるか如し。市邑の區劃一昧に井然たるは美なり。北部に至りては丘陵相接す、官衙多く此方面に置かる。天設の險遶たる牡丹臺乙密臺は巍然として北角に屹立し、截然大同江の流に臨む。臺の西方面松林稍々鬱蒼たる所、建國の祖箕子の廟あり。西南の麓に至れば監營あり、之れを關西の布政司と稱す。城内に妓生學校あり、十二歳乃至十五六歳の妓生机を駢へて教育を受つ、ありと云ふ、蓋し平壤は妓生の本場と稱す、其力を妓生の教育に盡すは流石平壤ならんか。予等此學校を拜觀するに充分なる時間の餘裕を有せざりしか爲めに割愛して東の方大同門に直行し、江岸に沿ふて南に下ること數十歩、遙に前岸を望めば天涯樹林の間に三四の殘壘あるを見る、是れ征清史上忘るべからざる船橋里なり。予乃



臺 丹 壯



む望を里橋船へて隔を江同大りよ壤平

ち當年の戦圖を展し、就ひて古戦場の形情を追想するに、當時船橋里の渡口より南方約三町の處、左右の樹陰に二個の敵堡あり、其右なるものは畑地の間にあり、左なるものは江岸に接す、渡口に臨む處又一個の堡壘あり、而して我か大島混成旅團の本隊は九月十二日を以て土器店に達し、進撃隊を西北に七八町を進めて水澗橋に陣せしめ、此處に塹溝を作り、二個中隊を以て之れを守らしめ、又船橋里の樹林中に高さ約三間の堡壘三個を急に築造し、壘前には壕を繞らし、敵をして近づくを得ざらしめ、翌十三日午後四時を以て我か山砲二十門の放列は江南の敵壘に向つて一齊射撃を始め、敵亦之れに應じて發砲すること十餘分、此夜仲秋に先つこと二日、月色玲瓏畫を欺く、清軍の陣營には觀月の宴あり、音樂の聲嬉々として大同江を隔て聞ゆ、時に我軍の將士短草涼露の間に坐臥し、梅干一個と濁水數滴とに依り僅に飢渴を凌けりと云ふ。而も十五日の曉天、殘月尙ほ微光を留むるの頃、戦圖の幕は遂に開かれ、襲撃となり、激射となり、突貫となり、三軍の氣山嶽を壓す。嚮に清軍の將帥をして天險無双の此險要に據るに、一、五、千、の、精、銳、を、以、て、す、縦ひ幾十万の倭兵來り攻むるも三年を支ゆるは易々たるのみ、とまでに誇らしめたる平壤の堅城も、今や我か勇武絶倫なる四面夾撃に遭ひ復た支ふるに由なく、清軍終に城を棄て、潰走し、兩國勝敗の全局之れに依つて制せられしと同時に、我軍の精銳勇烈は冷く世界に向つて紹介せられぬ。今日來りて遠く山河の固を眺め、深く當年激戦の跡を想ひ、佇立感慨去る能はざるもの久し。

即ち一時を賦して曰く。

君不見牡丹之碧乙密嶺。屹聳半空勢壯哉。又不見平壤之野大同水。北制大陸亂峰堆。
曾聞如松扼兵此。懸軍萬里意秀峙。行長攻擊夜繼日。八千武夫半戰死。何料妖雲再壓流。
風怒雨激甲午秋。左葉不若明將畧。皇軍長驅氣吞牛。曉天發礮萬雷響。忽爾叱咤突貫往。
天險難敵我精銳。黃龍失路屍骸懼。來見平壤古戰場。三千迷鬼影蒼黃。江山落莫船橋里。
遙弔前岸水一方。

大同江の月

予等平壤に在ること僅に三時間、此三時間に三友及び予は車輪を連ね、縦横無盡に沿く平壤を乘廻はして既に大略の觀察を得たり、是に於てか午餐了るを俟つて再び鞍に跨がり、全速力を以て下萬景岱に凱旋しぬ。二人の舟子歎ひ迎へ、午後二時を以て直に纜を解く。時恰も干潮漸く始まりんとし、迅駛すること矢の如し。夜に入れば恰も満月、金波銀浪左右に湛へて雅美言ふべからず。艇、保山鎮を繞くるの頃は満潮の機到れるを以て此に錨を投ず、蓋し大同江を平壤に上下するもの約二潮を要すればなり。時に中天の玉兔皓々として愈々美、乃ち大同江を赤壁に擬し、芳樽を開ひて互に相屬す。予二絶を得たり、

月出匪屢峰映漣。紅塵去得思超然。憑欄漫唱追分曲。櫓聲附曉代箏絃。

江波混々大同流。半賞半謳一葉舟。漢嶽蒼々看不見。醉眠風月心悠々。

三友巧みに都々逸を誦す、察するに仁川港を去るの前夜に學ひしものを復習せるなり、予之れを謹聽するまねして竊に眠る。

鎮南浦の風景
及び氣候

翌二十五日の早朝、寤むれば艇は業已に鎮南浦に歸着し居れり、豫期より早かりしと五六時間、即ち大に舟子を勞ひ、特に貨幣數個を與へて厚く之れを賞し、此朝を以て洽ねく鎮南浦の景况を視察せり。監理署の敷地は甌南山の後方に位す、海關の地は明挾山の突出部より山麓に亘りて約六百坪の區界ならんか。帝國領事館は甌南山麓の境界より旭岡公園を負ひ、大約一万六七千坪の地積を占む、土地高燥、風色掬すべく、港内悉く集まりて眼中にあり。氣候に至りては此地の北方に位するを以て寒威自から凛烈なるは勿論なりと雖も、而も三方は連山を以て其屏障となすか故に、平安道普通の寒氣を以て論すへきほどには非ずして、之れを漁隱洞棋津浦等に比すれば頗る温暖なりと稱す、唯例年百日内外、即ち十二月初旬より三月中旬までは大同江水結して船舶の來往を許さず、故に此期間の交通は唯平壤を經由する陸路あるのみ。

戶口及び商業

鎮南浦は元と戶數百餘、人口五百内外の一小漁村のみ、而も開港場となりし今日の狀勢より推して將來を察せば、前途亦有望なるものあり。附近の市場を擧ぐれば北方一里にして住甌里あり、尙ほ二里にして葛梅里あり、更に三里を進めば大嶺里あり、即ち鎮南浦は從來其需要品を此三市

に仰きしなり。近時其輸入する貨物は金巾石油燐寸木綿陶器等にして、輸出品にありては米麥粟大豆小豆等に外ならず。予の本港に到りて驚きしは、僅々二三噸に過ぎずと思はる、矮小の清國遂船四五隻來りて碇泊せるを見、而も此等は皆山東省附近より激浪怒濤を冒して來往する者なるを聞きしこと是れなり、而して此等の遂船に依りて輸入せらるる貨物か年四万有餘圓に達すとは更に驚くべきことならずや。此清國船は從來殆んど公然たる密商船にして、浦民も之れを怪まざるのみか却つて之れを歡迎するの狀ありしのみならず、此密商船は其地方官に納付せる若干の賄賂を以て一種の税金と見做し、公然貿易を爲し來れるものなりと聞く、從來輸入せられし金巾類は即ち主として此密商船に依りて取扱はれしものに外ならず。要するに鎮南浦の貿易を一言にして括くれば、米穀と雜貨との交換なりと謂ふを得へし、而も將來沿江の堤防及び埋立工事等成り、本邦人の居留數も増加し、金融機關も具備せられ、同時に大同江附近の農事又一段の發達を見るに至らば、鎮南浦は貿易上重要な地歩を占むるに至るべきこと先づ疑ひなしと察せらる。居留本邦人は一昨年十二月末に於て戶數百五、人口三百三十一にして、又一昨年中に於ける同浦の貿易高は海關の帳簿に依れば左の如しと云ふ、

外國貿易
日本より輸入 八八、九五〇

清國より輸入	四三、九五六
合 計	一三二、九〇六
日本へ輸出	五一二、五二九
清國へ輸出	五五、二四〇
合 計	五六七、七六九
輸出入合計	七〇〇、六七五
沿岸貿易	
開港地より輸入	六一八、三五七
未開港地より輸入	三二六、〇〇二
合 計	九四四、三五九
開港地へ輸出	二六四、六一六
未開港地へ輸出	四九九、一六四
合 計	七六三、七八〇
輸出入合計	一、七〇八、一三九
内外貿易合計	二、四〇八、八一四

沿岸貿易中平壤貿易

平壤より輸入	一七三、七二三
平壤へ輸出	四七七、三六五
合 計	六一一、〇七八

右の内開港地との輸出入は、主として仁川との取引に外ならざるなり(第一章参照)、要するに鎮南浦は尙ほ外國貿易よりは寧ろ沿岸貿易を以て立ち居るなり、特に沿岸輸入貿易の如きは仁川に負ふ所少なからず、但し今後運輸及び金融機關にして鎮南浦に具備するに至らば、此關係は或は一變體を來すなきを保せざるなり。

第六章 成歡の古戰場

平壤の役を以て關ヶ原に擬すれば、成歡の役は岐阜竹ヶ鼻の戦に比すべきなり。予は既に平壤の山河を觀たり、成歡の古戰場は亦一たび訪ふに興味なしとなさず、恰も良し某々の二將軍閑遊を此方面に試みらるゝに會す、雨季未だ到らず、是れ復た得易からざるの好機會にして且つ好伴侶なり、即ち驢尾に附行するの光榮を負ひ、往返五日の暇を得て成歡地方に向ひしは實に昨年五月十三日のことなりとす。

此日午後一時予は甲將軍に隨ひ、例に依り双輪車に駕して京城を出發し、先づ水原に向ふ、銅雀津の砂漠其長くして且つ歩行にすら困難なるは、仁川街道に横はる永登浦以北の砂漠に譲らざるなり。漸くにして漢江を渡り、疾走すると一里にして南大嶺あり、急峻と稱するほどには非ざるも、嶺上より顧みて遙に南山及び三角山を眺むるを得。嶺を下り又一里にして果川驛あり、戸數三百もあらんか、京城附近に於ける稍々繁榮の一村邑なるべし。果川を發して尙ほ南すること數町、忽ち乙將軍の一隊に及遠せり、蓋し乙將軍の一隊は、此日早朝韓馬に鞭つて京城を出發せしなり、予は其遅々たる鈍牛にだに若かさるを笑ふ、甲將軍最も得意なり、予等乃ち或は前進して運輸の妙技を韓馬隊に示し、或は殿して後より韓馬の奇姿を冷かし、或は小丘に慙し火酒數杯を傾けて

韓馬隊と双輪

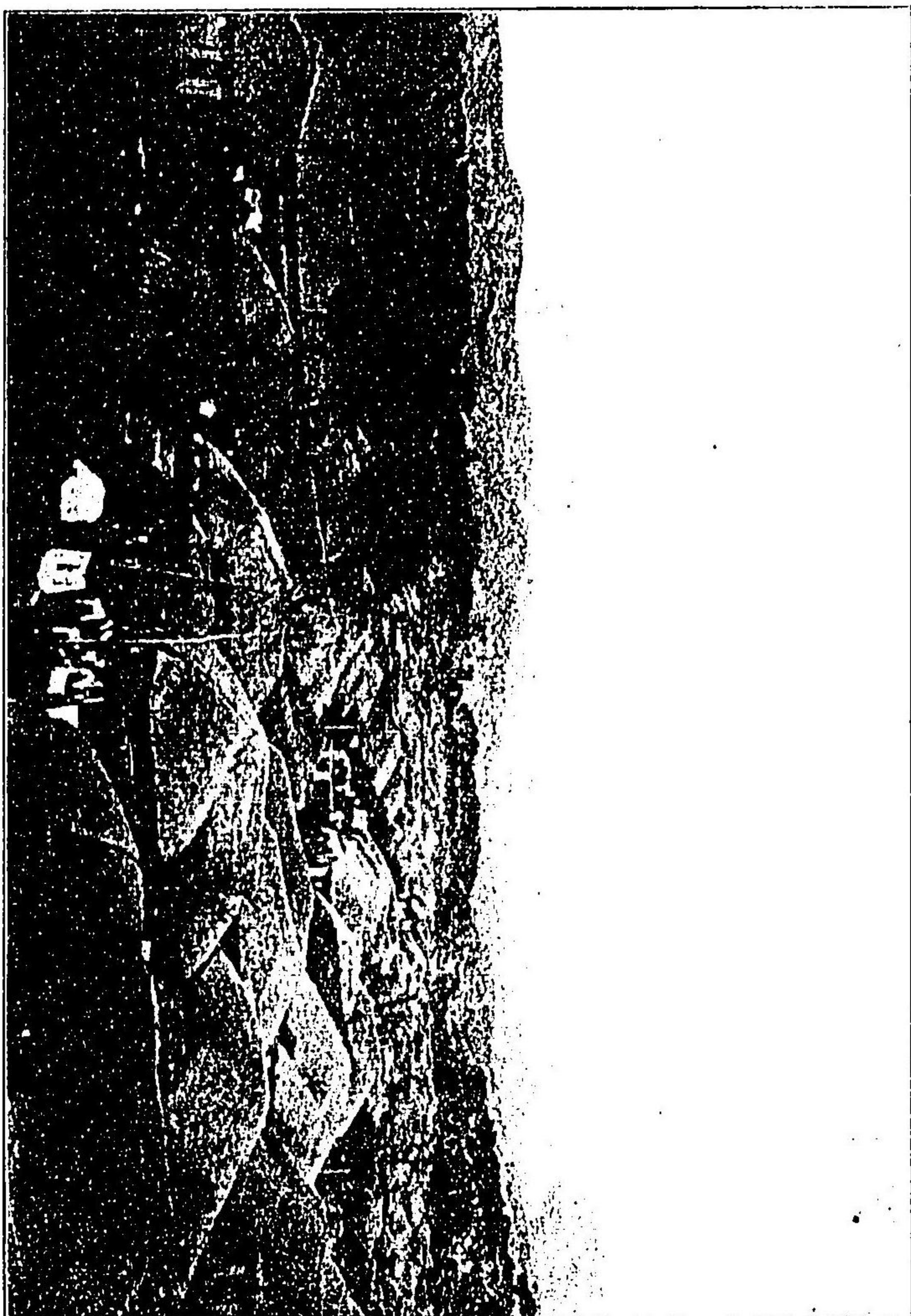
遂に馬上の豪傑を羨ましめつゝ遂に輪を走らすこと里餘にして一坂あり、遅々峴と稱す、坂上に一碑詞あり、題して遅々臺碑銘といふ、遅々峴より以南は則ち道幅漸く廣く、進んで水原に近くに従ひ楊柳老松相並んで路の兩側に沿樹し、加ふるに道路些少の勾配なく、坦々砥を敷くの好程殆んど朝鮮の道路とは思へぬほどなり。此街道や古來韓國第一と稱し、歴代の國王其山陵に行幸せらるゝの時、常に風輦を路傍に駐めて周囲の風景を賞し給へりと云ふ。水原の北方約五六町の處、左方に一蓮池あり、風景最も佳、七八月の交其馥郁たる清香想ふべきなり。此の如くにして緩急交々施せる走輪に依り甲將軍及び予は五時四十五分を以て水原に達しぬ、即ち韓馬の華客に先着せること正に四十分にして、京城を發せしより實に約四時間なりき。

水原

水原は京城を北方に距ること約八里、忠清全羅兩道の衝路に當りて京城の一關門をなせり。圍むに堅牢なる城壁を以てし、壯大なる二城門は南北にあり、其北にあるを長安門といひ、其南にあるを八達門と稱す、蓋し門西に松林鬱蒼たる八達山を負ふへはなり。門の高き孰れも五間有餘、城門の前數歩又弓形の複樓門を設く、結構頗る宏壯たるを失はず。予は將軍と相拉して城の樓上を徘徊すること數刻、偶々一絶成れり、

暮色蒼然殘靄間。只見鬱蒼八達山。遠連險巖蜿蜒勢。自是三南第一關。

城の内外戸數約二千、而も城門の上より見渡すに、之れを其方域に比すれば人家割合に稠密なら



長安門より水原市街を望む



八 遠 門

さるの感あり。城内の東方一體は松林芝丘にして好風景に富み、閑歩散策に最も妙なるべし。觀察使の政廳は城内の西方にあり、正門の扁額に高く新豊樓の文字を掲ぐ。水原地方隊の本營は亦城内の稍々中央にあり、兵員百有餘名なるべし。轉して之れを民人の常業より觀れば、農家什か七に居り、商民其餘の三割を占む。其鬻く貨物中本邦産商品と見るべきものは紡績系打糸燐寸下等卷簾カンテラ粗製陶器空罌其他一二の雜貨にして、金申染粉等の往々店頭に置かるゝは主として清商の手に依り輸入せられたるものならんか。農産品に至りては米麥大豆小豆の外に出でず。市場は毎月四九の日を以て城門外に開かるゝと聞く、是れ城の内外附近の民人か依つて以て百貨の需供を通ずる唯一の機關ならん。大體の觀察了り乃ち八達門外の一旅館に投ず。

旅館といへば語弊頗る甚しと雖も、半島内地の旅館は其陋矮汚穢なること殆んど豕小屋に譲らざるなり。旅館は之れを酒幕ウヰョウマクといふ、酒幕の經驗は予に於て破天荒なり、乞ふ先づ其外形内容の概略を記せんか。夫れ韓人の民家は孰れも矮棟陋屋なるの例に洩れず、其酒幕の如きも亦間數の多きものあるを見ず、家人の常室を除けば客室とすへきものは一間若くは二間のみ。一間の廣さ僅に二疊敷餘、旅客は幾人あるも皆此内に雜宿せざるべからず。是れ尙ほ可なり。室内には泥床の上に粗末なる蓆の敷かるゝあると三四寸方形なる木片の枕あるの外坐臥の具なし、况して酒幕に沐浴の器の如きもや、故に吾人は携帶の毛布を敷詰め、別に自ら枕を作り、將た洗顏の盥をも用意せ

さるべからず。是れ尙ほ可なり。凡そ韓屋は四時の別なく温突なるもの、作用に依り室内を温むるか故に、寒冷の際と雖も室内には蠅常に生育す、去れば温暖の季節に於ては其盛なること知るべきのみ、紛々擾々幾百千となく飛來りて追へとも限りなく、其五月蠅きこと言語に絶ゆ。是れ尙ほ可なり。酒幕に入るや否や日本人來れりとの蜚報は物珍しが韓人の口より口に傳はり、忽ちにして環集熱視するもの堵の如く、初めは一二間の距離にて吾人を周り圓形を書きしもの、漸次に圓を縮めて接近し、臭氣紛々堪ゆべからず、或は履を把り或は衣を撫て、其五月蠅きと飛蠅よりも甚し。是れ尙ほ可なり。やがて食事となれば、吾人の一行は幸に副食物をは携帶せるも、米飯は之れを宿婦の調理に訴へざるを得ず、俟つと數刻にして炊飯現はる、碗の大さ井の如し、碗内の飯は炊爨婦の汚穢極まる掌指を以て程善く押し撫てられ、宛然大形の白満頭に似たり、而も放置數秒にして白飯の表面は幾百千の蠅の爲めに眞黒となるなり、故に已むを得ずして飯の上皮を剝ひて喰ふ。是れ尙ほ可なり。若し夫れ辛ふして食し、辛ふして臥し、辛ふして眠らんとするのとき、徐に蚤、虱、及び床蟲(一に臭蟲といふ、蓋し一種の悪臭を放つものなればなり)の來襲に遭ひ、通宵四顧搔痒に寧時なく、殆んど臥眠に堪へざるに至りては到底降參の外なきなり。殊に床蟲は夜中暗黒を機とし、傲然出て來りて甚しく肢體を刺傷し非常の疼痛を感せしむる者にして、予は往年開城に旅行せし際、床蟲の爲めに最も苦しき經驗を嘗めしか故に、横臥に先たち豫め頸に



成 獣 の 古 戦 場 の 酒 幕

手巾を巻き、手に手袋を挿し、足は長き靴下にて密封し、左右前後に樟腦を散布し、而して後ち頭上より足先まで全身毛布に包まれて眠りしか爲め、呼吸に多少の苦痛を感せし外幸に床蟲の襲撃は少なかりしと雖も、水原の翌夜に宿泊せる七原驛の酒幕の如きは、床蟲の跋扈殊に甚しく、半夜眠る能はず、左搖右轉の間途に一詩を成して自ら吟し自ら慰めぬ。

壁頽梁傾鼠糞堆。酒幕床上悉塵埃。同人同臥一簾櫺。簾下臭蟲潛啣枚。中宵襲來勢猖獗。搔頸摩肢歎幾回。遙聞郊外嘍狐吠。只羨將軍鼯如雷。

平素三軍を叱咤する蒙將軍も、鼯聲雷の如くなりしに拘はらず、頽部に受けたる刺衝の一痕跡、翌朝に至り漸く膨脹して膿を出し激痛を與へ、荐りに不平を訴へられしも可笑し。乞ふ試に酒幕に於ける今一つの閉口談を語らんか。韓屋附屬の便所（といふと雖も輪廓ある正式の便所にあらざ、渡すに二本の木柱を以てする外何等の設備なし、故に一歩足を滑らさは万事休するなり）には堆糞累々驕陽に蒸されて奇臭面を撲ち、眼鼻の到底堪へ得る所にあらず、故に吾人にして脱糞の必要に迫らば、先づ酒幕附近の山腹芝丘に走り、人なき所を覗ふて始めて排泄するの已むなきに出づるなり、而も若し誤つて一韓人の目撃にだに會はんか、韓民老弱十數人忽ち馳せ來りて吾人を取巻き、笑ふに非ず評するに非ず、終始無言のまま如何にも感服せりといふか如き風にて環視觀察至らざるなきは、物數奇にも程こそあれ、其恐や殆んと測り知るべからざるなり。唯夫れ

酒幕の状態は大畧此の如くなるか故に、宿料の極めて廉なるは素より其所、之れに要する費用は唯飯代のみ、其他は百事無賃なり。

明くれば十四日、双輪隊は韓馬隊に先ちて水原を出發し振威に向ふ。水原より一里半にして大皇橋なる一驛あり、驛の南方に小河流れ、架するに極めて壯麗なる一石橋を以てす、驛名の大皇橋といふは即ち之れに基くなり、戸數三十許り、人口百五十に充たさる一小村に過ぎずと雖も一見して好個の驛色たるを失はず、蓋し水原を経て南行する旅客は水原を拂曉に發足し、大皇橋に至りて朝食を喫するの慣習あり、是れ自然に此驛を潤はせる所以ならんか。大皇橋を過ぎ道路の平坦なるに任せて双輪の轉するかまゝに前進すると一里有餘、翁鬱たる松林の間古池に沿ふて一小亭あり、乃ち左に折れて亭に到り、火酒を開ひて少憩を取りつゝ、以て韓馬隊の來るを俟つ、亭は扁して藕船亭といふ、幽清閑雅亦掬すへし。憩ふこと二時間に垂んとし、而も怪むへし韓馬隊は未だ到らざるなり、予等以爲らく是れ確に韓馬隊道を誤れるなりと、即ち路人に就ひて振威に赴くに他に道あるや否やを問ふ、路人答ふるに振威の道は大皇橋より分れて稍々東南に入る一小徑を唯一とするの外他に街路なく、此道は即ち南陽に向ふ本道に外ならざるを以てす、予等始めて自ら却つて道を誤まれるを知り、走車の快に乗して不知不諱の間に西南に向ふて一里有餘を走りしを悟りぬ、是れ此日双輪隊の第一の失敗なり。即ち直に輪を轉して澁々引返し、三十餘分を費し

て漸く振威街道に出つれば或は田圃となり、或は畑畦となり、道路溼惡殆んど輪を走らすを得ず、此の如きもの亦里餘、是れ第二の失敗なり。漸くにして藪外洞(振威より近きと二里)に着す、時既に午後一時を過ぐ、韓馬隊は業已に此驛に在りて晝餐を開かんとしつゝあり。蓋し此日一行は振威驛に至り會して晝餐するの約なりしか、韓馬隊は其先發せる双輪隊の輪跡路上に印せるなきを怪み、予等の行衛を危みて暫く此驛に駐まりしなり。甲將軍乃ち壯語して曰ふ、徒に先着するも興味薄きか故に遠く南陽街道を偵察し來れりと、韓馬隊の面々信せずして笑ふ、其笑ふや冷嘲の如し、甚だ頼母しからざる人物なり。

既に第一第二の失敗あり、此日の双輪隊たるもの豈必しも第三の失敗なきを保せんや、とは予の竊に恐れし所なりしか果然第三の失敗は突如として起れり、藪外洞を發してより約一里、電光石火の勢を以て一丘上より降り來るの途端、予の車鎖は忽焉として斷絶しぬ、車輪の進退は是に於てか全く其効を失ひ、流石の操輪家も爰に至りて運用の妙術を奪はれぬ、前日の得意は此日の失意となれり、前途尙ほ十數里、此行程を如何にして進むべきか、輪を負ふて歩行するは餘りに恐るに若かずとなし、即ち僅に細糸にて鎖を繋結せしめ、忽して走ること覽程にして鎖再び斷つ、斷つれば復た糸を以て之れを結び、此の如くすること數十次回、遂に辛ふして七原驛に着するを

素砂場より佳龍里

得たり、時に午後六時半、乃ち此驛に宿す。水原を距ること約八里。十五日午前七時七原驛を發し、約二里半にして一小村に着す、戸數三十内外此處を素砂場といふ、是れ成歎の役に先たつ前日我軍の來りて屯せし所にして、又當年の戦死者を葬むれる地なり。素砂場より南方を望めは凡そ一方里餘の所一面皆水田にして、其間に又幾多の沼澤あり、此水田沼澤を東西に横きりて一條の川流る、水幅三間乃至七八間許り、此川の渡津を有名なる安城渡といふ、安城渡を横截する道路は則ち天安街道なり。安城の渡津を馬上にて渡り（徒歩すれば水の深さ膝の上部に達す）、天安街道に向つて進むこと八九町にして戸數十に足らざる一小村あり、之れを佳龍里と稱す。甲午七月二十九日の黎明、殘月尙ほ天に懸り、一片の黒雲之れを吞吐し、凄涼の氣三軍を襲ふの頃、松崎大尉なる者其部下若干を率ひ、支隊の一部の先頭に立ちて此村に到り、村端の一家を叩ひて偵察上の用を問ふ、主人傲然として我行を侮り要領を應へず、時に弦月雲に隠れ、周圍暗黒咫尺を辨せず、俄然爆然一星火は起ると共に飛丸の鳴りて過ぐるもの三四、顧みれば敵兵數十名豫て民家の牆邊扉間に伏し、銃を拵めて我兵を狙撃せるなり。事不意に起り進退便ならず、大尉急に轉し劍を揮つて塘上に立たんとするや一九飛ひ來つて其服を貫く、大尉屈せず奮つて部下を督するの一刹那、他の一彈復た飛來り遂に胸部を衝かれて倒れぬ、此時我支隊の後隊は枚を啣み、口を鉗し、河を渡り、沼澤を左にし、畦に沿ふて進み來りしか、亂發の爆聲

前隊の處に聞へ、事危急の機に迫りたるを知り急に其方向を轉し、直に水田を超へて一小塘の下に其兵を展開せしめ、時山中尉の率ひたる一小隊は亦劍を揮ひ衆に先つて沼澤中に前進せしか、沼水深く肩を没し、底泥亦深ふして兩脚共に抜くべからず、進退全く谷まり、遂に部下の士卒二十七名と共に溺死せりとぞ、今日親しく此沼澤を觀、此村家を過ぎるに際し誰か無量の感慨に打たれざるものあらんや。乃ち一律を賦し之れを弔ふて曰ふ、

縱横沼畦迷欲恨。中斷西駛安城塘。漸々麥秀人未見。只看蕭颯瀟流狂。太平今日硝煙絕。

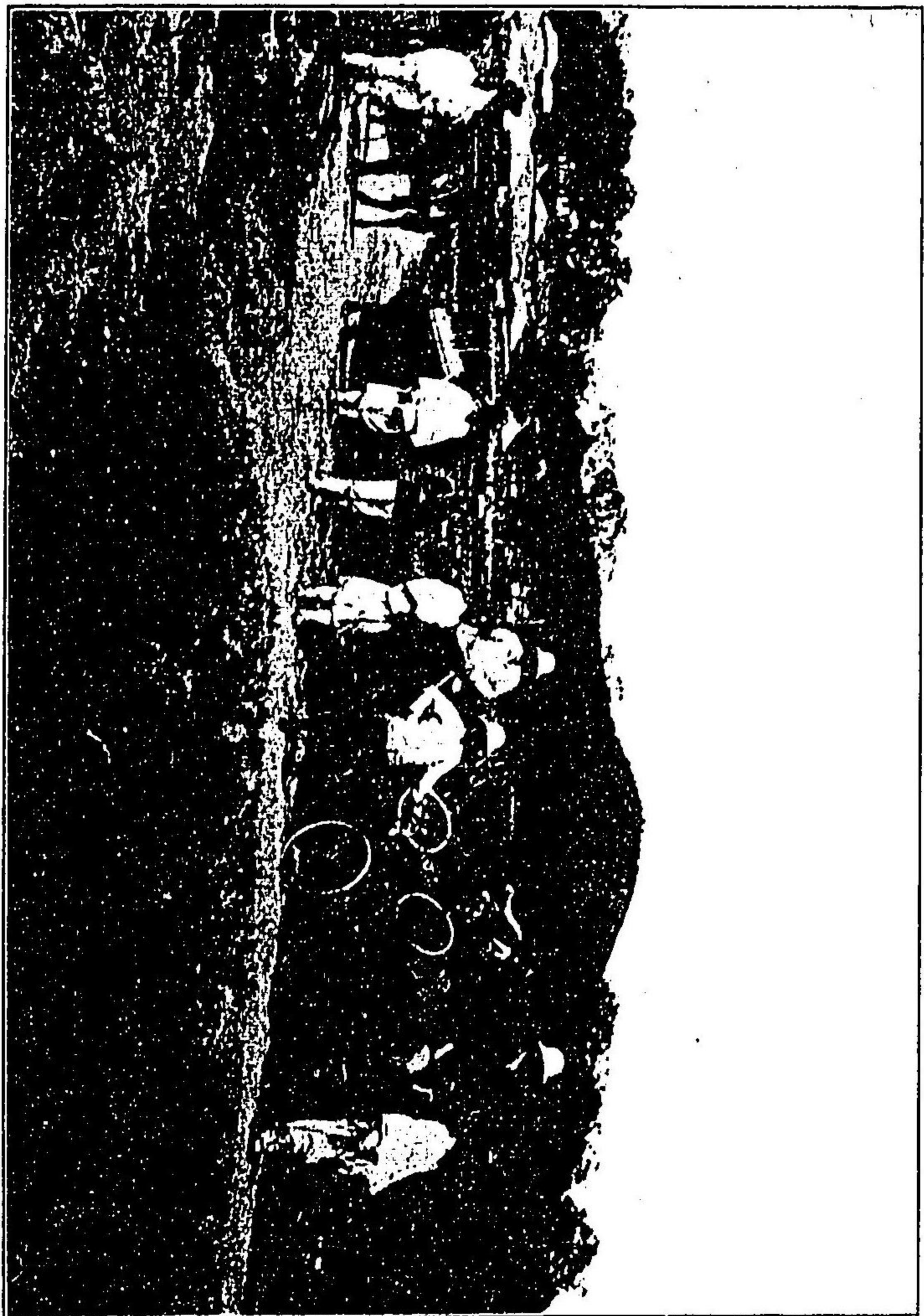
白馬不嘶塵不颺。荒村埋恨當年事。萬骨無聲素砂場。

成歎驛

成歎驛は安城渡津の南方約一里にあり、笠場より牙山屯浦に通ずる要衝に當ると雖も、戸數僅に三四十を出てさる寂寥たる一村落に過ぎず、而も東は月峯山に枕し、西は峯巒起伏一帯に連なり、北面には廣く水田畑地を控へ、山頂丘上より俯して眺むれば安城河より其附近一帯の田畑沼澤陸々として掌に指すか如し、故に守るに易く攻むるに難き險要形勝の地なるは一見して知るべきなり。當時敵の幕營は月峯山の山腹松林を隔てたる後背の高丘にあり、其附近より西方の丘上に亘りて五個の堡壘を備へ、守るに大約三千の兵を以てす。我が左翼隊（本隊）は歩兵九個中隊砲兵一個大隊（一個小隊を缺く）及び騎兵一個中隊にして、大島旅團長自ら之れを率ひ、直に成歎驛の正面を攻撃するの任に當り、右翼隊（支隊）は歩兵四個中隊及び工兵一個中隊より成り、武田中佐之

れを指揮し、迂回して敵陣側面に出で、以て敵の左翼を牽制せり。七月二十九日の拂曉、戦端は遂に開かれぬ。我軍榴霰弾を放つて先づ敵の第一壘を粉碎し、激烈なる射撃となり、敵軍亦霰雨の如くに飛び来る其間に我軍猛烈銃剣を揃へ、突貫して忽ち敵を走らし、敵軍精銳の集まれる第二壘をも抜き、右翼支隊も敵の左翼なる第五壘を陥れ、進んで第四壘に逼り、咄嗟突貫を加へて復た之れを抜き、更に本隊と力を協せ左右より等しく第三壘に肉薄して側面より轟然榴霰を投射し、敵の動搖するに乗じて猛勢なる突貫を試み、敵遂に支ふる能はず、軍旗彈藥及び幾多の屍體を棄て、逃走し、成歡の陣地全く我軍の手に歸せしもの之れ當年活劇の大略なり。此激戦や黎明約一時間半にして、我軍の全く成歡を占領せしは實に午前七時三十分の頃なりしと聞く。察するに成歡の地形たる白晝に於て敵に攻撃を加ふるを許さず、唯暗夜を利用して敵壘に接近し、拂曉を俟つて敵を排斥するの外他途なかるべしと思はるゝなり。

予は成歡に入るに先ちて獨り月峰山の山腹溪間を跋渉し、ポケットより地圖と當年從軍者の手に成る成歡の戦記とを出して遂に丘陵を指し田澤を望みつゝ、對照閱覽し、慨然として皇軍激戦の跡を歷々想見せり。翌朝更に兩將軍に隨つて策を月峰山及び其附近の丘上に散し、逍遙數刻、且談し且歩して成歡陷落の際我軍の砲兵陣地たりし一丘陵に到り、徐に當年の戦談を辱ふし、更に月峰山の南より下りて村家の後背に出てぬ。一樓門あり滌愁樓と額す、階前蒼莢茂生し、梁橋傾敗



成 歡 驛 及 ひ 月 峯 山

し、今や鼠狐の棲家に過ぎず、門前亭あり、繞らずに蓮池を以てす、蓋し往昔には此處比較的壯麗の樓閣ありしもの如く、而して成歡の役には此邊一帯に清軍の屯營なりしと聞けば、察するに或は戦役の際に於て一朝破滅の不幸に遭遇せしものに非ざるなきか。同行の譯官立花氏詩あり、

追憶當年感忽來。老松臨水亦蒼苔。一輪只有月峰頂。空照成歡舊砲臺。
予亦慨然として長篇を賦し曰ふ、

松林所盡月峰山。山上日落翠雲斑。停筇憶起甲午役。聞說敵已撤牙灣。我士進偵安城畔。

伏兵俄起砲發亂。大尉鼓勇振大刀。流丸如電一身貫。將卒憤激吞百牛。拂曉競先兩翼彪。

巨礮轟然山嶽響。荷烟漲蔽黃龍頭。此時突貫令忽至。人馬奮起猛如鷲。五準砲壘須臾陷。

委屍爭走葉辭次。今吾來過成歡間。將軍組練血痕斑。誰知滌愁樓前沼。碧澗雖深白米殷。

當時村民は戦鬪開始に先たつ數日前、即ち敵兵の牙山の地形防守に便ならざるを察して營を成歡驛に移せしと同時に、悉く追はれて稷山方面に逃れりと云ふ、隨つて戦争の實況を知るものは村民中に絶へて無きか如し。

予等十五日の午後三時を以て成歡に入り、此驛に宿すること方に一晝夜、即ち翌十六日の午後三時に至りて成歡を發し屯浦に向ふ、蓋し當初は往返共に陸路に依るの豫算なりしも、予の車輪に

は負傷あるか爲め長途の走輪に適せず、將た同一の道路を往返するも興味少なしとの侵すべからざる理由に基き、屯浦より韓船にて仁川港に渡らんか爲めなり（都合良き理由と謂ふべし、實際の理由は唯だ仁川行其れ自身にありしのみ）。屯浦は成歡と距る二里強、牙山を西南に距ると亦二里強、西南北の三面は河を以て之れを廻らし一半島の状をなせり、戸數三百、河岸に櫛比し、内に米穀間屋三十餘戸鹽間屋十六七戸もあり、孰れも草舎茅屋なりと雖も間々宏大なる家屋も少ながらず、殊に間屋の如きは庭構廣く、之れに附屬して相應の倉庫（寧ろ物置小屋）あるを見るなり。蓋し屯浦は古來忠清道中著名の米穀輸出港にして、同時に貨物集散の大市場なり。浦より海に出づる江幅は七八間に止まり、宛然溝渠の如し、而も船舶の繫泊せらるゝもの二十隻を下らず、時ありてか六七十隻に達するとすらありと云ふ。屯浦に憩ふと約一時間、船の用意將に成らんとす、去れど此時に及んで一行の齎せる酒既に竭き、復た求むるに山なし、今後の一兩日を如何にして送るべき乎は是に於て吾黨間の最緊急問題とはなりにき。形勢既に是に至る、何を必しも其酔と不酔とを問はん、要は酒と名の附くものならば可なり、と議忽ち決し、一韓家に就ひて朝鮮燒酎一升を購ふ。時に埠頭を過ぎて遙に歩を南にする一日人あり、予其何人なるやを怪み、雙鏡を取りて之れを熟視すれば、何そ歸らん今仁川より着して將に稷山に向はんとする友人間利子氏其人ならんとは。予即ち將軍を顧みて曰く、予之れを世評に聞く陰徳あれば則ち陽報ありと、今にして

之れを思ふ、古哲の言實に予を欺かざるなり、夫れ將軍にして武を以て鳴るとせば、間利子氏は醉を以て鳴るの士なり、竊に想ふ間利子氏たる者此際芳樽數石を身に時へざるの道理なし、於戲吾黨を興すものは氏なり、朝鮮燒酎に非ざるなり、乞ふ就ひて之れが割讓を要むる可ならん歟と。將軍莞爾として請を容る。予直に走つて氏に到る。氏は意外の邂逅を以て悦へる色あり。予即ち氏に海路の恙なかりしを祝すること三たび、前途の健康を祈ること五たび、而して其能く兵站の整へるを賞讃すること十たび、了つて徐ろに説くに我が一行の肴あれとも酒なき所以を以てす、氏欣然らしく之れを諾し、正宗半打を割愛して吾黨に贈りぬ。吾黨勇氣百倍せり。

纒は解かれ船浦を離る、乗客といへば獨り我が一行のみ、羽觴漸く飛ひ歎酬なるの頃、月は牙山の沖天に出つ、興味愈々加はり談笑數刻に亘る。乙將軍先づ倒れ、甲將軍次ひて横はる。予即ち立花村上の兩兄を拉して更に船の一隅に據り、冷酒を温めて相屬す。二兄嘆して曰ふ、惜らくは肴なきをと。予は將軍の側に福神漬の尙ほ殘餘ありしを想起し、之れを掠奪せんと期して起つて蓆屋根の上を酔眼朦朧として匍匐するとたんに、めりくの音と共に屋根は抜け、身は一間有餘の高さより見事甲將軍の頭上に轉かり落ちぬ。將軍忽ち目を睜らし、咄何を爲すかと一喝、宛然百万の兵を叱咤するか如し、予思はず恐縮して遂に鐵節を取逃せしも可笑し。去る程に予も亦間もなく白河夜船の群に入り、而して翌曉寤むるの頃は船は何時しか牙山沖に差掛りぬ。時に順風

愈々加はり、迅駛すること飛矢に似たり、而も船舳甚しく動搖し、一行の諸豪傑概ね眩暈せざるなかりき。此くて海上二十三時の航程を了り、十七日の午後四時といふに恙なく仁川港に着しぬ。

* * * * *

成歡即韓之湖北。公州管下之一驛。而甲午日清戰役第一開仗地也。我將帥大島旅團長之武勇耀天下者。實此地苦戰之功也。庚子夏五月。余帶官命。遊歷此地。感於古戰場之風物。宛轉瞻望。則安城河之流清而滾々無窮。月峯山之頂秀而氣勢高峻。山水之靈妙驚吾心魂。敵愾膽勇。當年之苦可想焉。余友信夫君墨坡。乘自輪。同行李。周察地理人情。細觀風俗時事。不遺鉅細而還于館矣。一日余訪君。君出小冊子。示余曰。是記成歡戰蹟也。卷符再三。大發不忍之感慨。讀至於篇中酒幕之陋醜。與將軍辭聲如雷一節。實優出于其真境。不覺抱腹絕倒。其文無飾粧而專記實況。後過成歡之人。以為參考之一助。謹跋。

庚子孟夏識於倭將臺下茅廬

立花生

第七章 行政組織 附衣冠の制

改革前の議政府

遠き高麗朝以前は究めず、今李氏現王朝を開きし以來の官制を案するに、爾來甲午改革に至るまでの行政組織は、其間に多少の改正増補ありしも、大體に於ては其模範を明朝の制度に取りて定めしもの、外、謂ゆる先王の遺業を墨守して多くの改革を爲さず、又爲すを好まざりしに似たり。當時内閣に類する者は議政府と稱し、其職掌は「百官を總へ庶政を平にし陽陰を理し邦國を經するにあり。議政府は領議政、左議政、及び右議政の三員を以て會議す、之れを三公（若くは三政丞、三大臣、三台）と云ふ。三公の下には左右贊政（之れを貳師と云ふ皇太子の師傅たる職を有すればなり）及び左右參贊通して四名あり、舍人、檢詳、公事官、司錄等の諸員更に其下に隸屬せしを見る。故に此議政府なるものは恰も我が太政官時代の如く、國務大臣を以て組織せる合議制の現行議政府とは其性質を異にせしものなりしか、甲午改革のとき官制は變更せられ、議政府の職掌も亦「百官を總へ庶政を平にし邦國を經す」となりて、陰陽を理するの大責任だけは解除せられたり。之れと同時に議政府には左の局を分設せらる。

- 一、軍國機務所 軍國內の機務一切を會議し更張す、總裁一名總理大臣之れを兼ね、副總裁一名議員中秩の高きもの之れを兼ね、議員十名以上二十名以下書記官三名。

一、**都察院** 内外百官の臧否功過を糾察して政府に告明し、賞罰を公行することを掌る、院長一名、司憲五各。

一、**中樞府** 文武蔭資憲以上にして實職なき者を擧げて顧問に備へ、欠員革職の者あるとき其欠を補す。

一、**官設局** 政令憲法及び各官府一切の公利政案を頒布するを掌る。
外に**記録局**、**銓考局**、**耆老所**、**編史局**、及び**會計局**等あり。

謂ゆる軍國機務所の主宰する所は京外諸官府の職制、州縣の職制、行政及び司法一切の規則、田賦貸税及び財政一般に關する規則、學政軍政殖産興業及び商業に關する一切の事務等にして、又各衙門一切の事務は悉く同所會議に於て酌改妥定すとあり、又軍國の機務は同所議決したる後ち旨を稟けて舉行すとあるか故に、軍國機務所は恰も内閣の内閣たるべき形を備へ、議政府よりは寧ろ其屬局たる該機務所を以て内閣と認むるこそ至常なりしか如し。次ひて其年十一月軍國機務所は廢せられ、翌五百年三月議政府は内閣と改稱せられ、國務大臣を以て組織せる合議制の官府とはなれり。然るに其翌年即ち建陽元年九月に至り、内閣なる語は廢せられて復た議政府と改稱し、内閣總理大臣に代ゆるに議政なるものを以てし議政及び各部大臣の外參政贊成參贊等を以て之れを組織するに至れり、之れを現行制度とす。蓋し此再改革ありし當時は、韓廷部内は甲午改

軍國機務所

内閣

再度の議政府

革の反動を迎へ、排日熱の全盛時代なりしを以て、凡そ本邦人の關係して成れる新制度は是となく非となく悉く破壞せらるゝの例に洩れず、遂に此再改革あるに至れる次第にして、當時の詔勅は明かに此消息を傳ふるものあるを見るへし、曰く、

向日亂逆之輩、操弄國權、變更朝政、至有議政府之改稱内閣、率多矯制、典憲以之墮壞、中外以之騷然、百官万民之憂憤痛駭、今三年于茲、國家汚隆關係亦大、自今内閣廢止、還稱議政府、新定典則、是乃率舊章而參新規、(下略)

以て再改稱の精神を覗ふに足らん。

當初の行政各部は吏、戶、禮、兵、刑、工の六曹より成れり。今其職掌及び吏員の配當を見るに左の如きなり。

判	書	一	(正二品)
參	判	一	(從二品)
參	議	一	(正三品)
正	郎	二	(正五品)
佐	郎	二	(正六品)

吏曹(掌文選勳封考課之政)

戶曹 (掌戶口貢賦田糧食貨之政)

判	參	正	佐
判書	議郎	郎	郎
同	同	三	三
上	上	同上	同上

兵曹 (掌武選軍務儀衛戶管鑰之政)

判	參	參	正	佐
判書	議郎	知郎	郎	郎
同	同	一	四	四
上	上	(正三品)	同上	同上

刑曹 (掌法律讞詞訟奴隸之政)

佐	律學教授	兼教授	別提	明律	審律	律學訓導	檢律
三	一 (從六品)	一 (從六品)	二 (從六品)	一 (從七品)	一 (從八品)	一 (正九品)	一 (從九品)

禮曹 (掌禮樂祭祀宴享朝聘學校科擧之政)

判	參	正	佐
判書	議郎	郎	郎
同	同	上	上

工曹(掌山澤工匠營繕
陶冶之政)

參 議 同 上
正 郎
佐 郎

司法的官府

判書は今の大臣にして、參判は則ち今の協辨に當るなり。
又當時の司法的官府は左の如きなり、

義禁府(掌奉教推鞠之事)

判 事 一 (正一品)
知 事 一 (正二品)
同 知 事 一 (從二品)
經 歷 一 (從四品)
都 事 一〇 (從六品乃至從八品)
大 司 憲 一 (從二品)
執 義 一 (從三品)
掌 令 二 (正四品)
平 令 二 (正五品)
監 察 一三 (正六品)

司憲府(掌論執時政糾察
百官正風俗伸冤
抑禁濫僞等事)

大 司 諫 一 (正三品)
司 諫 一 (從三品)
獻 納 一 (正五品)
正 言 二 (正六品)

謂ゆる六曹の外、内治及び外交の行政機關として

内務府

統理交渉通商事務衙門

なるものあり、其長官を督辦といひ、次官を協辨といへり。是れ韓廷か初めて外國と交際を開く
に至りし當時、摸範を清廷の制度に取りて新設せしものなりとす。

甲午改革と官制

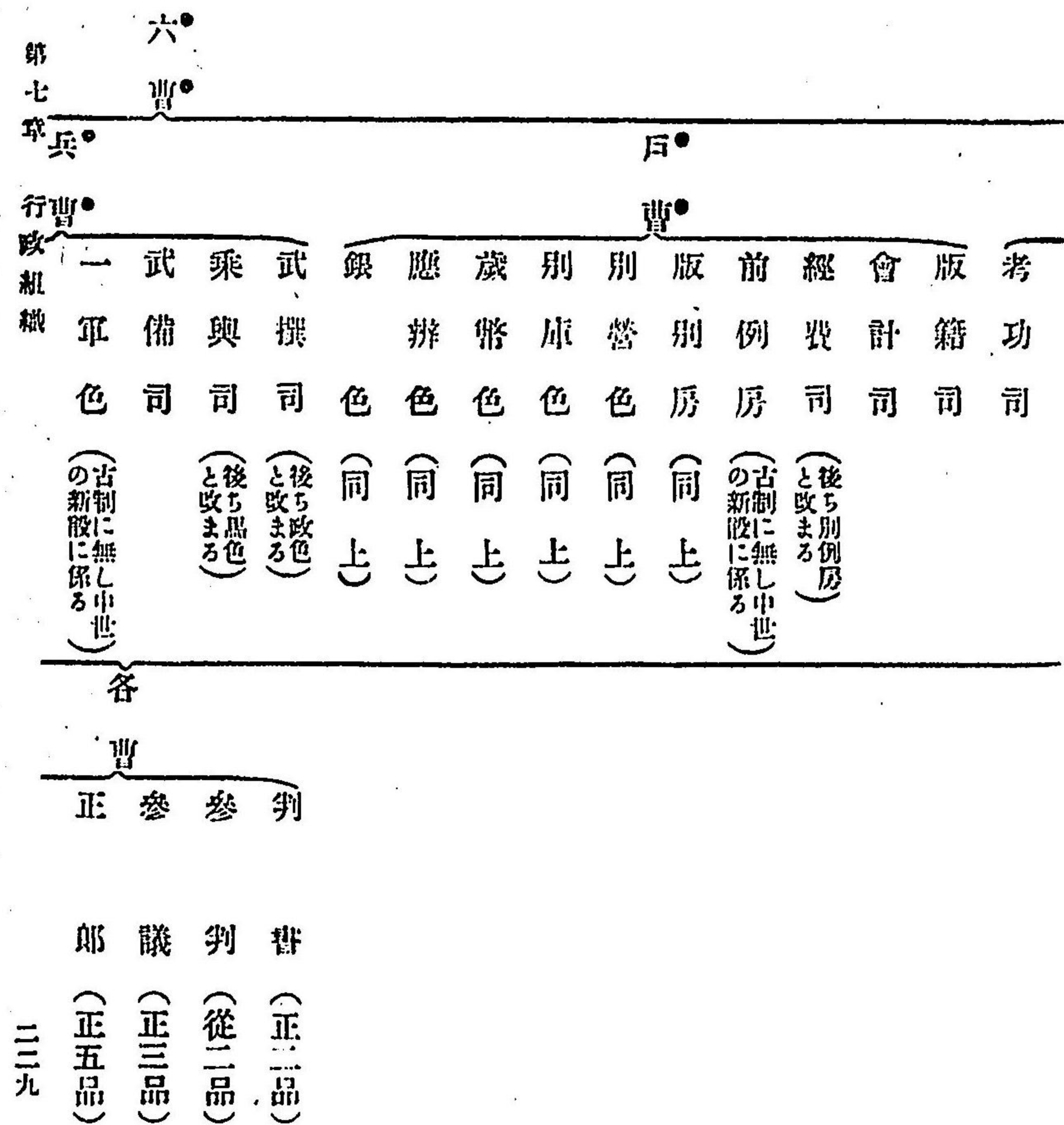
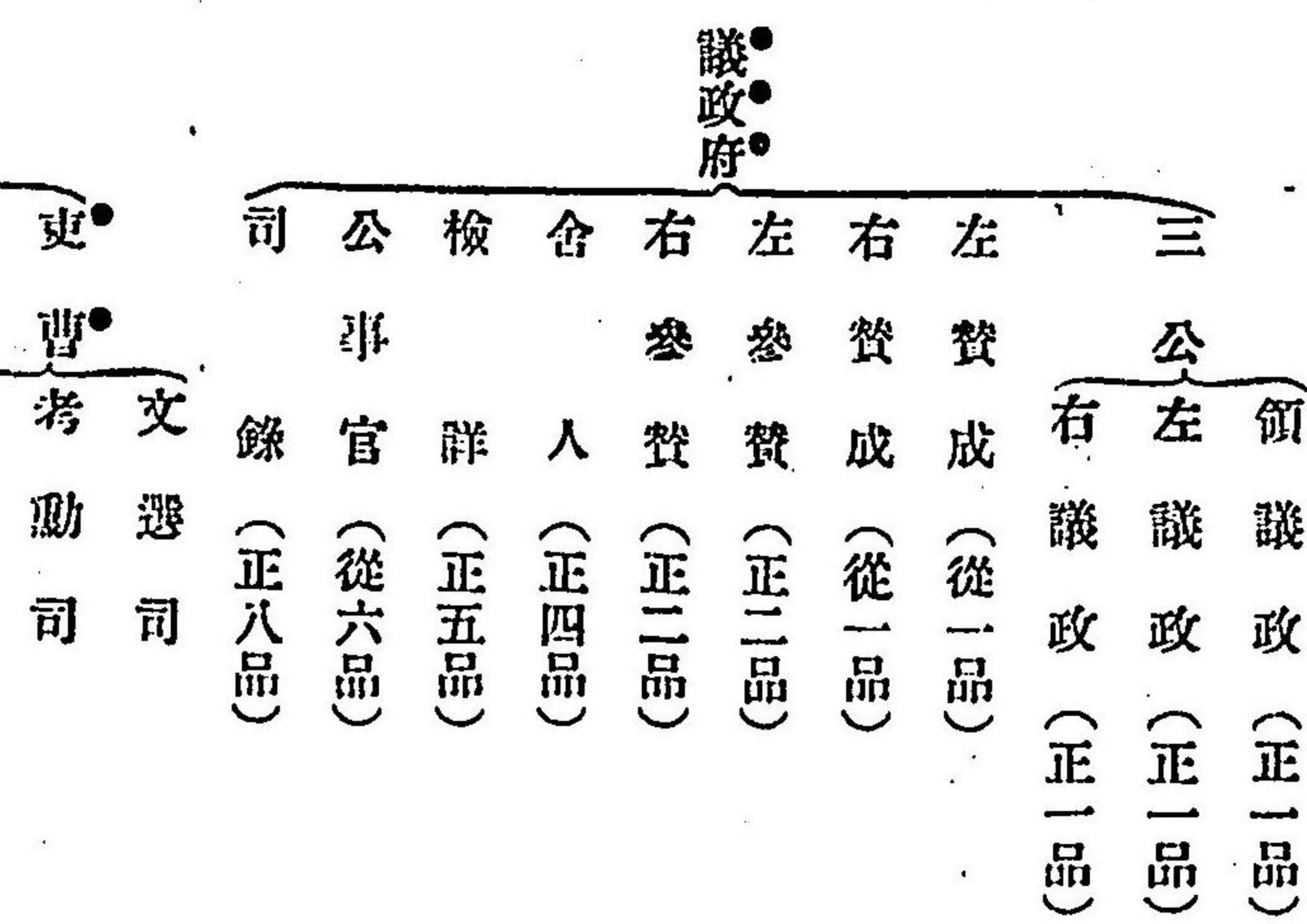
甲午改革の際に至り、官制は總て一大變更を加へられぬ。此際内務府は内務衙門となり、統理交
渉通商事務衙門は外務衙門、戸曹は度支衙門、兵曹は軍務衙門、刑曹は法務衙門、禮曹は學務衙
門となり、工曹は農商衙門及び工務衙門の二衙門に變し、同時に判書及び督辦は大員となり、參
判は協辨となれり。翌年即ち開國五百四年三月に至りて此等の各衙門は廢せられ、新に外部、内
部、度支部、軍部、法部、學部、農商工部の各部を設けられ、更に輓近警部なるものを之れに加
ふるに至りぬ、現行官制は則ち是れなり。今此等の中央最高行政機關を往古の制度、甲午の改革に

住古の制度

第七章 行政組織

係る新制度、及び現行制度の三段に區分して之れを對照すれば左の如し。

住古の制度



第七章 行政組織

督 辦 (從一品)	工 曹 山 澤 司	營 造 司	禮 曹 典 客 司	稽 制 司	刑 曹 掌 隸 司	考 律 司	詳 覆 司	結 束 色 (同上)	都 案 色 (同上)	有 廳 色 (同上)	二 軍 色 (同上)

及 佐
次 郎 (正六品)
其 他

甲午の改革に
係る新制度

第七章 行政組織

組 織	農 務 大 臣 (同上)	法 務 大 臣 (同上)	軍 務 大 臣 (同上)	度 支 大 臣 (同上)	內 務 大 臣 (同上)	外 務 大 臣 (從一品)	總 理 大 臣 (正一品)	甲午の改革に係る新制度	主 事 (同上)	參 議 (同上)	統 理 交 涉 通 商 事 務 衙 門	將 辦 (同上)	內 務 府	協 辦 (正從二品)	參 議 (正從三品)	主 事 (正四品以下)

第六章 行政組織

內閣

學務大臣 (同上)
工務大臣 (同上)

軍國機務所

都察院

中樞府

肥後局

銓考局

官設局

耆老局

編史局

會計局

所屬局

左贊成一 (正二品)

右贊成一 (從二品)

參議五 (正從三品)

司憲五 (從三品)

至一等乃主事三一 (正四品以下)

外務衙門

總務局

交涉局

通商局

翻譯局

會計局

總務局

版籍局

州縣局

衛生局

地理局

寺祠局

會計局

總務局

主稅局

主計局

出納局

國債局

儲蓄局

內務衙門

度支衙門

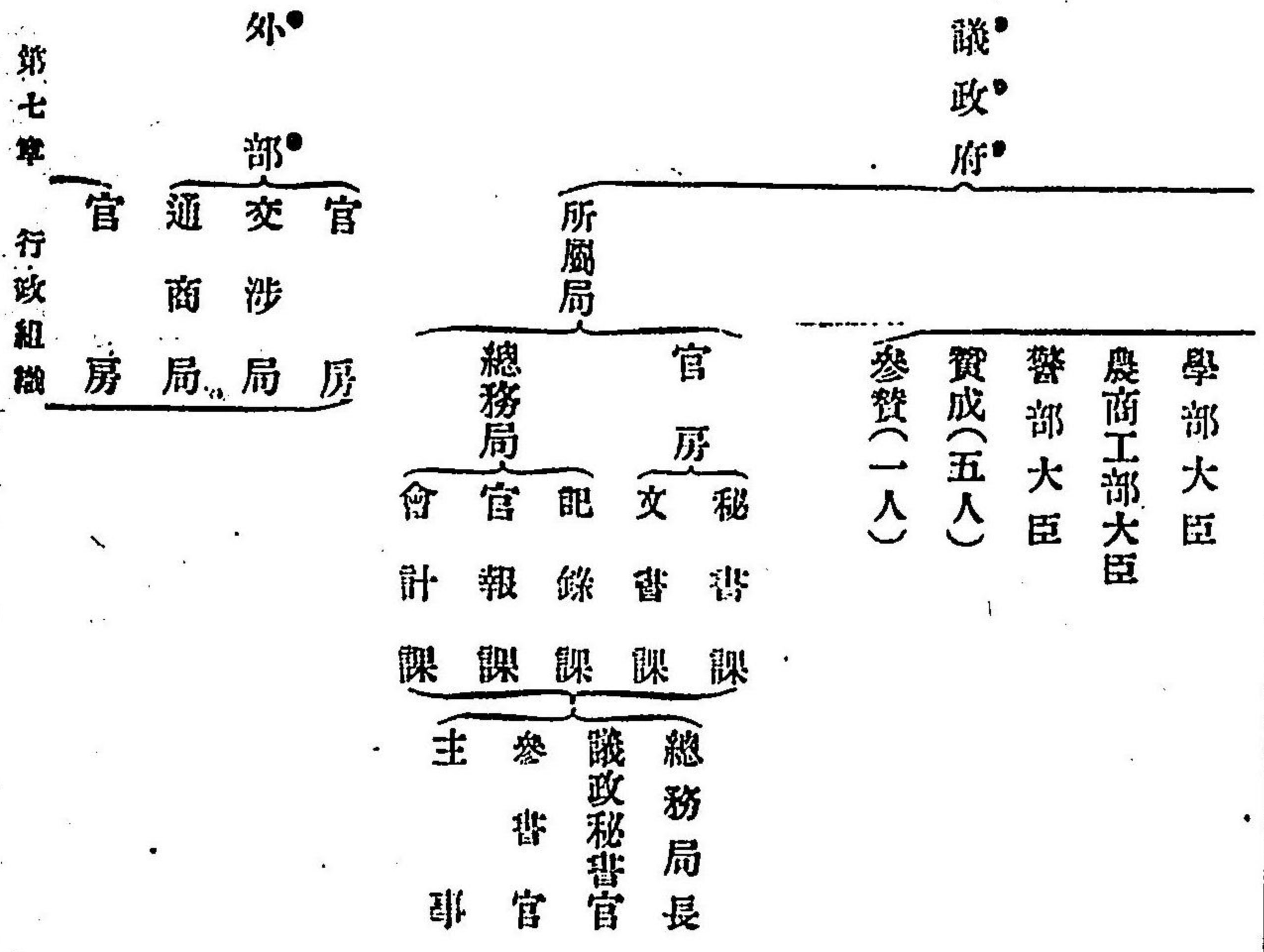
第七章 行政組織

法務衙門	軍務衙門	刑事局	民事局	總務局	會計局	軍需局	機器局	醫務局	海軍局	鎮防局	親衛局	總務局	會計局	銀行局	典園局	記錄局
------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

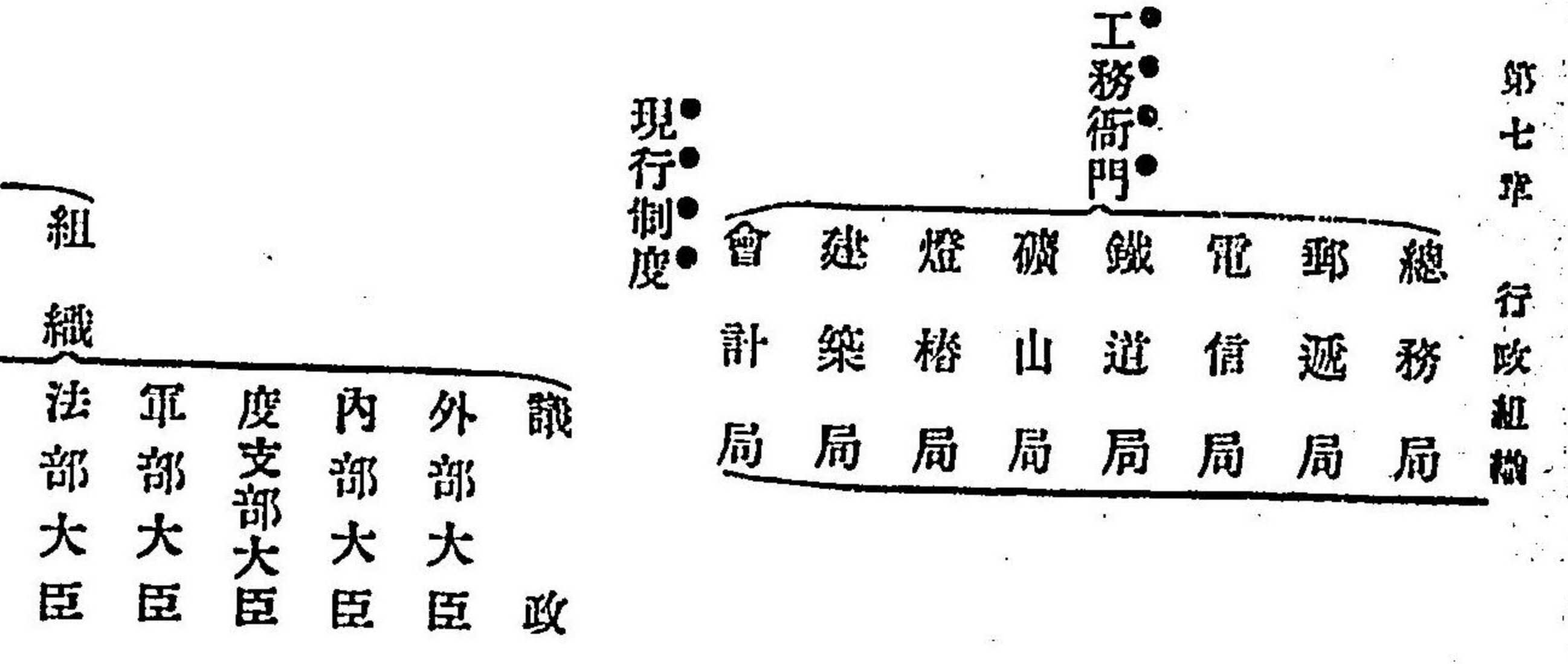
各衙門

大	協	參	至一等
臣	辦	議	至五等
(從一品)	(正從二品)	(正從三品)	主事 (正四品以下)

農商衙門	學務衙門	會計局	總務局	農桑局	工商局	山林局	水產局	地質局	獎勵局	會計局	總務局	成均館及庠校書院事務局	專門學務局	普通學務局	編輯局	會計局
------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------------	-------	-------	-----	-----



現行制度



官	會	鐵	商	通	農	官	編	學	官	會	法	司	官	醫
房	計	山	工	信	務	房	輯	務	房	計	務	理	房	務

農工商部

學部

法部

秘書官
主事
及其他

軍	部	度	支	部	內	部
軍	經	砲	官	庶	會	出
法	理	工	房	務	計	納
局	局	局	局	局	局	局

各部
參事
局長
協辦
大臣

中樞院の沿革

今の中樞院は元と中樞府と稱せり。中樞府の職掌といへば何もなく、唯單に文武堂上官の官職なきもの若干を集め置く所たるに止まれり。長を領事と云ひ、判事なるもの之れに次ぎ、其下に知事なるもの六名、同知事なるもの八名、兪知事なるもの亦八名あり。甲午改革の際廢せられて新に中樞院を置かれ、議政府に隸屬して同府より諮問ある法律勅令の制定廢止に關する事項、各部院の請議に依り議政府を経て上奏する事項、中樞院議官の臨時建議する事項、及び人民よりの建議に係る事項等を審査議定する所と定めらる。其議員は一昨年八月の勅令第三十四號を以て改正せられたる所に依れば議長一名、議官四十名（勅任十名奏任三十名）、參事官二名、及び主事四名にして、奏任議官中其十五名のみ有給とし、其餘の十五名は無給たり。議長及び議官は孰れも國家に功勞あり、又は政治法律理財の學識に通曉する者に就き、議政府會議を経て、議政の奏薦に依り任命せらるゝものとす、要するに中樞院は議政府の諮問所たるに止まるなり。各部大臣及び協辦は隨時其會議に列席するを得、但し表決の員數に加はるを得ず。其他之れか會議及び處務の方法は大約我が樞密院と大同にして、唯其性質に小異あり、即ち我が往昔の元老院の如きものと見れば大差なきなり。

法規校正所

法令の不完全なるものを改正し、善美の法則を立て、以て信を天下に得るの目的と稱して法規校正所なるもの昨年六月に創設せられたり。總裁一名、議定官九名、外に若干の諸員あり。其之れか設立の旨趣は左に掲ぐる同月二十三日の詔勅に詳なり。

皇建有極者蓋欲使民取法也、朕於比年以來一念圖治、求適於時宜者、未始不動且勞焉、而典章法度迄未得中、莫能一之、其或政令制實有所未盡而然歟、抑亦有司之臣不能各職其職而然歟、言念爰業之形函宜大加更張其令、政府權設校正所、別選法律明達事理者、使之議立一定之規務、期立信乎民以爲取法焉。

大韓國々制

謂ゆる法規校正所の爲せし第一の仕事、及び恐くは最終の仕事は一昨年八月十七日を以て發布せし大韓國國制と稱する類似憲法の制定にぞあらん。後日の参考ともなるべきか故に之れを左に掲げん。其先つ我が憲法の前文の勅語に該當する詔勅に曰ふ、

有國者必須示國制、以明政治及君權之如何、然後可使臣民式遵無違矣、本國尙無一定之制頒示者、未始不爲欠典、其令法規校正所商立國制、登聞取旨。

次に總體九個條より成る條文あり、之れを邦文に翻譯すれば左の如し。

第一條 大韓國は世界萬國の公認したる自由獨立の帝國なり

第二條 大韓國の政治は由前は即ち五百年傳來し山後は即ち萬世に亘りて變せざる專制政治

第三條 大韓國大皇帝は無限の君權を享有す公法に謂ゆる自立政體なり

第四條 大韓國臣民にして大皇帝の享有する君權を侵損する行爲あらは其已行と未行とに論なく臣民の道理を失する者と認む

第五條 大韓國大皇帝は國內の陸海軍を統率し編制を定め戒嚴解嚴を命す

第六條 大韓國大皇帝は法律を制定し其頒布と執行を命し万國公共の法律に效倣して國內法律も改定し大赦特赦減刑復權を命す公法に謂ゆる自定律令なり

第七條 大韓國大皇帝は行政各府部の官制と文武官の俸給を制定或は改正し行政上必要の各項は敕令を發す公法に謂ゆる自行治理なり

第八條 大韓國皇帝は文武官の黜陟任免を行ひ爵位勳章及び其他の榮典を授與す公法に謂ゆる自選臣工なり

第九條 大韓國大皇帝は各有約國に使臣を派遣駐紮せしめ宣戰講和及び諸般の條約を締結す公法に謂ゆる自遣使臣なり

右條文中に見ゆる公法云々とは公法會通と稱する書籍の題名に云ふ公法を意味すと解するを可なりとす。同書第一卷第六十八章に曰ふ、

邦國之主權有五、自立政體一也、自定律例二也、自行治理三也、自選臣工四也、自遣使臣五也、凡此五者若行之不遵公法、則他國不得擅預。

故に大韓國國制とは要するに「公法會通」の同章の註釋書なるべし。

半島は古來八道と稱せしか如く、其地方制度は往古に於ては全國を八道に區劃せり、而して八道の下に三百六十有餘の邑を置けり。邑に三種あり、戶數七千以上を大邑といひ、七千以下五千以上を中邑といひ、五千以下を小邑といへり。概して大邑には州又は府の名を附し、中邑は郡と稱し、小邑は縣とせり、故に入道を分つて三百六十有餘の邑となし、附するに州府郡縣の別を以てしたるなり。邑の區劃は必しも山川風土人情等の關係に基ひて定めしには非ずして、曆數を以て之れか唯一の標準としたるなり、即ち全道の邑數は一年の日數に依り規定配當せしものとす、故に其各邑内の戶口の如きは著しき廣狹懸隔ありしを免かれず。尤も其後多少の分合廢置を加へ、全道の邑數遂に減して三百三十六邑となりしも、要するに之れか大體の區劃は其淵源實に曆數に外ならざりしなり。將た夫れ半島の地方制度に古來特有なる現象は、邑の分合廢置を行ふの標準に於て見るを得へし、他なし邑其れ自身に賞罰を加へ黜陟を施すを以て之れか目安となせしこと是れなり。例へば忠臣孝子賢人若くは學藝の徒を産出したる地は、或は縣を陞せて郡となし、或は郡より府に昇格せしめ、之れに反して逆賊奸臣の輩を出したるの州は貶して或は郡となし、或

は縣に左遷せしむるか如き是れなり。故に大邑は州府、中邑は郡、小邑は縣との大體の區別は是れありしと雖も、時と處とに依りては必しも之れに限らずして、大邑にして或は中邑より大なるものあり、小邑往々中邑を凌ぐものありしは蓋し當然の結果なり。

之れを州府郡縣の區別より見れば、全道の行政區劃は八道、二十五州、六十府、七十八郡、百六十五縣にてありき。道には觀察使（一に監司ともいふ、又咸鏡道のみは警備上の必要より觀察使の外特に按撫使を置き、觀察使をして其南部の長たらしめ、按撫使をして其北方を統理せしめたり）あり、都事と稱せる書記官の外中軍なる幕僚之れに隸屬す、其權勢實に封建時代の諸侯に類せるものあり。其他州には牧使あり、府には府使（又は都護府使ともいふ）あり、郡には郡守あり、縣には縣令あり、而して府使以上にありては營門と稱せる幕僚隸屬するを常とせしが、甲午改革の際營門は軍務衙門の直轄に歸せり（以上の地方官は外官職と稱せらる）。而して京城は京畿道内にありと雖も、其行政機關は古來全く京畿道觀察府の管轄より特立して別に漢城府なるものを設け、其長を判尹と稱するなり。又古來五都と稱する開城、江華、廣州、水原、春川には特に各二名の留守なるものを置き之れを管理せしめたり（此等の地方官を京官職といふ）。今便宜の爲め一切の地方官及び其配當を一表にして示さば左の如し、

京官職

官名	漢城府	水原府	廣州府	開城府	江華府	春川府
判尹(正二品)	一					
留守(正二品)		二		二	二	二
左尹(從二品)	一					
右尹(從二品)	一					
庶尹(從四品)	一					
經歷(從四品)				一	一	
判官(從五品)	一					一
都事(從五品)				一		
主簿(從六品)	二					
教授(從六品)				一		
參軍(正七品)	一					
分教官(從九品)				一	一	
檢律(從九品)						一

外官職

官名	京畿	忠清	慶尙	全羅	黃海	江原	咸鏡	平安
觀察使(從二品)	—	—	—	—	—	—	—	—
都事(從五品)	—	—	—	—	—	—	—	—
府尹(從二品)	—	—	—	—	—	—	—	—
牧使(正三品)	—	—	—	—	—	—	—	—
都護府使(從三品)	八	三	—	—	—	—	—	—
庶尹(從四品)	—	—	—	—	—	—	—	—
郡守(從四品)	—	—	—	—	—	—	—	—
判官(從五品)	—	—	—	—	—	—	—	—
縣令(從五品)	—	—	—	—	—	—	—	—
察防(從六品)	—	—	—	—	—	—	—	—
縣監(從六品)	—	—	—	—	—	—	—	—
教授(從六品)	—	—	—	—	—	—	—	—
訓導(從九品)	二六	一〇	—	—	—	—	—	—

倭學訓導(從九品)	—	—	—	—	—	—	—	—
譯學訓導(從九品)	—	—	—	—	—	—	—	—
審藥(從九品)	—	—	—	—	—	—	—	—
檢律(從九品)	—	—	—	—	—	—	—	—
驛丞(從九品)	—	—	—	—	—	—	—	—
渡丞(從九品)	—	—	—	—	—	—	—	—

附言。往古官吏の分限等に關する法規中、特に茲に述ふるの興味ありと思はるゝものは他なし、年齢六十五歳以上の者は其意に反して外官職に轉任せらるゝことなく、親の年齢七十歳以上の者は親の意に反して三百里以外の外官職に轉任せらるゝことなく、又外官職任所に於て死するときは、觀察使以下權官に至るまで米三十五俵より二十俵までを支給し、其棺槨を京城に送る人馬の費用は悉く官給たること、其他外官職は任所に妻を伴ふこと妨げなきも、國境附近の任所へは妻携帶を絶對的に許さざりしこと等ならんか。蓋し國境附近の任所に限り此の如き禁令ありしは、外寇の爲めに人質にせらるゝあらんことを慮りしか爲めのみ、但し實際は妻を妾と稱して携帶せしと普通なりと云ふ、果して然らば正しく今日の現象と反對

現今地方制度

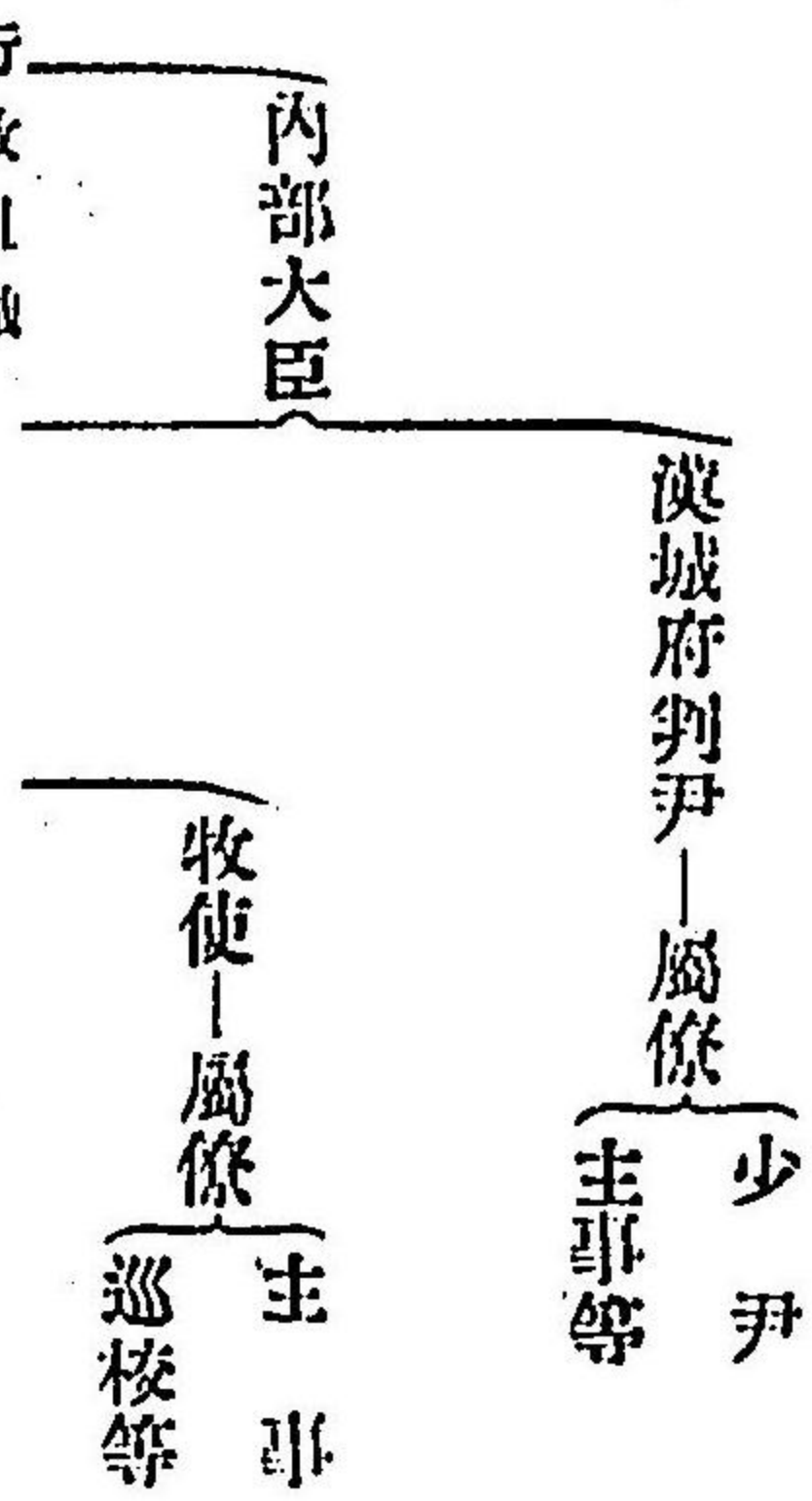
建陽元年八月に至りて地方制度は根底より改まり、全國八道と稱せしものをば此際を以て十三道となし、其下に郡を置くこととなせり。爾來數回の改正相次ぎ、現今に於ては其郡數及び觀察府所在地は左の如し。

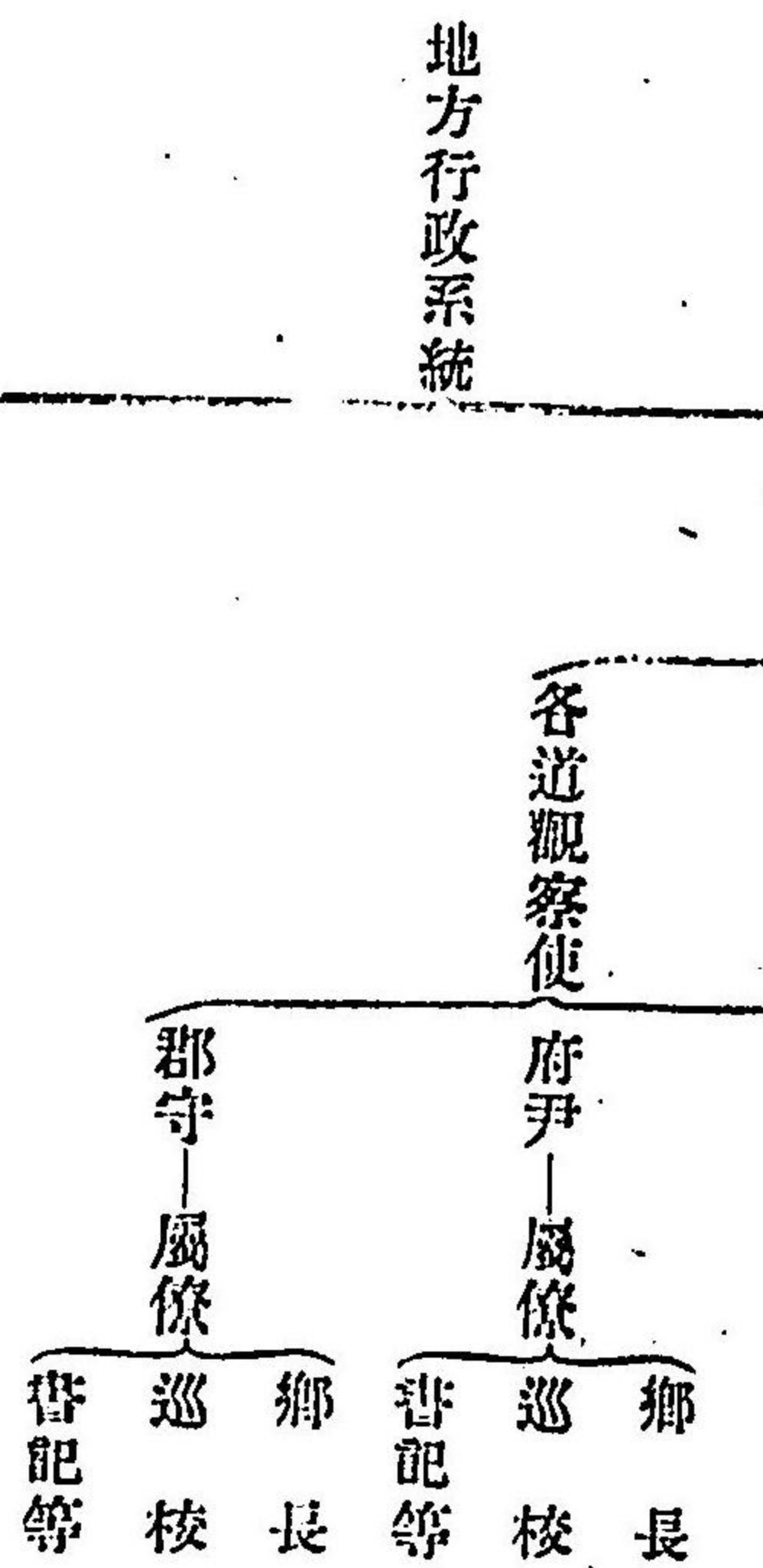
京畿道	水原	四府三十四郡
忠清北道	忠川	十七郡
忠清南道	公州	三十七郡
全羅北道	全州	二十六郡
全羅南道	光州	一牧一府三十三郡
慶尙北道	大邱	四十一郡
慶尙南道	晋州	一府二十九郡
黃海道	海州	二十三郡
平安北道	寧邊	二十一郡
平安南道	平壤	一府二十二郡
江原道	春川	二十六郡

咸鏡北道	鏡城	一府九郡
咸鏡南道	咸興	一府十三郡

故に郡は往古にありては府の下に位する行政區劃なりしが、現行制度に依れば郡は府牧等と相並んで直接に道の下にある行政區劃なるなり。

現行制度に依れば、全道中府は廣州、開城、江華、仁川、東萊(釜山)、德源(元山)、慶興、三和(鎮南浦)、務安(木浦)の九個所にして、府尹なる者其地方長官たり。郡の行政を司掌する者之れを郡守といふ。濟州島には特に牧使なる者あり。各開港場には、外部大臣の指揮監督の下に當該開港場の行政事務を掌理する監理なる者あり。而して京城の京畿道觀察府の管轄より特立して漢城府なる行政機關の下にあるは以前と異ならず。故に半島の現行地方行政は要するに左表の如き系統の下に運轉せらるゝを見るべし。





外部大臣(開港場)―監理―屬僚
主事
通辯等

附言。本邦にて全國を行政區劃の名稱に依りて唱呼するの外、別に關東關西中國といふか如き美辭的名稱あると均しく、半島に於ても亦古來幾多之れに類する名稱あるを見るべし。例へば京畿以外に三面あり、三面とは京畿に而する三地方をいふ、曰く三南、曰く關西、曰く關北是れなり。三南とは南方の海に臨む三道の義にして、忠清全羅慶尙の三道を總稱し、關西とは青西關以西なる黃海平安の兩道をいひ、關北とは白頭山系の嶺以北なる江原咸鏡の兩道をいふ。此三面は獨り地理上より此の如き區劃を見るを得へきのみならず、歷史上政治上若くは産業上に於ても、將た或は社交民俗若くは人種問題に於ても、三面各々其發達を異に

し現状を異にし、特長を異にすることは半島を研究する者の容易に氣附く所なり。全羅忠清を湖南、湖西といひ、此兩道を合稱して兩湖といふは錦江を境界としての名稱なり、蓋し今の錦江は往古湖江と稱したればなり。若し夫れ京畿道を畿營といひ、忠清道を錦營といひ、慶尙道を嶺營といひ、全羅道を完營といひ、江原道を東營若くは原營といひ、黃海道を海營といひ、平安道を箕營若くは沮營といひ、咸鏡道を咸營といふか如きは寧ろ時人專用の語にして普通には餘り耳にせざるなり。半島古來の遺制として最も感ずべきは地方自治の制なりとす。自治の制は其淵源何れの朝にあるや邈として考ふべからず、然れとも現王朝開國の初めに於て業已に大成せられしものなるや疑ひなし。今其制度の概要を擧ぐれば、州府郡縣の下に面、洞、里なる恰も我が市町村に該當すべき三段の自治團體あり、其區域は地方に依りて差異甚しく、面の多きは戸數二千有餘に亘るあり、其少なきは戸數五六十に過ぎず、洞里の如きも戸數の多きは七八百、其少なきは五六戸に止まるなり。戶口の大小廣狹夫れ此の如しと雖も、其組織に至りては亦秩然として備はれるものあり。面の長を風憲(又は而長若くは檢督)といふ、風憲とは風を正し憲を立つるの義なり。洞の長は尊位(又は執綱若くは上棟)といひ、其助役を洞長(又は公員)といひ、里の長を所任(又は里任)と稱し、孰れも人民の公選に係る。尊位と洞長とは名譽職にして、所任の給料は年凡そ米二石、風憲

の報酬は面の小なるもの米五六俵、其大なるもの同十五六俵に至る、此等は人民の協賛に依りて定め、之れを戸數に賦課するなり、其任期は孰れも一ヶ年にして再選せらるゝを妨げず。風憲の職務は官の監督の下に租税及び進上物の徴収督促、法令訓諭の傳達等をなすの外、獨立して一面内の事務を處理し、尊位洞長は風憲の指揮に依り一洞内の諸件を整理するにあり。此の如くにして其制度は具はり、其文形は眞に美なりと雖も、年所久しきに亘ると共に弊害自ら其間に生し、大部分の地方には自治の精神も殆んど見るに由なく、風憲尊位等の任免は一に地方官吏の方寸に行はれ、兩班の輩率ね其職を占有して復た庶民の權能を顧みざるに至り、制度其ものは今尙ほ存せざるにあらすと雖も、當初之れを設けし所以の精神は既に殆んど蕩盡せりと謂つて可なるの情態なること惜むべし。韓廷が甲午改革のとき我が市町村制に倣ふて制定公布せる郷會條規及び郷約辨務規程の如き、亦一片の空文として其後實施せらるゝに至らざりしなり。

往古の警務廳は之れを捕盜廳といへり。捕盜廳は左捕廳及び右捕廳の二部に分たれ、其長を左捕將及び右捕將と稱し、地方の警察事務は討捕使ありて之れを掌理せり（討捕使は鎮營將之れを兼ねるを例とせり）。甲午の七月左右捕廳は警務廳と改まり、内部大臣の指揮監督の下に漢城府管内の警察消防監獄等の事務を司掌し、我が警視總監に該當する警務使なるもの之れを統轄するの制度なりしか、昨年六月に至りて警務廳は更に其格式を墜せられ、行政各部の同班に列せられて警

部となり。警務使は廢せられて警部大臣なるもの新に設けられたり。此新制度の從來の組織と異なる要點は、第一從來の警務使は漢城府管内の警察事務を掌理せしに過ぎざりしに反し、警部大臣は全國の警察事務を統轄すること、第二從來警務廳の有せし司法警察權は事實に於て寧ろ法部の所管する事務の如くなりしも、新制度に於ては全然之れを警部に移し、且つ重きを此事務に置くに至りしことにありとす。即ち警部には警務及び庶務の二局を設け、警務局は更に之れを警務課と訊問課とに分ち、警務課をして保安及び行政警察の事務を司らしめ、謂ゆる訊問課なるものをして司法警察は勿論、殆んど法部の所管に屬する裁判事務の一部までを司掌せしむるに至れり。要するに從來の警務使と雖も、其位地素より内部大臣の下に屬するや官制上言を俟たざる所なるに拘はらず、事實に於ては當局者其人に依りては警務使は優に大臣を凌ぎ、漢城政局の起伏波瀾は一に係つて警務使其人の一擲一笑如何にありしか如き、是れ實に半島政界の特色なりとす、况んや今後の警部大臣に於ておや。而も其權威勢力此の如くなるに拘はらず、韓國の警察事務に於ける其治績如何と問へば殆んど見るべきもなく、極言すれば其警察なるものは、警察事務を擧げんか爲めの警察にあらざりして、唯我邦に在留する亡命者の動靜を偵察警戒せんか爲めの警察なりと解するを妥當とす、警務使を改めて警部大臣となせしか如きも畢竟此主義に外ならずと云ふものあり。

進歩せる邦國、殊に立憲國にありては、其内閣に最も勢力あるものは概して財政及び外交の事務を主管する兩大臣なりと雖も、韓國の如き國柄にありては外部大臣度支部大臣の如きは更に勢力なく、其最も權勢赫々以て廟堂の主動力たる者は、彙には大臣以外に警務使あり、之れを大臣にしては法部大臣、軍部大臣、及び今後の警部大臣ならんか。此以外の大員は孰れも伴食閣員たるに止まり、隨つて其行政事務の如きも、唯官制上に多少の形式を備ふるの外之れを研究するの資料なく、又其必要をも見ざるなり。先づ茲に司法制度の大體を古今に對照して述べんに、由來司法事務を管掌せし衙門は謂ゆる刑曹にして、裁判所は大小官吏の懲戒及び國事犯罪裁判所として義禁府及び司憲府なるものありし外、一切の裁判權は悉く當該地方官の手にありしなり（此外王命にて臨時に開設する鞫庭なるものあり）、案するに凡そ罪人を逮捕するの任は追捕使にあり、而して其犯罪の賭博竊盜及び輕少の強盜事件なるに於ては之れを專決處罰し、其以上の犯罪なるに於ては之れを監營に押送し、監司の處斷に任す。監司は強盜火賊殺人犯等を治獄するの權ありと雖も、其罪最も重きものは一應の調査を了りて之れを中央の捕盜廳に送附すべく、又謀逆罪の犯人は直に之れを中央の義禁府に押送せしなり、而して民事は當該地方官及び驛廳にて總て之れを斷訟せり。此の如くにして司法の權限は各廳稍々其規律を存せしか如しと雖も、司法の内容に至りては精弊百出殆んど濟度し難きものあり。例へば犯罪人の逮捕を故ら緩ふして以て苞苴の到る

を促すか如き、若くは故ら豪富の輩に罪名を附して之れを監禁し、其金穀を献するを俟つて之れを解放するか如き（之れを公然贖錢法と稱せり）、若くは囚人の懐中の輕重を案して其罪に寬嚴を加ふるか如き、凡そ此類の事は古來頗々勝けて計ふべからず、唯此際に於ても控訴上告の道は不完全ながらも其國法上に存せしは感すべし、即ち民事刑事を問はず下級官廳の判決に不服なるときは之れを上級官廳に訴へ、尙ほ不服なるときは中央の司憲府へ提起して之れを争ひ、而も尙ほ且つ不服なるに於ては更に闕下に直訴して其親裁を仰き得るの道啓かれ居りしか如き、半島古來の制度としては頗る賞嘆に値するものあり。而して親裁を仰くの要目は獨り民事刑事の件のみならず、行政訴訟若くは施政の方針に就ひても亦直に之れを闕下に訴へて論難するの自由ありしは、至高の宏量大度復た實に感ずるに餘りありと謂ふべし。

闕下に直訴して仲冤を仰き歎願を上達せしむるの方法に二あり、一を舉火といひ他の一を擊鐘といふ。京城の南山には烽燧臺あり、夜間烟を揚げて不虞の變を警報するの要具に充つ、是れ烽燧臺の本務なりと雖も、時ありてか晝間尙ほ且つ烟火の其頂に揚がることなきにあらざ、國王其烟火を認むるあらは茲に其親裁を乞ふ者あるを知り、即ち禁兵を派して之れを押捕し、侍臣に命じて直試の次第を糾質せしめ、理わらは議政府をして之れを再審せしむ、是れ謂ゆる舉火に依り直訴をなす所以の道なり。若し夫れ擊鐘とは他なし、陛下出て、他に幸せらるゝのとき、豫め潜に路

傍に伏して其通聲を俟ち、風箏到る頃突如出て、鐘を鳴らし、身自ら捕へらるゝを期して茲に願意を上達せしむるの法なり。此の如くにして半島古來亦幾多の佐倉宗五郎を産出せしことなきに非ざりしと雖も、時ありてか再審の命を奉ずる廷臣或は之れを曖昧に附し去り、或は名を「天威驚動」の罪に藉りて竊に直訴者を無みせしこと往々にして是れありき。蓋し當初の精神は能く冤枉を伸張し民権を保護するにありしや勿論なりと雖も、凡そ此類の權道は上に英明の君主あり下に賢達の臣僚ありて始めて行はるべく、而も歷朝の君主罕には英明ならず、代々の臣僚動もすれば貪臣汚吏を出せし半島にありては、這般の直訴法も結局告朔の餼羊たるに終るべきは免かるべからざるの順序なり、果然軌近復た曾て舉火環鈴を實行せしものあるを聞かず。

甲午の七月に至り刑曹は廢せられて法務衙門となり、翌五百四年三月に追んで更に法部と改まり、同時に裁判所構成法なるものは發布せられ、爾來幾多の改正ありて現今の裁判所は兎に角左の五種あるなり。

- 一、地方裁判所
- 一、漢城府及び各開港市場裁判所
- 一、巡廻裁判所
- 一、平理院

現行裁判所構成法

一、特別法院

地方裁判所は一切の民事刑事を裁判する所にして、漢城府及び各開港市場裁判所は其以外に外國人に關係ある民事事件を裁判す。巡廻裁判所は毎年三月より九月に至る間法部大臣の指定する場所開設するものにして、各開港市場裁判所及び地方裁判所の判決に對する控訴を受理審判するを得とあれども、未だ曾て其設備せられしことあるを聞かず。平理院は地方裁判所及び各開港市場裁判所の判決に對する控訴を受理審判する謂ゆる控訴院なり。特別法院は皇族の犯罪に關する刑事を裁判する爲め、法部大臣の奏請に依り勅裁を経て臨時開廷する裁判所にして、裁判長は平理院裁判長を以て之れに充て、判事中共一人は中樞院議官、其餘の三人は平理院判事或は法部勅奏任官中より法部大臣の奏薦に依り之れを勅命し、檢事の職務は平理院の檢事中に就き法部大臣の命する檢事之れを行ふ、其裁判は最終の裁判にして控訴上告の道なしとの規定なり。又地方裁判所及び各開港市場裁判所は、其設備の完成するまでは當該觀察使及び監理其職務を司掌すると云ふ。

刑罰法

山來韓國の刑罰法典は謂ゆる大明律に外ならず。往古にありては刑罰の方法も頗る殘酷を極め、或は膝を斷ち、或は鼻を削り、或は熱鐵を軀軀に附着せしむる等の虐刑行はれしが、大明律の施行と共に之れを寛ふせし由なるも、尙ほ且つ或は薪炭の上に危坐せしめ、或は爪を剝し、或は

脛を亂毆し、或は手足に點火する等の暴刑未だ絶ゆるに至らず。建陽元年四月刑律各例及び賊盜處斷令の公布せらるゝあり、其精神や文明に則り人道に違ひて罪人を遇するにあらざるべしと雖も、實際は尙ほ未だ殘忍酷薄なる拷問方法の如き其跡を絶つに至らず、現に昨年五月に起りし安駟驛の獄死事件の如き、如何に韓廷か尙ほ蠻風に富むかを推知せしむるに足るべきか。甚しきは證據不○充○分○に○つ○き○管○三○十○に○處○す○と○い○ふ○か○如○き○時○あ○り○て○か○今○日○此○類○の○宣○告○を○見○る○こ○と○な○し○と○も○保○せ○ず、此の如きは韓國の尙ほ未だ文明の司法制度を運用するの資格なきとを自證するものに外ならざるなり。今刑律各例及び賊盜處斷令に依れば、刑律は死刑、流刑、役刑、管刑の四種にして、死刑は絞し（但し皇室犯及び國事犯には斬刑を施すべく、又斬刑には籍産即ち遺産の沒收を附加すべしとの條項、昨年九月法律第六號を以て追加せられたり）、流刑は重きは終身、輕きは一年に至る十等あり。役刑は終身より下つて二十日に至る十九等に分たれ、管刑は百乃至十の十等あり、其役刑一年以上に當る者には必ず管刑を附加すとあり。謂ゆる賊盜とは強盜、竊盜、窩主、准竊盜の四種を總稱す。強盜竊盜とは讀んで字の如し、窩主とは強盜竊盜の教唆指使をいひ、准竊盜とは詐欺取財といふに外ならず。該法律の外別に電報事項犯罪人處斷令及び郵便事項犯罪人處斷令なるものあり。又光武二年十一月に至り依頼外國致損國體者處斷例なるもの制定せられ、昨年四月多少の修正を加ふるありしも、要するに「官民を問はず外國人に趨附依頼して國體を損し國權



刑

時

を毀傷するの所爲」に出づる者を罰するの法律に外ならず。凡そ刑罰の法典は此の如くにして漸次其形式を具ふるに至りしと雖も、而も其實尙直請托は半島の國粹にして、司法の衝に當る有司亦此國粹より脱し得ざるは古今を通して素より言ふまでもなし。

外交官及び領事官の官制は、開國五百四年三月勅令第四十三號にて規定せられたるものあり。此官制に依れば、韓國の外交官は特命全權公使、辨理公使、代理公使、及び一等二等三等の參書官にして、領事官は總領事、領事、及び副領事とす、外に外交事務官、通商事務官、名譽領事に關する規定あり。現今韓國政府の在外公使は日本駐劄の成岐連(歸朝中)、英國駐劄の趙民熙、佛國駐劄の金晚秀、英國駐劄の関泳致、獨國駐劄の関哲勳、露國駐劄の李範晉諸氏なり。領事官は官制のみにて未だ任命せられたる者なく、唯だ近年左記の地に名譽領事あるのみ。

一、在紐育名譽總領事

米人フレーザー(Everett Frazer)我か明治十七年一月該職を命せられ、二十四年二月米人モーリス(James R. Morse)之れに代はり、三十年四月再びフレーザーとなり、本年一月同人死するに及び米人ステヴェンス(Wm. H. Stevens)新に之れを命せらる。

一、在漢堡名譽總領事

獨人メイエル(Edward Meyer)二十年五月之れを命せらる。

第七章 行政組織

一、在費府名譽領事

- 米人ダウイス (R. H. Davis) 二十一年八月之れを命せられ、二十四年七月解任。
- 在倫敦名譽總領事

英人モルガン (Pritchard Morgan) 三十三年三月之れを命せらる。

往古の兵制

次きに半島古來の兵制を見んか。案するに半島の近世史上、兵制の統一せられて稍々秩序ある其組織を見るに至りしは、李朝第五世の王文宗の元年即ち我が寶徳三年にあり。同年從來の兵制を刷新し、茲に創めて義興衛(一に中衛といふ)龍驤衛(一に左衛といふ)虎賁衛(一に右衛といふ)忠佐衛(一に前衛といふ)忠武衛(一に後衛といふ)の五衛(各衛を中部、左部、右部、前部、後部の五部に區分す)を設け、此五衛を統轄する最高の軍務機關として五衛都總府なるものを置けり。爾後約百五十年、文錄の役了るに迫りて五衛の制は廢せられ、新に訓練都監及び禁營御營の二營を置き、合せて之れを三軍門と稱せり、而して後ち數十年、再び舊制に復して五衛の組織とはなりぬ。爾來更に此制に革新を加へ、復た更に舊制に戻りしか如き、其與廢變革一再にして止まらざりき。然り而して之れを其所管區域より云へば、半島の軍務機關は亦他の行政機關と等しく大別して京官職と外官職(外に雜職、士官職等ありしと雖も冗煩を避けて之れを省く)の二方面に區分せられたり。其京官職は主として禁衛の下に於ける軍制に係り、外官職は即ち地方の兵員に外ならず。

京官職

今其組織を詳細に左に表示す。

先つ京官職に屬する主要の軍務衙門及び其僚員は左の如し、但し左記の衙門は同時の設制に係るものには非ずして、唯古來の制度を順序なく並へ立てたるものに過ぎずと知るべし。又五衛は本來京官職に屬せりと雖も、或時代に於ては同時に外官職を兼ねて全國の兵馬を管轄せしことありしか如し。

宣 惠 廳 (掌出納大同米 布錢)	都 提 調	三 (正一品)
	郎 提 調	三 (從二品)
滌 川 司 (掌疎滌都城內 川渠)	都 提 調	三 (正一品)
	郎 提 調	三 (從二品)
五衛都總府 (掌治五衛軍務)	都 總 管	五 (正二品)
	副 總 管	五 (從二品)
	經 歷	六 (從四品)

第七章 行政組織

都事 六 (從五品)

將	上護軍	大護軍	護軍	副護軍	司直	副司直	司果	副司果	部將	副部將	司	副司	司	副司	司	副司
一五 (從二品)	八 (正三品)	一二 (從三品)	四 (正四品)	六九 (從四品)	一一 (正五品)	一〇二 (從五品)	二二 (正六品)	一八三 (從六品)	二五 (從六品)	一八三 (從六品)	二〇 (正七品)	二五〇 (從七品)	一五 (正八品)	二〇八 (從八品)	二〇八 (從八品)	二〇八 (從八品)

五

衛 (後ち軍營衛門となる)

義興衛 龍驤衛 虎賁衛 忠佐衛 忠武衛

都提調 一 (正一品)

知事	都正	正	副	兪正	判官	主簿	參軍	奉事	宣傳官	文臣	武臣
一 (正二品)	二 (正三品)	一 (正三品)	二 (從三品)	二 (從四品)	一八 (從五品)	三八 (從六品)	二 (正七品)	二 (從八品)	二五 (正三品以下)	二 (從六品)	五〇 (從六品以下)

訓錄院 (掌軍士試才錄武經習讀之事)

宣傳官廳 (掌形名啓螺侍衛傳命出納符信等事)

訓練總監

勅 武 軍 官	別 軍 官	軍 官	別 武 士	旗 牌 官	知 設 官	哨 官	從 事 官	把 總	局 別 將	千 總	別 將	中 軍	大 將	提 調	局 出 身
五〇	一〇	一七	六八	二〇	一〇	三四	四	六	三	二	二	一	一	二	一五〇
					(從九品)	(從六位)	(從四位)	(正三品)	(正三品)	(正三品)	(從二品)	(從二品)	(正二品)	(正二品)	

禁衛營

別 武 士	旗 牌 官	教 鍊 官	哨 官	從 事 官	外 方 兼 把 總	把 總	騎 士 將	千 總	別 將	中 軍	大 將	提 調	都 提 調	局 出 身
三〇	一〇	一二	四一	二	一二	五	三	四	一	一	一	一	一	一五〇
			(從九品)	(從六品)	(從四品)	(從四品)	(正三品)	(正三品)	(正三品)	(從二品)	(從二品)	(正二品)	(正二品)	

御營廳

軍官	別軍官	勅武軍官	騎士	別騎衛	都提調	提調	大將	中軍	別將	千總	別後部千總	騎士將	把總	外方兼把總
五	一〇	五〇	一五〇	三二	一	一	一	一	一	一	五	三	五	一〇
					(正一品)	(正二品)	(從二品)	(從二品)	(正三品)	(正三品)	(正三品)	(正三品)	(從四品)	(從四品)

軍營衙門(前の五衛)

從事官	哨官	教鍊官	旗牌官	別武士	軍官	別軍官	勅武軍官	勅前別抄	騎士	使軍	中軍	千總	鎮營將	把總
二	四	一	一	三〇	三八	一〇	五〇	五二	一五〇	一	一	二	三	二
(從六品)	(從九品)									(從二品)	(從二品)	(正三品)	(正三品)	(從四品)

第七章 行政組織

哨官	一〇 (從九品)
教鍊官	一五
旗牌官	二
軍官	一〇
本廳軍官	三
別付料軍官	二
監官	二
水門部將	一
閑瓦軍官	一五〇
管城將(北漢山)	一 (正三品)
把總	一 (從四品)
哨官	六 (從九品)
教鍊官	四
旗牌官	五
守禦軍官總	二

第七章 行政組織

軍器監官	一
所任軍官	三
付料軍官	二〇
城門部將	三
經理廳 <small>(中世廢せられて總戎廳に合一せり)</small>	
大將	一 (正一品)
別將	三 (正三品)
軍官	三五〇
所任軍官	三
堂上別付料軍官	一
別將	一 (從二品)
將	六 (正三品)
龍虎營 堂上軍官	一六
教鍊官	一四
別付料軍官	一二〇

第七章 行政組織

捕盜廳

- 左右大將 各一 (從二品)
- 左右從事官 各三 (從六品)
- 左右部將 各四
- 左右無料部將 各二六
- 左右加役部將 各二二

總理營(水原府)

使(兼留守) 一 (正二品)

中軍 一 (正三品)

從事官 一

別驍將 二 (正三品)

把總 二 (從四品)

斥候將 一

哨官 二五

教練官 八

知鼓官 一〇

別軍官 一〇〇

守禦廳(廣州府)

守禦軍官 二二

別驍士 二〇〇

使(兼留守) 一 (正二品)

中軍 一 (正三品)

鎮營將 三 (正三品)

別將 二

把總 二

哨官 二六

教練官 一七

旗牌官 一九

別軍官 九

守禦軍官 六一

使(兼留守) 一 (從二品)

中軍 一 (正三品)

從事官 一

第七章 行政組織

管理營(開城府)

別將	二千總	百總	把總	哨官	教鍊官	旗牌官	堂上軍官	軍官	使(兼留守)	中軍	鎮營將	從事官	千總	把總
二	三	四	六	三二	八	三六	五〇	二五〇	一	一	五	一	四	一〇
									(從二品)	(正三品)	(正三品)			

鎮撫營(江華府)

哨官	教鍊官	旗牌官	軍官
六三	一〇	七一	一五

以上掲げたる京官職中、軍營衙門の組織は其後一變し、大院君執政時代に入りて之れを

親軍統衛營

親軍總禦營

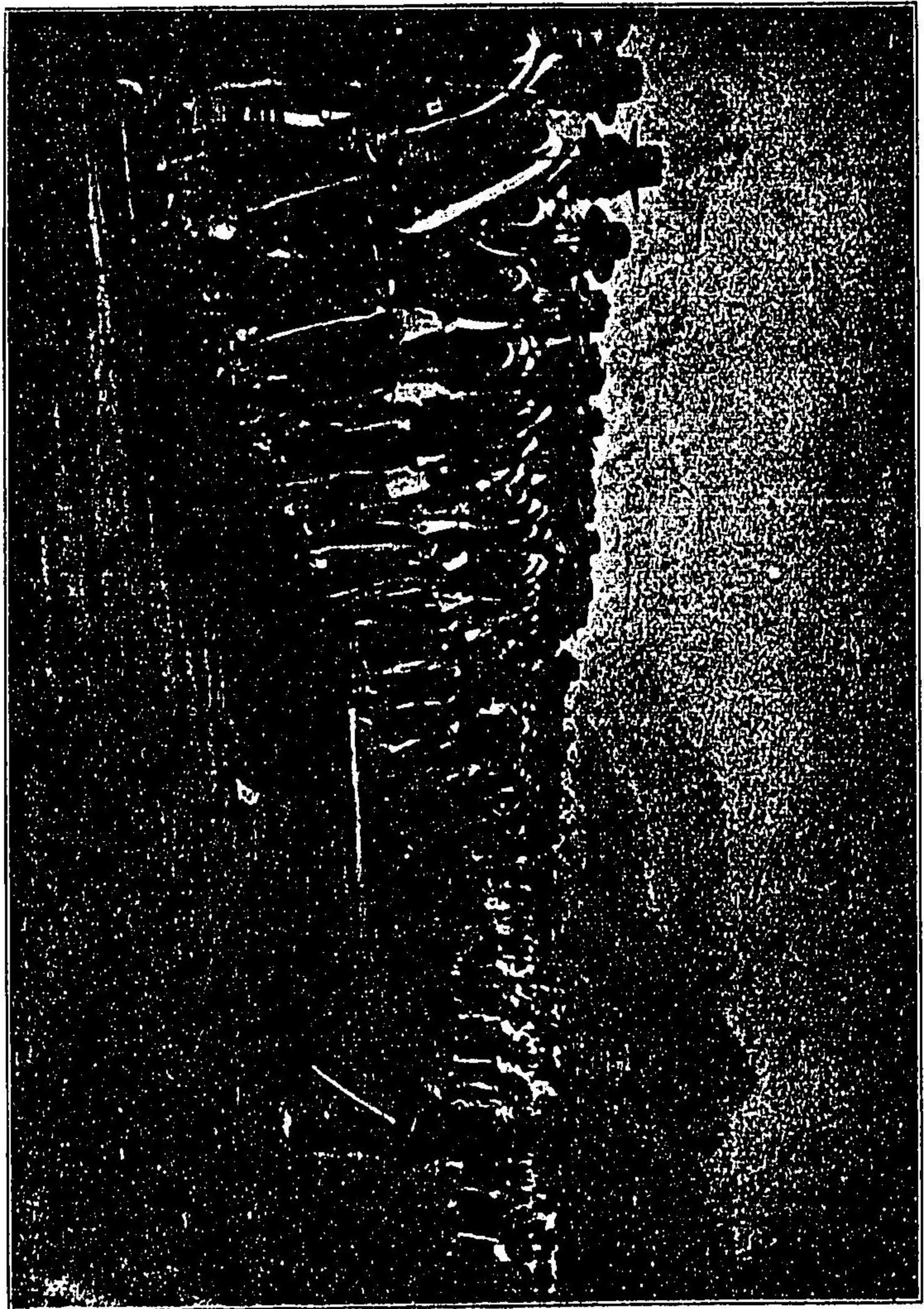
親軍壯衛營

の三營に分つこととなり、之れに親軍經理廳を加へて禁軍衙門と稱せられぬ。明治十五年に至りて此組織は廢せられ、更に

壯禦營
武衛營

なる二營を置き、又別に百餘名の兵員を以て新式の一隊を設け、我邦より武官を聘して其訓練を委嘱せり(其訓練の任に當りし者は故歩兵中尉堀本禮造氏にして十五年の亂に死せり)。其他の衙門に至りては特配すべきの變更なく、而して謂ゆる宣惠廳なるものは軍隊の食糧其他一切の出納

を司掌せし所として、其實力實權に於ては實に各衙門に冠たりしと云ふ。
 外官職即ち地方兵の制度に至りては、半島古來陸軍及び海軍の兩軍制あり。陸軍は之れを兵馬と云ひ、海軍は水軍と稱せり。半島に水軍の制度あるは、李朝第四世なる世祖王の十一年、即ち我か永享元年、創めて兵漕なる船を造り、典艦司なる官衙を置ひて之れを管掌せしめたるに發芽す。當時兵漕は大中小の三船に分ち、常時には之れを運漕に供し、一旦緩急あらは武装して之れを兵船となすの制にてありき。文錄の役、水軍の將李舜臣我か外征軍を全羅道の海面に防禦して殊功あり、韓廷大に水軍の利を悟り、役後典艦司の制を擴大して水軍統制營に改め、黃海全羅慶尙三道の舟師を其統轄の下に屬せしめぬ、半島の水軍制度是に至りて稍々見るべきものあり。兵馬を統轄するものは節度使といひ、水軍を總理するものは水軍統制使といふ、共に觀察使の指揮命令の下に屬し(但し實際は觀察使か此職を兼ねるを例となり)、其下に節制使、僉節制使、同節制使、萬戶、都尉等隸屬せり。兵馬節度使は略して單に兵使といひ、水軍統制使は水使といひ、僉節度使は僉使とも稱し、又兵使水使を合稱して柵師ともいへり。兵使及び水使は又別に其幕僚として孰れも虞侯、巡營中軍、及び鎮營將なるものを置けり。鎮營將は又略して營將ともいふ、多くは討捕使を兼ねるか故に一面に於ては當該地方の警察事務をも司管せしなり。此外江原忠清兩道を除ける他の地方には監牧官なるものありて、専ら騎兵に供給すべき馬匹を監督するの任に當れり。



兵 鐵 訓 式 本 日 の 初 景

節度使の在る所は營といひ、其以下の鎮將の駐まる所は鎮と稱せり。
 今便宜の爲め各道に於ける軍務外官職の配當を一表にして示さは左の如し。

官名	馬		兵		京	後	忠	清	慶	尙	全	羅	黃	海	江	原	咸	鏡	平	安
	節制都尉(從三品)	評事(正六品)	萬戶(從四品)	同僉節制使(從四品)																
防禦使(從二品)	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
水軍統禦使(從二品)	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
節制都尉(從三品)	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
評事(正六品)	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
萬戶(從四品)	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同僉節制使(從四品)	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
僉節制使(從三品)	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
虞侯(從三品)	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
節制使(正三品)	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
防禦使(從二品)	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
兵馬節度使(從二品)	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第七章 行政組織

二七五

別	權	監	衛	鎮	巡	軍				水	
						萬	同	虞	節	中	節
將	管	官	將	將	中	節	侯	使	使	節	使
(從九品)	(從九品)	(從六品)	(正三品)	(正三品)	(正三品)	(從四品)	(從四品)	(從三品)	(正三品)	(正三品)	(正三品)
八	五		四	一	一	二		三	二	一	
一			五	一	一		一	四	一		
八	二	三		六	一	二	二	一	四	三	一
七		五		五	一	一	二	〇	一		
五		三		五	一	一	四	一	二		
				三	一	一					
二	四	三	〇	六	一	一					
七	八	一		九	一				六		

往古未だ遞信機關の極めて不完全なりし時代に於て、韓延の依りて以て地方に於ける軍隊の動靜を知り、發令を傳へ、應變相援の用を辨せしものは他なし烽燧及び驛傳の制是れなり。烽燧を設

備せし所は全道に三百六十五個所あり(是れ亦曆數に依りて劃定せしものならんか)、夜間烟を揚げ、而して其集合點は京城の木覓山即ち南山にして、山頂には五個の烽燧臺備はれるあり、此烽燧臺に依りて以て全道各所より來る烽燧を集一にせり。今六典條例(第七卷第三十二葉)に依れば烽燧の咸鏡江原より揚州岷嵯山を経て來るものを第一炬とし、慶尙忠清より廣州天臨山を経て來るものを第二炬とし、平安黃海より陸路鞍峴(城外一里許り、獨立門の側より上るを得し)を経て來るものを第三炬とし、同水路を経て來るものを第四炬とし、全羅忠清より陽川開化山を経て來るものを第五炬とせり。而して其烟の揚げ方は平時にありては一炬、賊其形を現はさば二炬、賊其境に近つかば三炬、其境を侵さは四炬、接戦すれば五炬といふか如き區別にして、此區別に依り當該地方の鎮將の揚ぐる烽燧か幾多の地方を傳はり、南山に至りて最終となりしなり。故に禁衛營は夜間絶へず南山の頂上を見張り、直に之れを兵曹に報するの職責を有せり。驛傳は亦兵曹の指揮監督に屬す、驛には大驛と屬驛との二種あり、大驛とは驛廳の在る所をいひ、屬驛は大驛に附隨して設けらる。大驛には察訪なるものあり、驛務を總理し、屬驛の首吏及次馬夫を督勵して養馬のことを怠るなからしめ、驛内の捕盜及び訟獄に關することは營將の監督の下に之れを處理し、其他の事務に就ひては監司の指揮を俟つて之れを執行す。蓋し驛の本務は兵事に關する公文の遞傳にありと雖も、又官物の遞送、大官の往復等に際して馬匹を供するか如き普通の事務

節度使の在る所は營といひ、其以下の鎮將の駐まる所は鎮と稱せり。
 今便宜の爲め各道に於ける軍務外官職の配當を一表にして示さは左の如し。

官名	馬				兵			
	節制都尉(從三品)	評事(正六品)	萬戶(從四品)	同僉節制使(從四品)	僉節制使(從三品)	虞候(從三品)	節制使(正三品)	防禦使(從二品)
京	一	二	一	一	一	一	一	一
畿	三	六	一	一	三	一	一	一
忠	三	六	一	一	三	一	一	一
清	三	九	一	一	三	一	一	一
慶	三	九	一	一	三	一	一	一
尙	三	九	一	一	三	一	一	一
全	三	九	一	一	三	一	一	一
羅	三	九	一	一	三	一	一	一
黃	三	九	一	一	三	一	一	一
海	三	九	一	一	三	一	一	一
江	二	三	一	一	二	一	一	一
原	二	三	一	一	二	一	一	一
咸	二	三	一	一	二	一	一	一
鏡	四	一	二	七	二	五	二	一
平	二	一	一	〇	二	六	一	一
安	二	一	一	〇	二	六	一	一

別	權	監	衛	鎮	巡	軍				水	
						萬	同	虞	節	中	軍
將 (從九品)	管 (從九品)	官 (從六品)	將 (正三品)	將 (正三品)	中軍 (正三品)	戶 (從四品)	使 (從四位)	侯 (正四品)	使 (從三品)	使 (正三品)	軍 (正三品)
八	五			四	一	一	二	三	二	一	
一				五	一	一	一	四	一		
八	二	三		六	一	二	二	一	四	三	一
七		五		五	一	一	二	〇	一		
五		三		五	一	一	四	一	二		
				三	一	一					
二	四	三	〇	六	一	一					
七	一	八		九	一			六			

第七章 行政組織

二七六

往古未だ遞信機關の極めて不完全なりし時代に於て、韓廷の依りて以て地方に於ける軍隊の動靜を知り、發令を傳へ、應變相援の用を辨せしものは他なし烽燧及び驛傳の制是れなり。烽燧を設

備せし所は全道に三百六十五個所あり(是れ亦曆數に依りて劃定せしものならんか)、夜間烟を揚げ、而して其集合點は京城の木覓山即ち南山にして、山頂には五個の烽燧臺備はれるあり、此烽燧臺に依りて以て全道各所より來る烽燧を集一にせり。今六典條例(第七卷第三十二葉)に依れば烽燧の咸鏡江原より楊州峨嵯山を経て來るものを第一炬とし、慶尙忠清より廣州天臨山を経て來るものを第二炬とし、平安黃海より陸路鞍峴(城外一里許り、獨立門の側より上るを得し)を経て來るものを第三炬とし、同水路を経て來るものを第四炬とし、全羅忠清より陽川開化山を経て來るものを第五炬とせり。而して其烟の揚げ方は平時にありては一炬、賊其形を現はさば二炬、賊其境に近つかば三炬、其境を侵さは四炬、接戦すれば五炬といふか如き區別にして、此區別に依り當該地方の鎮將の揚ぐる烽燧か幾多の地方を傳はり、南山に至りて最終となりしなり。故に禁衛營は夜間絶へず南山の頂上を見張り、直に之れを兵曹に報ずるの職責を有せり。驛傳は亦兵曹の指揮監督に屬す、驛には大驛と屬驛との二種あり、大驛とは驛廳の在る所をいひ、屬驛は大驛に附隨して設けらる。大驛には察訪なるものあり、驛務を總理し、屬驛の首吏及次馬夫を督勵して養馬のことを怠るなからしめ、驛内の捕盜及び訟獄に關することは營將の監督の下に之れを處理し、其他の事務に就ひては監司の指揮を俟つて之れを執行す。蓋し驛の本務は兵事に關する公文の遞傳にありと雖も、又官物の遞送、大官の往復等に際して馬匹を供するか如き普通の事務

第七章 行政組織

二七七

現行兵制

少なからざればなり。驛の一日行程は平時にありては八十里(我八里弱)とし、事急ならば百里に出で、非常の際には二百里を走るの規定なりしと云ふ。

甲午の改革は兵制にも亦根底より大改革を加へたり。其後復た幾多の改正を経て、現行の制度に依れば韓國の軍隊は

- 一、侍衛聯隊
- 一、親衛聯隊
- 一、扈衛隊
- 一、砲兵隊
- 一、平壤大隊
- 一、鎮衛聯隊

の六種に分たるゝなり。侍衛と親衛とは共に近衛の隊にして、扈衛隊は近衛中の近衛ともいふべく、主として大闕内のみにおいて宮中の警備を司り、行幸の際には扈從して提灯持ちを勤むる者以外ならず、故に扈衛隊のみは軍部の所管以外に獨立して別に宮内府侍從院に屬する特殊の軍隊なりと知るべし。蓋し扈衛隊なるものは、素と軍隊編制上の必要に由りて設置せられしものと云ふよりも、別に他の事情に基ひて設置せられしものなるが如し。他の事情とは何ぞや、要は廢に侍

衛の隊を編制せるに際し、舊式の老兵を解散せしむるに於ては忽ち糊口に窮し、朋黨團結して暴動を起すの怖れありとの爲め、一種の恩惠的發老手段として此特制を設置するに至りしのみ、故に平素王宮の扈衛警護を名として消光し居るの外、曾て訓練演習等を爲すを見ざるなり。」

侍衛隊は素と親衛隊の内に包含せられしものなるも、往年僞國士官の聘せられて之れを教導訓練するに迫ひ、特に其訓練したるものを親衛隊中より抽出して別に侍衛隊なるものを組織するに至りしなり。鎮衛聯隊は昨年七月の新設に係る。其以前にありては平壤及び全州に鎮衛隊、水原原州公州江華清州大邱安東固城海州北青の十個所に地方隊なるもの置かれしなり。然り而して昨年六月に至り、平壤は「關西の要衝にして綢繆の備疎虞ならしむ可らず」との理に由り、又同七月北清事件其急を告ぐに及び、平安北道及び咸鏡南北道に「邊境の守備に專任せしむ」るの目的を以て各鎮衛大隊なるものを新設し、此くて鎮衛大隊の在る所は平壤及び義州江界北青鐘城の五個所となりしが、而も東亞の形勢に鑑み陛下の軍備擴張に熱心なる、竟に昨年七月十七日を以て

比年以來朕留心戎政、改良兵制、事屬草創、尙未有畫一定規、可以持循良、庸慨然、爰就我朝舊例而參考之、旁照列邦新規而取捨焉、茲成軍隊內務書、播告中外各隊、惟爾軍人、其各勉勵忠愛、懷遵此書、罔或違越、自底于悔、始於辨等威修職務、終焉張軍容、振國勢、豈在此書之實施、嗟爾軍人勛哉。